

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二十号

(三三三)

昭和四十九年三月十九日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 暎目君

理事 伊藤宗一郎君

理事 大西 正男君

理事 鴨田 宗一君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 萩原 幸雄君

理事 村岡 兼造君

理事 山下 元利君

理事 高沢 寅男君

理事 武藤 秀吉君

理事 山中 治君

理事 小森 政子君

理事 内海 清君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

大蔵省次長 吉田富士雄君

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第一課長 伊豫田敏雄君

国税庁直税部長 田邊 昇君

国税庁間税部長 横井 正美君

大蔵委員会調査 末松 經正君 室長

三月十八日

中小業者に対する減税措置に関する請願(松尾信人君紹介)(第二七二二号)

同(錦切康雄君紹介)(第二七六九号)

国家公務員共済組合法施行前の退職者の処遇改善に関する請願(谷垣專一君紹介)(第二九六七号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

昭和四十九年度税制改正に関する陳情書(京都市中京区烏丸通夷川上る京都商工会議所会頭森下弘)(第二四八号)

所得税の減税及び勤労者預貯金の減価補償に関する陳情書(東京都千代田区九段南四の八全国繊維産業労働組合同盟会長宇佐美忠信)(第二四九号)

公共用地の譲渡所得特別控除に関する陳情書(全国市長会中国支部長下関市長井川克巳)(第二五〇号)

自動車重量税の増税反対に関する陳情書(栃木県議会議長小池知明)(第二五一号)

昭和四十九年産葉たばこ収納価格引上げ等に関する陳情書外二件(勝田市議會議長大谷常夫外二名)(第二五二号)

パナナの輸入関税率引下げに関する陳情書(東京都千代田区平河町二の七日本パナ輸入組合理事長並川義隆)(第二五三号)

本日の会議に付した案件

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 昨年度以降経済が異常な状態になってきて、本年度の予算案の審議をしていく時期あるいはそれ以前の時期から、法人税の基本税率の引き上げは急務だということを私は強調してきたわけですが、私たちの予測どおり、今日の異常な経済状態を見ますと、法人税率の引き上げはあまりにおそ過ぎたという感を感じません。この政府の責任はきわめて重大だと思っております。過剰流動性の吸収や、そして景気の鎮静化をはかっているために、特に法人税にも累進税率をとるべきだという主張まで私たちはしてきたわけですが、今日の事態に至って、政府はどのようにお考えになられているか、ひとつ反省を含めた御答弁を、まず政務次官からいただきたいと思うのです。

○中川政府委員 今日の物価高、インフレ傾向を鎮静するために法人税率の引き上げは必要であるというところは、当然御指摘のとおりであります。そこで、今回税制改正をお願いしておるわけでございしますが、累進税率についてはいろいろ議論のあるところであつて、われわれとしては賛成しかねるところであります。

過去にさかのぼってやるべきであり、あるいはおそかったのではないかといい点については、これもまた議論のあるところだとは思いますが、総需要抑制のために金融の引き締め、公共投資の繰り上げ等、かなり思い切ったことをやりました。ようやくその効果も出始めたというふうに考えまして、今日の段階では、(おぼろげ)よろしきを得たのではないかといいふに思っております。

○増本委員 いま政務次官がよろしきを得たという点は、私はただけだと思ふんですね。実際に、卸売り物価が現にまだ三〇%、それが若干勢いが弱まってきたものの、いかうかというところでの見解の違いはあるにしろ、いま現にものすこしいたをはいてる。そして来年度に向かうとしてるわけですね。消費者物価の二四%、しかも、四十八年の上期をとりましても、大手の企業を中心に営業利益は二八%伸びる。そして今年度の税収見込み、特に法人所得の伸びは四〇%というぐあいに見込んでるわけですね。ですから、実際に四十八年度から法人税率を引き上げて、過剰流動性を吸収するということは急務であつたというふうに思ふのです。

しかも、それをやらなかったから今日この段階で、先取り値上げ、乗乗値上げ、売り惜しみ買い占め、いろいろな経済事象まで出るようになって、だから、今回の事態で、不当利得あるいは超過利得に対する課税をしなければならぬというふうな特別の手だてまでとらざるを得ないという状態になつてゐるわけですね。こういう点を考えれば、おそきに失したことはやはりつきりしている事態ではないでしょうか。そういう点についての反省がない限り、これからの経済運営操作、特に財政金融政策、税制を含めた政府の適切な措置というものはとうてい期待できないというふうに私は思ふわけですが、もう一点、その点を含めて政務次官の意見を伺つておきたいと思ひます。

○中川政府委員 今年度の税制を御審議いただいたは、昨年のいまごろの事態は、為替レートの不安定な問題もあり、中小企業が非常に苦しいという段階でありましたので、法人税をいじくるという踏み切りをするような情勢になかったことは御承知のとおりでございます。今年度に入りましてから非常に情勢が変わってきた。

そこで、来年度税制においては、今年度の状況を見て、基本税率を改正するというところに踏み切ったわけでございまして、年度途中に税制改正をやればよかったではないかということですが、これもなかなか年度内の改正ということは容易ではないということから、いま超過所得についてだけは何となくこれを吸収したいということに、近々党と相談の上法案を出したい。御指摘のように、途中でやればよかったかなということについては、あるいは反省しろと言われれば、そういう決断を、年度内の改正をやらなかったということについては、御批判を率直に受けておいていいのではないかと考えております。

○増本委員 政務次官の前段の点は、私は異論があるのです。つまり、中小企業が為替の変動のためにきわめて極端な危機におちいっていった、おっしゃるとおりです。でも、いまこの時点で、法人税率を引き上げる問題を審議しているこの時点でも、中小企業は非常に危機的な状況にあることも御承知のとおりです。法人税法では、法人税率については中小企業と一般の基本税率とは、しかく分けてあるわけです。私が問題にしているのは、三・六・七五%をしかるべく引き上げるべきだということとを問題にしているもので、中小企業税率を引き上げるべきだということを言っているわけではない。

○中川政府委員 御指摘のとおりでございます。中小企業の税率は区分けしておりますが、御指摘の点はわかるのでございますが、やはり下請けその他を通じて、大きいほうをいじくりまわすと、中小企業にも間接的に影響がある、こういう点を配慮したわけでございます。

○増本委員 中小企業の法人税率については、私たちは実はまだ高いというように考えておりますが、この点はあとから申し上げることにしたいと思います。一応、政務次官も、おそ過ぎたという指摘については、その点もくんで反省もしているというお話ですので、次に移りたいと思います。主税局から「税制改正の要綱、租税及び印紙取入予算の説明」というパンフレットをいただいておりますが、実は昭和四十九年度の法人税収の見積もりがあまりに甘過ぎるのではないかと、ように私は考えるのです。これは局長にお伺いしたいのですが、生産が九四・九%ということになっていきます。これは経済見通しから見まして、明らかに過小ではないか。経済見通しによりまして、鉱工業生産は一〇・一%ということになっているわけですか。これが一点。

それからもう一つは、物価上昇率が一二・二%ということになっていきますが、先ほど指摘しましたように、昭和四十八年度のけたをはかしても、これは政策目標だといえ、皆さんはそうおっしゃるかもしれないけれども、しかし、現実のこれらの物価の推移を予測しても過小に過ぎないか。ですから、インフレ利得を含めると、所得率による調整九五%と総合一〇・二%も実質的には低過ぎないか。個人の事業所得を見ますと一〇・五%となっている。ですから、法人所得が一〇・二%しか伸びないというのは、これはどう見ても見積もりが低過ぎる、甘過ぎないか。これを前提にして法人税の税務行政を進めていくということになれば、実は個人の事業所得との間にもアンバランスが生じ、法人税の税の徴収の面でもゆるやかにならざるを得なくなるのではないかと気が私はいたします。この点は、主税当局としてはどのようにお考えなのか、はっきりさせていたいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 四十九年度の歳入見積もりのうち、法人にかかる分でございますが、これは率直に申しまして、見通しが非常にむずかしいというところでございます。この見通しを立てました

昨年十二月の段階におきましては、御承知のように、その前提となる日本の経済の見通し作業もやや動揺しておりましたし、だいたい様子はおわかってまいりましたけれども、現在でも、四十九年度の歳入を十分見通すということはまだむずかしい。特に、法人税のように経済の情勢に対して敏感なもの、税収見積もりは、かなりむずかしいわけでございます。

法人の税収を立てます場合には、経済見通しに乗って立てておるわけでございますけれども、本年の経済見通しでは、上期には若干弱目に見えておりまして、下期である程度回復するという考え方で年度間を見ているわけでございますが、税収見積もりのほうで見ますと、下期の影響というのは、むしろ五十年年度の税収になって響いてくるわけでございます。決算期に反映してそれが税収になつてあらわれます。これは、そのときそのときによつて違ひますけれども、大体四五月から五六月くらいはズレといふものがございます。過去の経験値から申しまして、経済の波と税収の波は約四、五カ月のズレ、特に法人税についてはそういう傾向がございます。そういうことを頭に置きまして、現在の経済見通しのうち上期、下期の状況を勘案をいたしまして見込みましたのが、九四・九という数字でございます。

物価につきましては、おっしゃる通りに、いろいろな見方があると思ひますが、これはある種の政策意図を含んだもので経済見通しができているということもございします。しかし、何としてもこの辺に押さえずなかならぬということ、経済見通しができておりますので、税収見通しもそれを前提としていふことでございします。それらの総合、それから所得率による調整を見まして、結果的に約一割の増といふことを見ていることは、弱気の見込みといふことがいえるかどうか。これは現に目前に迫っております三月期の企業の見込みというふうなものも全くまだ見通しがつかないという現状でございますから、私どももこの一〇・一〇という見通しが絶対確実といひますが、これ以外

外にないというふうなほどのいわば十分の見通しを持ったものではございません。しかし、御指摘のように、これが少し弱いといふことの御見解については、現段階では、私どもはともかくこれが弱いとはいえないんじゃないかといふくらいは感じております。

○増本委員 来年度下期は五十年年度に影響がある。とすると、四十八年度の下期がやはり四十九年度のこの税収には影響を持つものであるということになると思ふのです。大蔵省から伺ったところによると、全体として四十八年度の法人所得の伸び率というのは四〇%というお話でした。そうですね。そうすると、四十八年度後半での卸売り物価が三〇%をこえている、消費者物価も二四%だ。そして今日この段階、石油の価格もさらに引き上げがきめられ、もう実施に移されている。こういうことを勘案すると、物価上昇率が一二・二%だといふことの根拠といふのは、これは政策目的ばかり強くて、実質的な経済の動向的な動向を踏まえたものではないのではないかと、いうふうに考えざるを得ないのです。これが一つです。

それからもう一つは、特に九月期決算以降ですね。十二月の中間の段階での決算は、大企業を中心に、経常利益が前期と比べて二十一倍のところもあるとか、あるいは一・三%の増益があったとか、それぞれ相当に利益も伸びている。そしてまた、三月期決算についても、利益をどのよう隠したらよいかということが企業会計の上で大きな問題になっているということも新聞などでも報ぜられていふような経済の実態を見ますと、どう見ても、一〇・二%という法人所得の伸びといふようなことは、経済の動向的な実態を踏まえたものではないといふようにいわざるを得ない。私は思ふのです。こうした経済の動向、実態をどのように踏まえて、どのように積算されたのか、その根拠をひとつ御説明いただきたいし、それに関する資料がもしおありであれば、当委員会にも提出していただければたいへんけっこうだといふように思ふのですが、この二点について

○高木(文)政府委員　御指摘のように、四十八年度の法人税の収入の実績の状態は、対前期大体四〇％ぐらいの非常に高水準でございます。これを見込みまして、先般の国会で御審議願いました四十八年度の補正予算におきましても、法人税の収入見積もりを追加計上をいたしましたわけでございます。ここにあります一一〇というのは、そのようにかんがりの巨額の追加計上をいたしました四十八年度の実績見通しの上に立って、なお一割伸びるという前提をとっておるということでございます。

九月期の決算が非常に好調であつたということ
は事実でございますが、この九月期の決算という
のはすでに四十八年度税収として入ってくるわけ
でございますので、これは四十九年度収入には関
係がないわけでございます。十二月の決算のもの
につきましても、十二月決算は二月末申告でござ
いますから、これも四十八年度収入になつてくる
ということになるわけでございます。でございます
すから、四十九年度収入の中心をなすものは、四
十九年三月と四十九年九月の決算でございます。

そこで、四十九年三月の収入の見込みでございますが、これは新聞報道でもごらんのように、いろいろ乱れておりまして、ある時期には非常に増益、増収になるだろうという見通しを報ぜられたたこともございますが、最近、価格を押えるということであるとか、企業サイドがいろいろな意味で萎縮をしておるといふようなことから、あまり多くの所得申告が出てこないのではないかとというような見通しも出ておりますし、最近の株価等の推移を見ましても、かなり悲觀の見通しを織り込んだような株式市場が成り立っておるといふような現状でございます。でありますので、この九月はどうなりますか、見通しを立てることがほとんど現在の段階では不可能でございますが、三月の場合でも、対前年はたして一割伸びるというようなことになるかどうか、これはなかなか見通しを立てにくいわけでございますが、私は現在の段階

でこの一割と見ました見込みというものが、率う——この一割というものを立てましたのは、率直なところ、予算編成手続との関係から、十二月の二十日ごろに見当をつけておる数字でございますが、そうして、それを最終的に一月の段階で予算の最終案をきめますときにチェックをしたものでございますけれども、現在の段階でも、当時立てましたこの一割の増収見込みというものが著しく間違ひであったのではないかというような感じは、いまのところは持っていないわけでございませう。

次に、物価の見通しの問題について、経済見通しというものの上に立っておる、その経済見通しというものが若干政策的なものであるということから、この見込みが低いのではないかという御指摘でございますが、その点は、そういう傾向があるということは、過去の経験値からいっても言えないわけではないと思うのでございます。ただ、現在のところ、何も税収だけではございませんで、すべての予算につきまして、一応一貫したててまゑのもとに予算の編成を行なうということから、歳入につきましても歳出につきましても、すべて経済見通しの数値に基づきまして組み立てていくということを政府のやり方としてやっておりますので、私どもといたしましても、経済見通しに掲げられておりますところの物価動向というものに基づいては、私どもだけが独自の批判をそれに加えて違う数字を入れ込むということではなしに、経済見通しの数字をそのまま使っておるということでございますので、その意味で、いままでのやり方と特に違っているわけでもございませんし、これはこういう見通しの立て方をする中で御了承を願いたいと思うわけでございます。

なお、あと計算方法は、ここにあります生産の
九四・九とか、物価の一二・二とか、相乗、そ
して所得率というようなことがございますが、そ
の所得率というのは、もっぱら主として所得発生
期間と税収期間のズレの問題でございます。また
三月期、九月期というようなところにかなりのウ

エートがあり、一年決算では十二月決算の法人が多いわけですが、そういうものについて、四十八年の経済見通しのしっぱの影響を受ける部分と、四十九年の経済見通しを月別にねらいをつけまして見当をつけておるわけでございます、それ以上別に特にそうむずかしい計算とかなんとかいうことをやっているわけではないわけでございます。

○増本委員　それでも、個人の営業の場合、事業所得が一五％の伸びになっているのですね。そういうこととの勘案から見ても、私はこれは低きに失すと思います。これ以上議論を続けましても時間がないと思いますので、次に移ります。

今度基本税率が四〇%になって、そのために実効税率が三〇%の配当を前提にして四九・四七%になった。

この問題はひとまずおくとしまして、先ほどお話が出ました中小企業の軽減税率が二八％に据え置かれていたという点、私はたいへん重大な問題だというふうに思うわけです。政務次官も、現在の中小企業が金融引き締めの一歩のしわ寄せを受けてたいへんな状態にあるということは、御承知のとおりであります。しかも、中小企業を土台にして、いわば大企業がヒエラルキーのようにそり立っているのが日本の経済の構造ですね。実効税率の国際比較で、アメリカが五一・六四％というふうになっていきますけれども、アメリカの比較で見ましても、アメリカは中小企業については二二％の普通税率しかかけていないのです。それに七％、八％の州税がかかるだけです。今度軽減税率の適用範囲を七百万円に拡大した。しかし、税率はアメリカよりも六％高い。こういう諸外国との比較から見ましても、私は日本の中小企業との軽減税率も、少なくとも五％は引き下げるべきではないかというふうに思うのですが、その点は政府としてはどのようにお考えなのか。また、将来そういう方向で検討なさる御意思がおりなのかどうかお伺いしたいと思います。

○高木(文)政府委員　アメリカにおきましても、

低い税率が適用になりますのは年二万五千ドル以下の所得の部分でございますから、やはり大体日本と同じように六、七百万円くらいまでの部分についてでございます。それで、中小企業の軽減税率の問題というのは、一つは法人の仕組みでございいますから、当然、法人税の問題として考えなければならぬのは言うまでもございませうが、それよりも中小法人の場合には、個人の所得税の累進税率とのバランスの問題、これが問題になるわけでございます。

それで、世界の中で日本が目立って特色がござい
ますのは、日本の企業が、非常に小さい規模の
企業に至るまで法人組織をとる傾向があるとい
うことでございまして、よく御存じのとおり、法
人の数が年に五%以上もふえるということ、現
在約百三十万の法人があるということになってお
ります。ちよつとしたお店であれば、大体、法人
組織をやつていくというのが日本の姿でございま
して、これは商法その他の関係もございまして、
その他税以外の要素によつてそういうことになつ
ていった部分も多いのであつて、決して税の問題
だけではないと思いますが、やはり税の問題とし
ても、個人とのバランスは絶えず考えていかなけ
ればならないということとございまして、どんど
んと個人経営の事業がいわゆる法人がえをするとい
うことが望ましい傾向かどうかということとは必ず
しも言えないのではないかと思うわけでございま
すが、そういう点も考えながら、中小法人の税率
を考えるべきでなからうかと思うのでございま
す。

今回の改正にあたりまして、法人税の税率は改定をいたしませんでしたけれども、しかし、その低い軽減税率適用対象所得を三百万円からとりあえず六百万円まで、制度としては七百万円まで幅を拡大することにいたしましたから、結果的には所得が数千万円の企業につきましては、軽減適用幅が拡大をいたしたということになります。

その結果は、クロスポイントを見てみますと、ちょうど四十六年で申しますと、所得のうち三割

を配当するものとして、七割を留保するものとして計算いたしました場合に、現行法の三百万円まで軽減税率適用のときに、所得千二百二十万円の方が四・二・九という実効負担であつたわけですが、今度の改正によりまして、片一方三六・七五の税率が四〇に上がりまして、けれども、軽減税率の適用幅が広がりました結果、ちょうど千二百二十万円以下の方については若干軽減になる。それ以上の方は、三六・七五から四〇に上がるほうの上がり部分の影響が大きくなって、そこから上は若干負担増になるというようになっておられます。その辺を頭に置いて、今回税率は据え置き、ただし適用範囲をその辺まで広げたということでございます。

しかし、御指摘のように、この問題は所得税も軽減されてきたということもございまして、なお今後におきまして、法人の軽減税率のあり方というものは絶えずよく見ていく必要があるわけでございます。その点は増本委員のおっしゃる点をよく頭に置いて今後やってまいりたいというふうに考えます。いま直ちにこれをどうすべきか、どういふふうにしたしようということまでは申し上げかねますが、絶えず見ていかなければならない問題であるというふうに考えております。

○増本委員 アメリカと比較しても、アメリカの場合は法人所得で二万五千ドル以下が二・二％、これは今度ようやく七百万円に日本の場合に適用範囲がなつて、大体とんとくくらい、いまの為替レートでいくと、三百円とすれば七百五十万円。これはアメリカは二八％でなくて二・二％なんです。国際比較だつてこれだけ差があるわけです。これが一つ。

それから、局長がいまおっしゃった中小零細業者が法人成りしていくという問題は、一つは税金の問題が非常に大きな契機になっているということ、御承知だと思つております。ですから、所得税の面で、これはやはり人的控除を拡大し、そういう点で事業所得者も実質的な減税の恩恵が受けられるような手だてというものを一つは自主

的にとつていくということも、非常に重要だといふように思つておられます。

それからもう一つ、ついでに中小企業の問題でお伺いしておきますけれども、今回、同族会社のお留保所得についても拡大がなされているわけですが、留保所得に対して課税するということが撤廃する、そういうお考えというのはないのでしょうか、その点はいかがなですか。

○高木(文)政府委員 留保所得につきましては、いろいろ考え方があろうかと思つております。しかし、やはり同族会社の場合には株主総会、その他を通ずる経営陣に対する監視というようなことがないわけでございますから、どの程度配当し、どの程度留保するかということ、いわば自由でございます。そこで、留保を予定いたしました場合には、個人企業形態をとりますと、これは留保とか配当とかいうことと関係なく、事業所得に対して一定の課税が行なわれる、法人形態をとりますと、そこは留保なり配当なりといういろいろなテクニックがある、また給与の取り方等についてもある程度の弾力性があるということを考えますと、やはり過大な留保ということがありました場合には、留保は企業の体質を強化する面においては決して悪いことではないので、望ましいことではございますけれども、あまりにも過大な留保が行なわれるということになりますと、やはり問題はあります。このことから、個人形態の企業と法人形態の企業とのバランスをとるといふ見地から、留保課税の問題があるわけでございます。

日本の場合には、まだ非常にいわゆる大企業といわれまふものの中にも同族会社がございます。そういう見地からいいたしますならば、留保課税を全廃するというわけにはなかなかまいらぬと思つて留保をふやして、ただ小規模の企業について強化をしていくということは決して悪くないことなのでございますから、そういう意味で、留保課税を漸次ゆるめていくということが望ましいと考へられるわけでございます。ほとんど毎年のよ

うに何らかの形で留保課税の緩和を行なつておるというのはそのためでございます。御指摘のように、全廃をしてしまつたことにはいささか抵抗感を感じるわけでございますが、だんだんやめていく方向というか、軽減する方向というか、そういう方向に向かうことについては、御意見に賛成でございます。

○増本委員 そこで、これまでも多くの委員から指摘がありましたけれども、実効税率が高くなつたといひましても、配当課税制度がそのままで、課税所得の拡大が十分になされていない、こういうものでは非常に法人税法そのものをゆがめたまま置いておくということになる。私は配当課税制度を一体どうするつもりかということ、税制調査会の事務局に対してお伺いするのはなく、政府としてどういう政策の選択をするのかという立場でお伺いしたいと思つております。

確かに、法人税法の基本的な仕組みについての結論と相まってこの問題を処理するというのが税制調査会の答申でありますけれども、しかし、今日この段階まで、この問題は受け取り配当の益金不算入制度の問題とともに十分論議が尽くされてきてしまつてゐる問題ですから、政府としてどういう政策の選択をするかということが、いわば政府の決断だけが残されている問題だといふように私は考へるわけです。一体、そういう意味でどうするおつもりなのか、ここで明確な御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○高木(文)政府委員 この問題は、非常に長い間検討されてまいりました。にもかかわらず、あまり明快な結論が出ていないということで、早く結論を出せというお気持ちをお持ちのことはよくわかるわけでございますが、しかし、それはなかなかいかなないわけでございます。なかなか結論が出ませんのは、やはりそこに問題の深さ、むずかしさということがあるからでございます。にわかにはその決断を下すというわけにはなかなかまいらぬのではないかと、私どもから申しますと、日

本の産業構造、企業の構造に問題がある。このように自己資本比率がどんどん低下をいたしまして、企業が借り入れ資本に依存している程度が高くなりますと、いわば金融機関の支配力というものが相対的に強くなるということでございます。先般、国会でのいろいろな御議論の中でも、金融機関の特定企業に対する融資枠を設定したらどうかという御議論も出ておる現状でございます。そのことは、やはり別の角度から、いまの日本の企業の資本の構成がよくないということ、これを別の表現で言つておられることになるわけでございます。それから、そのほかのほうの角度からいいますれば、配当課税をやめろという議論にはならないわけでございます。何としてでも相当な広範な手だてをもつて日本の企業構造の改善をしなければならぬという現状にある段階において、配当課税制度をやめろということに簡単に踏み切ることにはむずかしい現状にあるわけでございます。

ただ、私どもは、税の立場をいたしましては、あくまでこの制度はおかしいといわざるを得ないわけでございます。日本の法人税制はあくまで配当につきましては受け取り段階での調整を原則としたしておるわけでございますから、その上に配当課税制度があるということはおかしいわけでございます。基本的にはなるべくそつちの方に行きたいと思ひますが、そつちへ行くのについては、ただいま申し述べましたような企業構造の点をにらみ合わせまして、しかるべき時期を選ぶべきである、もう結論を出すべきだということにはなかなかないという現状でございます。

そのことは日本だけでなく、各国とも悩みに悩んでおるわけでございます。御存じのように、最近イギリスも制度を変えました。若干、日本でいいます所得税の配当控除制度の拡大のようなことをやつております。ドイツは、配当課税制度の縮小をはかつておるというふうなことでございませう。各国とも非常に悩んでおられますが、なか

かこういうものを全くやめるといふことにはならない、そこに法人税のむすかしがあるわけでございます。そこをひとつおくり取りいただきたいと思ひます。

○増本委員　ともかく企業に所得がある、それに對して課税するといふこの実態は、もう法人税の歴史が誕生してからずっと動かせない事実ですね。擬制説だとか實在説だとか、あるいは企業税でいけとか、いろいろな議論があるといふことも私も承知してゐます。しかし、そういう問題は問題としても、もう今日まで法人税といふ税が存在し課税をしてきたといふ実態を踏まえて、そこで税負担の公平をどうするかといふものとアリステックにものを考えれば、いま局長もおっしゃったように、こういう制度があるといふのはおかしいんですね。これはもうはつきりしてゐると思ふのです。

それからもう一点は、日本の企業が自己資本比率が低いといふ問題は、これは自分の出した手で自分の頭を打つような議論だといふように思ふのです。税制当局それから金融当局はセクシオンは別かもしれないけれども、政府として実際にもう過去この二、三年の歴史をさかのぼつてみたら、金融については超緩慢政策もつてきたし、自己資本の比率を高めるようなそういうやり方といふのは、むしろ逆にとつていないですね。やるとすれば、それも税制で誘導していこうといふことで、その面は租税特別措置を膨大に肥大化させていくといふようなやり方ではないかといふことだから、この制度をまずやめるといふことからふん切りをつけていくといふことが必要じゃないでしょうか。これは私は、ほかの面で税を重くする項目をつくるよりも、簡単にできる問題だと思ふのです。配当課税の適用所得は昭和四十七年が、大蔵省からいただいた数字によりますと一兆一千三百九十二億円。法人所得が昭和四十八年には四〇%の伸びだといふことですから、四十九年は、先ほど議論しましたように、私は低いと思ひますけれども、一〇%とすると、全体で四十七年対比

で五四%の伸びになるわけですね。これが同じように、同率で配当課税適用所得が伸びるとしますと、この法人税だけで二千五百億円も実は減税してやつてゐるのと同じことになると思ふのです。これはもう明らかに税負担の公平をそこなつてゐるといふことの典型じゃないでしょうか。いかがですか。

○高木(文)政府委員　二つのことをお答えいたしたいと思ひます。

一つは、増本委員おっしゃる通りに、配当課税をやつても一向自己資本が充実してこないじやないか、だから、これはあまり意味がないからもうやめてしまふ。いまの自己資本充実論はセクシオンは違つても同じ大蔵省の中のことなんだから、別途考えなさいといふことでございませう。これはある意味において、私どもに対する御激励として非常にありがたく思ふわけでございませう。税はやはりあまり他の政策目的のためにいろいろな仕組をつくつていくといふことは望ましくないもので、そういう意味においてはなるべく単純明快であるべきでございませうし、そういう点では配当課税をやめ得るものならばやめるべきであると思ふわけでございませう。

ただ、しかし、一方において、明治以来日本の産業の発展過程におきまして、資本市場と金融市場とがアンバランスに発展をいたしてまいりました。諸外国の例に比べますならば、日本の場合は著しく金融市場中心に発展をしてまいつたわけでございませう。そのことがいいのかといへばそれは非常に問題でございませうので、大蔵省全体として考えまして、金融市場と資本市場のあり方の問題との関連でものごとが判断せられるべきであるといふことでございませう。私も何も何とおっしゃるような方向にいたしたいと思ひますけれども、そう簡単に踏み切るといふわけになかなかまいらぬといふ事情は、長い歴史的背景とそれを直そうといふ方向とがあるといふことで御了解いただきたいと思ふのでございませう。

それから、配当課税率のために現在でも千二

百億、あるいは四十九年度に置き直してみれば二千億以上の軽減をしているではないかという御意見でございませうが、これは私はちよつと見解を異にするわけでございませう。

法人の税負担は、大体どのぐらいがよろしいかといふことに一つ問題がございませう。それで、今回政府が提案しております案では、実効税率を五〇%にしようといふことでございませう。私も大体これで国際水準になつたといふふうに思つております。ただタックスベース、課税標準のほうにまでいろいろ問題があることは御指摘のとおりでございませうが、税率水準といひますか、負担水準としてはこの辺のところかならいい、よその国との関係においていい水準になつてゐるといふふうに思ひます。もしこの配当課税制度をやめるのであれば、四〇%の基本税率を下げるか、事業税を下げるか、法人の住民税を下げるか、事業税と、配当課税率を上げただけで終わりたいといふことでありますと、実効税率が四九・四七よりも上がつてしまつてございませうから、住民税や事業税に影響を及ぼさないで法人の税のフィールドにおいてこれを調整しようといふことは基本税率を下げなければいかぬといふ関係にあるわけでございませう。

したがつて、この千二百億なり二千億なりという問題が法人税の軽減だといふことではなくて、これはいわゆる配当の多い法人と配当の少ない法人との間の調整の問題であるといふふうに私もは考へるわけでございませう。配当課税制度を将来何らかの形でやめて一本税率にするときには、四〇と三〇の中間のところに一本税率を持つていかなければならぬといふ関係にあるといふふうには理解をいたしておいて、そういう意味で、これが法人税の減収要因になつておるといふふうには必ずしも考へていない。直ちに三〇を四〇に上げただけでありましたならば、法人の税負担水準が何%上がったか。そのことがよろしいといふのであればまた別でございませう。それはまた別

の問題として議論するとして、全体の水準が五〇でよろしいといふ前提であれば、これを廃止して、それで基本税率据え置きといふことには必ずしもならないといふ関係にあるといふふうに私も考へております。

○増本委員　配当性の高い企業に配当課税制度が有利に作用してゐる、それはおっしゃるとおりです。この配当性が高い企業で税負担の不公平をもたらしつゝといふのは、主として大企業です。いま局長は、実効税率が五〇%をこえるようなことになるとまた一つ考えなければならぬ問題があるとおっしゃつたけれども、だつたら所得、そして資本階級も考慮して、やはり法人税にも累進税率を適用するようにしたらいかがですか。そうすればもっと配当性の高い企業とその他のバランスもとれるようになるでしようし、あるいは配当課税にまつわるいま指摘されたような欠陥の是正も、そういうような面での検討も必要ではないかといふように思ふのです。

ついでに、同じような問題ですが、受け取り配当の益金不算入制度、これも、時間がありませんから長い御答弁は要りませんけれども、配当課税と同じような御趣旨のお考えなんではないか。その点はいかがですか。

○高木(文)政府委員　法人税に累進税率を入れることは私もちよつと考へられたいといふふうには思つております。なぜ考へられたいかといふことはそれは技術的に非常にもうどうにもならないといふふうには思つておるわけでございませう。それは少しこまかく申し上げれば御理解いただけると思ひますが、時間がかかりますので、省略をいたします。

何と申しまして、資本別に税率を変える、あるいは所得別に税率を変える、あるいはその相互を組み合わせて何かを考へるといふことでございませうが、法人には例の期間計算といふ問題がございませうので、また大企業ほど景気によつて影響を受けやすいといふ関係がございませうので、期間ごとに所得の出が小さくなつたり小さくなつた

いずれにいたしましても、そういう長い期間の勤労に対する対価的な性格を持つておる関係で、その特別控除額というものをいわずに、政策的な特別措置と見るべきものなのか、むしろ基本的な控除額と考えるべきものなのかというような議論があるのではないかというふうに思われます。

るのではないかと、いうふうに思われます。

山林所得のことにお触れになりましたが、山林所得についてのもうひとつの特例というのは、やはりこれは山林所得特有の、現在の所得税では律し得ないものがあるからそこに出てきておるわけでございまして、また山林所得についてはなかなかこれは現実問題としてどういうふうに計算を出すのかというような問題がありまして、いまのところ特別措置としては計算をお示しをいたしたいな、ということでございます。

それから、増加償却等につきましては、これはむしろ償却の年数が省令で一律にきまつております。しかし、ある現場におきましては、その省令をきめます際に頭置きましたような機械の使い方をするのでなしに、もっと激しく機械を使うというところでございますから、現実には機械がどんどん消耗していつているわけでございますから、それは片方において、税法上償却制度を弾力的にしないで一律に年限をきめていることによる矛盾を一種の救済をしている、ということでございます。これをはたして特別措置のないいわゆる政策的

いまほかにもいろいろおあげになりましたが、一つ一つについて相当基本的にとどいう性格のものかという問題があるわけでございまして、この特別措置による減収額の表は、これはこの当委員会におきますところの十年以上の長い間の御審議の過程を通じて、こういう計算をやってみる、それはなかなかできませんというようなことを申し上げながら、積み上げていつて計算してきたものでございます。多分に経緯的、慣例的なものでございます。したがって、おっしゃるように、理論

さいます。したがって、おっしゃるように、理論

的にはこのほかにもまだあるいは計算すべきものがあるかもしれないと思います。思いですが、いまおあげになりましたすべてについてそういうことが可能かどうかは、一つ一つについて相当検討しなくてはならない問題だと思つてゐるわけでございます。また、いまここに掲上しておりません非常に多くのものは、實際上計算不能というやうなものが多くということもお含み願ひたいと存じます。

○増本委員 私が生上げるのは、結局、一般原則に対する特例、例外を認めて、その例外を認める制度の趣旨、それが合理性があるかどうか、これは合理的なものであれば、そして現実の問題から出発して、たとえば退職所得の場合、一定の程度のものであるならば当然労働者なども引き上げを要求してゐるわけですし、現実の経済の実態から見れば合理性を持つてゐる。それは当然国民の合意の得られる問題だと思つてゐる。しかし、そういうのにまぎれて、何か制度に合理的な理由があるのかどうかということも国民自体がはつきりしない、あるいはそういう制度があるかないかということ自身もはつきりしないというやうな問題が、いま私が指摘したやうな問題の中にもたくさんまぎれ込んでゐる。だから、これを根本的に洗い直して、そして税制はこういうやうに一般原則と特例で成り立っているんだ、これをどういうやうに改廃、合理化して、そして整理をして、いいものは残し、悪いものはそれを直していくというようにしていくかということでも、もっと大蔵省当局がそういう面ではつきりさせる必要があるんじゃないかという趣旨で私は申し上げてゐるわけ

です。

一般的に言えば、経済学的に、あるいは財政学的に言えば、こういう所得計算あるいは税額の計算の特例というものは、国庫補助金とか、あるいは無利子の国庫融資をしてやつてゐるのと同じやうな結果にもなつてゐるわけですね。税金を特別にまけてやつたり、あるいは特別償却で一時に払う税金を繰り延べしてゐるということですからね。

だから、それだけにその制度の合理的な根拠というものを国民がやはりはつきりと理解するやうな手だてをとるといふことが何よりも重要だといふやうに思つてゐる。よく納税義務の高揚とか、いろいろ言ひますけれども、税制の仕組み全体が、そうしてその中でどういふやうにこの特例があり、それがどういふ機能を果たしてゐるのかといふやうなことが多くの国民の理解が得られてゐないやうな状況で納税義務の高揚だなんて言つたつて、それは片手落ちだといふやうなこともあると思つてゐる。だから、そういうことではつきりさせていたいただきたい、こういう趣旨なのです。

○高木文彦政府委員 若干は十分同感するところがあるわけでございます。一つはつきりさせておきたいのは、特別措置といふことでいままで御提示をいたしておりましたものは、ただいまお触れになりましたやうに、何らかの意味において個人または法人に対する補助金助金のもの、あるいは金融助成的なものという意味で、そういう政策的な意図で導入されてゐる制度を租税特別措置によるものといふやうに認識をしてゐるわけでございます。

それに対して、別途仕組みのものと申します。別の表現をとりますと、本法的なものといふものは区分をして考へてゐるわけでございます。しかし、本法的なものといふことも決して問題がないわけではないわけでございます。しばしば当委員会御指摘を受けております金融機関に対する貸し倒れ引き当て金のごときは、本来制度的には本法的なものと申します。会社経営において当然認められるべきものだと思いますが、その率の立て方なり仕組みのあり方といふやうな点になつてまいりますと、御批判を受けなければならぬ点があるやうなところと思ひます。さればこそ最近わずか数年の間に二回にわたり改正をお願いしてゐるやうなことでございます。

でございますから、そういうことについては、やはり本法的なもの、基本的なもの、仕組的な

ものといふことも随時洗い直しを行なうべきであり、それがためには広くその実態を見ていただきたい、そして御批判を仰ぐといふことの態度で臨まねばならぬと思つてゐるわけでございます。ただ、それが持ちます意味といふものを、政策的なもの、本法的なものとを区別してお考へいただきたいという気持ちで先ほどちよつと申し上げたわけでございます。それは現在の段階では国税庁で集計をいたしまして発表をいたしておりますものも印刷物等によつて御承知願ひする状態になつてゐるわけでございます。しかし、お、不十分の点がいろいろありますといふことは御指摘のとおりでございますので、どういふ方法によつたらよろしうございませうか、私どもも多くの方から知つていただけるやうな方法を今後とも研究をいたしまして、何かいやくもそれを世の中に明らかにすることを避けて通つてゐるのかごとき印象を持たれますことをむしろおそれるものでございます。そしてぜひそれを広く批判をしていただきたいといふやうに考へます。

○増本委員 それじや区切りがいいですから、いまの局長の御答弁でいいに、そういう点は明らかにしていただきたいといふやうに私は思つてゐる。実はいろいろ調べたのですけれども、たとえば国庫補助金や買いかへ資産に関する庄園記載、この実態なんかは実は何にもわからないのです。これは数は多くないでしようから、そういうものまで含めて、ひとつ全般的にこの点は考へていただきたい。特に、税金をまけてやつてゐる手口といひます。これは悪いでございませう。そのやり方を見ましても、非課税とか分離課税、税率軽減、こういうのは法人税法の基本的な原則から見てもどうかという点もあるし、それから所得税法の高度累進税率をこわしてゐるという面もある。それから課税所得の計算の特例は、やはり所得を減らし、損金をふやすとか、課税所得に例外を認めて、実はここが大事だと思つてゐる。企業が会計原則と税務会計との間の乖離をつく

り出す一つの原因にもなるんですね。本法では引

き当て金は損金経理だ、租税特別措置は利益処分だ、損金経理が絶対条件になつてゐないといふやうなところの問題が、非常に重要な問題だといふやうに思つてゐる。そういう会計上の面から見ても、あるいは税法上の面から見ても、こういう制度についてはいろいろ問題がある。だからその制度の合理的な根拠、理由といふものがやはりはつきりしてゐないと、そしてなぜそういう仕組みがつくられてゐるのかといふこと自身ももっとも明確になりませんと、やはり今後税制をどうしていくかといふ問題について、当委員会での議論はもちろん、国民の中でも高まつてゐる税に対する関心に正しくこたえていくといふことができないといふやうに考へるわけですね。その点での善処を強く要望申し上げて、ちよつと区切りがいいので、午後にあつて質問を回さしていただきたいと思ひます。

○浜田委員代理 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時三十分再開

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。増本一彦君

○増本委員 午前中に引き続きまして、政府当局にお伺ひしますが、午前からの言及してございましたけれども、租税特別措置法による準備金、特別経理が絶対条件でない。本法の引き当て金その他の、かりに本法上の特別措置と言つておきますが、これは損金経理が原則になつてゐる。そこから公表利益と課税所得との間にやはり大きな隔たりが出てきてゐるという問題があるわけですね。法人税法上の特別措置は損金経理が原則のために、課税所得の過少計算が生まれる。これは公表利益の過少表示。特別措置法の場合には、準備金、特別償却は損金経理が絶対的条件ではなくて、利益処分として費用化することができ。これが公表利益の

過大表示になって、いま申し上げた公表利益と課税所得との間の隔たりを大きくしている。これは、企業会計が一般的に真実を反映するという立場から見ると非常に大きな問題だし、そういう意味で、企業会計の公的性質というものは、これ自体もともと神話であるというように私たちは考えますけれども、その神話すらくずれてきている。これを一体、税制の立場でどういうように処理をすべきなのか。現実の問題として政府がこういう問題に對してどういう検討をし、どのようにこれを改善しようとしているのかという点を、まずはっきりさせていきたいと思います。

○高木(文)政府委員 第一義的には、企業会計の上に立つて所得計算を行なうべきである。ただ、もう一つの租税特別措置というものは本来の企業会計上のたてまえとは全く違う立場から、政策的な見地から行なわれておるものでございしますから、必ずしも企業会計上の経理処理と一致させることを強制するといふべきか、必須条件とするといふ必要はないという考え方に立っているわけでございします。その辺の細目については私自身あまりつまびらかでございせんので、一課長から答弁をいたさせます。

○伊豫田説明員 ただいま局長の申し上げたとおり、課税所得の計算は、一応公表決算と申しますか、そういうものにまず第一義的に乗ってそれに租税政策上必要な除加算等を加えて課税所得を把握するというのが現在の法人税制のたてまえかと考えております。したがって、税は執行を持っておりますので、その執行上の問題も含めまして、従来、昭和三十八年ごろまでは一応全部損金経理、いわゆる確定決算基準をとっておりまして、しかしながら、やはり商法の改正が行なわれ、あるいは企業会計も次第に固まってくるというふうなこともございまして、われわれといたしましては、商法並びに企業会計の考え方、これを税の面からじやまをしないというたてまえをとるということから、昭和四十二年の改正において、租税特別措置法に關する準備金、特別償却について、

これを利益処分によって行なう方法を認めただけでございします。

したがって、ただいま局長の申しましたところを骨にいたしまして、現在の税の形と申しますのは、税制の計算上商法に反し、あるいは商法に反することを税がすすめるようなそういう形を避けておる。大体どのような商法あるいは企業会計のつとめて計算が行なわれまして、これに對して税が対応して計算ができるような形にされております。

○増本委員 しかし、それがあなた方がおっしゃるとおり実際の面でいっているかどうかということ、それからもう一つは、租税特別措置の中にもそういうものを企業会計原則に一致させていくというところを、実はそれすら無視しているものもあるわけですね。たとえば、例のドル・ショックのときにできた長期外貨建て債権の為替差損の問題でも、これは会計処理上必要なしに、ただ納税申告だけすればいいというたてまえだったわけでしょう。こういうものがあるし、だから、もうそこで企業会計原則を基準にするんだといつても、こういう制度でまず一つはこわしている。

それからもう一つは、たとえば貸し倒れ引き当て金にしましても、実際の補てん額と、それから純増で積み立てるその内訳の中には、それを将来の貸し倒れの見込みまで含めてやるために、これが損金経理になっていながら、やはり長い間の経理の慣行ということで、実際の事態を企業会計原則ではつきり見るといふんじやなくて、いわばこの貸し倒れ引き当て金で積み増していった分がほとんどふえて、それが過剰流動性になって高度成長をささえたり、そして今日の悪性インフレをもたらすというふうな面でも、もう完全に破綻しているというか、ほころびが非常に大きくなっている。それをまたそういう制度をつくらせている、こういう問題があるんじゃないでしょうか。

ですから、このところをどうするかということとが一つ緊急の手だてとして必要である。ですから、

ら、抽象的、一般的におっしゃるだけでは、いまの公表利益と課税所得との間の大きな隔たりというものを解決することができないというように私は思うのです。その点で、ではこういう問題を実際に皆さんが御検討になっていらっしゃるのかどうか、その点も含めてもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 企業会計のあり方と税のあり方とをどの程度結びつけていくべきか、またどの程度離れたものであるかを容認していくべきかというところは、非常にむずかしい問題でございします。企業会計のたてまえといふものも、これは御存じのように、必ずしも法令上のものではございせん。一つの経理基準であり、それが公認会計士の監査基準であるといふことで動いているといふこともあります。そういうものによつてあまり税そのものの計算が強く動かされるということはいかかという議論も一方から出てまいりますし、一方からは、やはり税だけの立場で所得計算を左右するといふことではいけないということから、大原則は企業会計の考え方の上に乘つていくんだという考え方に立ちまして、もう一つの政策的なものとは切り離して、特別措置で処理をするという考え方になっているわけでございします。

おっしゃるとおり、そのことについての基本的態度というものは抽象的に論じましても意味がないわけではございまして、個別個別の具体的な制度などをつくり出す際に、私どもかなり慎重に議論をしておるつもりでございします。その中で、ただいま御指摘になりました長期の為替差損益の調整の問題などは、それを意識をして企業会計の考え方と切り離して処理をした最も典型的な例でございします。あの場合、いい悪いは別といたしまして、長い間なれ親しんでまいりました三百六十円というレートから切り離れていく。そうして主として造船なりプラントの輸出につきまして、三百六十円というレートを前提にして長期の契約が結ばれておる。それから造船会社その他は為替上の

一種の保険をする道が閉ざされておった、強い為替管理がございまして、それが閉ざされておったというときに突然ああいうことがあったという場合に、何らかの調整措置が必要だと思われまして、その調整措置を商法上の措置として考えるか、また企業会計上の措置として考えるか、税法上の措置として考えるかということが非常にむずかしかったわけでございします。あの際にはあまりにも急激なショックであるといふことでございしますから、何らかの処理をしなければならぬということ、実質的には損失が出た。したがって、本来配当ができない状態にあるが、その損失を一挙に計上することを企業会計上も強制をいたしません。そして税務上は実態に即して、実際損が出ておるわけでございしますから、それは税務計算上は損として申告調整で認めるという、きわめて特例的なことを行なつたわけでございします。これはまさに最近行ないましたもう一つの租税特別措置の中でも最も企業会計と商法と税務会計との間の調整に難渋した事案でございまして、しかし、その場合でも、そのところを踏み越えることによしあしといふことについてはかなり当時慎重に検討もいたしましたし、御審議も求めたつもりでございします。

その他いろいろの点につきましては、個別には検討いたしておるつもりでございしますが、御指摘のような問題は、法人税法の持ちます宿命的な基本問題でございします。長期的にも私どももまた商法も企業会計もそれぞれ考えてまいらなければなりませんし、また、個別具体的な条項の処理につきましても、慎重に検討していかなければならぬと思つておるわけでございします。

○増本委員 企業会計の面では、上場会社については有価証券報告書等々の一定の公開の問題があるわけですが、税務会計の場合にはそれがない。ですから、実際にどのくらいの隔たりを持っているのか、現在の法人税法や租税特別措置法によつて、この課税所得と公表利益との間の具体的な隔たりの実態というものが、実は国民の前にも

明らかになっていないという問題があるわけですね。現にインフレを抑制し、物価を押えていくために大企業の経理を公開したり、あるいはそういう問題も国会での審議に付すべきだという意見や世論も強くなってきたことは、皆さんも御承知だと思つてます。ですから、現在の税制と企業会計原則とのあり方の問題、そしてそれが実際にどういう事態になつてゐるのかというふうなことも、もつと国会の場では明らかにされてしかるべきではないか。そういう問題から、やはり特に法人の課税所得を拡大し、そして税負担の公正もはかつていくというふうな手だても、私は必要になつてきているというふうに思つておられます。

ですから、まず、御検討なさることは大いに御検討していただくこととして、この具体的な隔たりの実態をやはり当委員会等にも、たとえば資本金十億円以上の企業で大体どういう実態になつてゐるのかというふうな問題を、これを資料として提出されて、全体の検討に付して、この国会の場でもそういう問題についての検討を加えていくというふうなことで、積極的に政府の側でもそういう姿勢をお示しになるべきではないかというふうに考へるのですが、この点はいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘になりました点は、企業会計上の計算と税法上の計算との乖離が非常に大きくなつておる面があるから、そこを何らかの形で明示すべきだといふことでございしますが、その御主張なさるゆえんのものとは私どもも十分理解できるところでございします。何らかの形においてその乖離の状態といふものを明らかにすることが必要であるといふことについては、基本的には私も同意見でございしますけれども、個別企業の問題、あるいは所得税でいいますれば個人の問題といふことになりまして、これはまたきわめて重要な問題でございまして、個人あるいは企業の秘密を保持することが、秘密性の保持といふ意味において必要であるといふだけにどうもあらず、その職務上知り得た秘密を守ります、表へは出しませんといふことが現在の申告なり税務調査

の基盤になつておるわけにございまして、その一線が守れませんときには、いろいろな意味において、申告につきましても、また調査につきましても、それが公表されますことによるその影響を考慮した個人ないし企業の自己防衛本能が働いたような行動といふものがとられてくることになりまして、一面においてその両者の乖離を把握する機会を持つべきだ、国会において明らかにすべきだといふ面では、御主張はわかるのでございしますが、反面におきまして、またそれによる弊害がきつめて大きいといふことで、長年にわたりまして国会におきましても課税状況あるいは申告の状況の公表といふことは議論はされておりますが、やはりより守秘義務を重視するといふ点で今日に至つてゐるわけにございします。これは言つてみれば永久の課題のような問題でございしますが、私どもの申します守秘義務の持ちます意味といふものをひとつ理解をしていただきたいと思つておられます。にわかに所得その他の公表といふわけにはまいらないと思つてございします。

○増本委員 しかし、特に大企業の場合には、先ほども局長も認められたように、この租税特別措置といふのがいわば国庫からの補助的な性格を持つたりあるいは国庫融資の性格も持つてゐる。こういうもので積み増されて成り立つてゐるという事態を考えれば、それがどういふように運用されてゐるのかという点の点検、検討といふのは、当然われわれ国会の場でもやつて、よりよい税制を生み出していくといふことが必要だし、そういう意味では大企業に企業の秘密といふことを云々する資格すらないといふことは私は考へます。

○国税庁にお伺いしますけれども、いまの議論で明らかになつて、課税所得と公表利益との大きなアンバランスがある、こういうものについての実態の調査といふものはおやりになつてゐるのでしょうか。もしおやりになつてゐないのだとすれば、これこそ十分に追跡調査し、検討し、その実態は国会にも報告をされるべきではないか。企業

の個々の名義は出さなくても、それはこういう実態なのではないかということがさらに明確になつていくことが、これは執行面でも非常に重要な問題だと思つていますが、いかがですか。

○吉田(富)政府委員 個別案件の事跡につきましても、ただいま局長がお話のように守秘義務の關係がございまして、特に任意調査でございしますと、それぞれの調査官と納税者との間である程度お互いに秘密を出さないといふ前提でいろいろ調査が行なわれておりますので、これを出すことは将来の調査に非常に悪影響があるので、われわれとしてはこれについてはお出ししないことにしております。ただ、いま御指摘のように、全般的な問題といたしまして、その間の乖離と申しますか、公表利益と課税所得との乖離の問題等につきましても、私どもとしては、現在は法人の各種の統計は、これはまた仕事の都合と営業の關係で最小限度にやつておりますが、その間で統計的な数字としてどの程度これが分析できるか。それから、またさらに、最小限度の数字しかつかつておりませんので、できない場合に、国税庁といたしましては、サンプル的なかなり悉皆がわかるような、全体がわかるようなサンプルで法人企業の実態調査といふのをやつておりました。これに基づいてできるだけ法人の課税の実態等を把握したいと考えて、そういう調査をやつております。

○増本委員 いまの次長のお話を聞いても、特別深い問題意識をお持ちになつていないように感じます。その点、私はたいへん遺憾であるといふように思ひます。こういう問題に把握して、やはり集中的に意識的にこの実態を正確に把握し、その面から企業会計原則との間の乖離を縮め、そしてその実態が具体的に問題ならば問題として、少なくともトータルだけでもわれわれにも調査の結果を報告し、国会の審議の場にのべていくという姿勢と態度といふものが必要ではないかというふうに思ひます。

時間がありませんので、問題は次に移りますけれども、本法の引き当て金を見ましても、いろいろ議論はありました。貸し倒れ引き当て金がい

ろ問題だ。退職給付引き当て金も問題がある。貸し倒れ引き当て金も問題がある。いろいろこれまでに各委員から御指摘がありましたけれども、私も試算してみますと、この資本金十億円以上の企業で積み増し分を見ても、昭和四十七年で貸し倒れ引き当て金で四百九十二億円。ですから、もつと縛りをきかせていけば、実質的には税額は百八十一億円くらいになる。退職給付引き当て金も積み増し分だけで二千六百六十六億円、これも税額で見れば七百五十九億円、貸し倒れ引き当て金も資本金十億円以上で見れば、積み増し分が五百六十八億円、税額で見ても二百九十九億円というふうな、こういう金額になつていくわけですね。この三つの引き当て金だけで一千四百四十九億円くらいになる。こういうことを見ますと、これが四十八年の法人所得の伸びなどを考えれば、さらに利益の過少表示につながつていくだろうし、現に十二月の決算を見ますと、利益を隠そうとして、退職積み立て金やあるいは引き当て金をさらに大幅にふやしているといふような決算もあるわけですね。キツコマン醬油なんつていうのはその典型だと思つておられます。こういうところで資本金の大きな企業についてやはりもつと縛りをきびしくし、税収の確保も進めていくといふような手だてといふのが必要なのではないか。洗い直し方式にしたといふふうにおつしやるけれども、しかし、いまの実態の経済から、さらにその辺に付いてのもう一歩突っ込んだ検討といふものを私はすべきであるといふように思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 私は引き当て金については、やはりその債務性なり、それからいままでの会計慣行として認められてきつたある実態なり、それから漸次各企業がこれらの制度の利用をふやしつたあるといふ実情なりからいたしまして、一種の政策的な特別措置法によりまして、その各種の健全性といふものと税務上の財源確保の必要といふもののいわば一種のきりぎりの妥協点として認

められてしかるべきものではないかというふうには基本的には考えております。ただ、貸し倒れ引き当て金につきましては、現行の税法上の率が妥当であるかどうかという内容の点につきましまして、制度ではなくて、具体的な積み方の点等につきましまして問題がございますので、それらの点については、単純なことで申しますれば、少し甘過ぎる点もありますので、これは是正を重ねていかなければならないと思うわけであります。

なお、いまおあげになりました数字でございますけれども、これはやはり経済が大きくなつてまいりますれば、貸し金もある程度はふえるわけでございまして、人件費がふえれば退職給付の引き当て金の所要額もふえるわけでございまして、賞与も同様の実情にあることを考えますならば、その積み増し額が直ちに政策的な減税であるというふうには理解できないのではないかと。その伸び方が経済の伸び方に比べて著しく大きいということであれば、考え直さなければならぬわけでございまして、経済の伸び方に応じて積み増しが行なわれていくという程度であれば、それは認容されてしかるべきものではないかと思ひます。

○増本委員 実態を見ても、いま局長もおっしゃったように、貸し倒れ引き当て金などというものは、これはどこで債務性の線を引きかというのを考えても、実態から非常に隔たつて、これがいわば過剰流動性の大きな原資になつておる。これは批判が集中してきた点です。ほかの退職給付引き当て金にしても、賞与の引き当て金にしても、実態や運用がどうなつておるのか。債務性があるとおっしゃるなら、どこで線を引くかという点まで含めた具体的な検討というものはいまやなすべき時期にきているのではないかと申すのです。この点は後ほど揮発油税その他の石油の問題と関連しまして、私は夜の大臣への質問でさらに申し上げたいと思ひますので、これはこの程度にしておいて、問題の指摘だけにとどめたいと思ひます。

時間が来ましたので、あと一つの問題だけ国税

庁にお伺いをしたいと思います。

税務調査の問題なんですが、ごく一般的にまず伺いますけれども、中小零細事業所得者に対して税務調査をする場合の職員心がまえとか、あるいは職員はどういう事態のもとで調査というものができるといふように指導をすつておられるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○吉田(富)政府委員 税務職員におきましては、二つの面から私どもとしては大ざっぱに分けて指導しておるわけですが、一つは、税法上から見まして、あやまちのないように、特に質問検査権の行使につきましましては、税法の定めておられるように、いささかもそれを逸脱することのないようにということを厳に戒めながら指導しております。

もう一つは、できるだけ納税者に対しては親切に当たるように、申告納税の本来の趣旨から見まして、納税者の言うことをよく聞いて、そして親切にやるようにという点で配慮いたしております。もちろん納税者によりまして、申告等について、あるいは調査の際の応答等について、非常にすなおに迎へていただく場合とそうでない場合とございまして、基本的には、質問検査権の範囲内で、それを逸脱しないように、税法の執行を確実にやると同時に、納税者に対しては親切に調査をやるようにという態度で指導をしております。

○増本委員 いまのお話にありましたけれども、たとえばこういうのはどうですか。私のところへこういう手紙が来ます。これは税務署長が納税者に出した手紙なんです。

「法人税調査に関する質問書」、「貴社の法人税調査に必要がありますので、別紙の質問事項について昭和四十八年十一月二十四日までにご回答下さい。」十一月十七日の日付になつておるのです。「なお、この質問は、法人税法第五十三条(質問検査権)の規定に基づくものですから、もし回答をしないかたり偽りの回答をした場合には法人税法第六十二条第二号の規定により一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられる

ことがありますので念のため申し添えます。」
こういうのを納税者に送りつけて、そしてそれに回答しろ、回答しなかったら一年以下の懲役または二十万円以下の罰金だ、こういうやり方というものは、いま次長が言われたその基準から見てもうなんでしょうか。

○吉田(富)政府委員 庁にいたしました先ほど申したような方針でやっておりますので、その場合、質問検査権のことまで、しかも罰則のことまで書いたのは、私どもから見ましたならば、いささか行き過ぎではないかと考えております。

○増本委員 非常に穏当を欠くという御答弁なので、次に移ります。

納税者のところに実調で行きますね。これに酒を飲んでいくというようなことはどうなんですか。

○吉田(富)政府委員 好ましくないと思ひます。○増本委員 納税者から飲酒の事実を指摘されて、その事実が明らかになつた、こういうときにはどういふような処置をとつたらいいのでしょうか。

○吉田(富)政府委員 問題は、その朝飲んだのか、前の日に飲んだのかの問題でございまして、御指摘の場合には、おそらく前の日に飲んで、非常に特殊な体質のために若干酒が残つていたということを実はある案件で聞いているのですが、その問題の場合ではないかと存じますが、ケース・バイ・ケースによりまして、その朝飲んだというようになことであれば、先ほど申しましたように、われわれとしては絶対いけななことだと考えております。

○増本委員 その前の晩に飲んだ残り酒だったからそれでいいのですか。納税者に対して親切にする——納税者との間に、少なくとも公正さというものが、その中に納税者のほうに感得できるような、そういうものでなければいけないと思ふんですよ。だから、少なくともそういう場合には行くことすら差し控えるということのほうが、一番最初に次長が言われた、その基準になつてい

いうように私は思ふのです。ゆうべ飲んだ酒だったから、それはかわらないというような性質のものではないと思ふんですが、どうでしょう。

○吉田(富)政府委員 本件の場合には、おそらく本人は前日飲んだお酒が残つておるということであまり知らなくて行ったのだらうと思ひますし、どの程度残つていたか存じませんが、これが実は問題になりましたので、私どもとして調べてみましたところ、かねてやはり本人としては、からだもあまりよくないので、なるべく飲まないようにしていたようでございまして、たまたま前日おそく隣の人が入院いたしましたので、その方を非常によくめんどろを見てあげたということで、あとで少しお酒を飲んだようでございまして、それがやはりからだの状態であるいは翌朝まで残つていたかもしれないというケースではないかと思ひます。

その場合にでも、明らかに酒のにおいがあるような場合には遠慮すべきだろうと考えております。

○増本委員 次長は、具体的な事実に関連させてお話しになつた。私は、そういう具体的な事実をこの問題であれすると、当然その職員の名前や何かにまで触れるようなことになつたりするといかぬから、また所属の税務署まで暗示するようになつてしまつてもいかぬと思ふから差し控えていたのですけれども、結局、こういうふうに納税者に不信を持たれるような事態になつたら、その人が最後まで担当して再正決定までやるといふようなことは、私は少なくとも両者の、まあ対立関係や対抗関係みたいなものはあるかもしれないけれども、しかし、少なくともその更正決定について無用の一つの紛争の種を持つと思ふんですよ。

あなたが具体的なケースに関連させて申されたから言ひますけれども、上司のほうは、その職員ははずして、別の人にこの更正決定についての最終的な結論は担当させるということをやつておつたらしいのですが、結局、その人の担当であるかのように、最後まで電話やその他までかけてきて、かなり短期間に更正決定まで出ているという事実もあるわけですね。ですから、私が言ひたいのは、

こういう状態というのは、一つにはほんとうにまだ納税者の権利を尊重するというような立場での教育というものが行き届いていないのか、あるいは実際にどの程度やられているのかどうかというところに非常に疑いを持つわけです。

もう一つは、所得計算そのものについての紛争ですね。これは大いにあると思うのです。特に、納税者の自覚が高まってくれば、税務署との間にそういう計算関係上のいろいろな問題が起きるのは当然だと思えます。しかし、それ以外の調査の過程や調査の系統上で起きた問題、しかもこれがそういう公正らしさや疑いのような事態になるというところ自身、これは大いに戒めなければならぬというふうに考えるんですよ。まずその点は確認していただければと思うんですが、それを確認していただければ、最後に一言、意見だけ申し上げて終わりたいと思うのですが……

○吉田(富)政府委員 本人がその翌日あるいはその以後に正常な状態に戻っていた場合には、やはり署長といたしましては、その人を担当の案件に当てるか、あるいはほかのほうの案件に当てるかは人繰りの関係もあると思えますし、それぞれ署長の判断でなすべきことだと考えております。まあ一般的に申しまして、私どもといたしましては、できるだけ納税者の信頼関係を保つた上で仕事をしたいという立場は基本的に変わっておりません。

○増本委員 いや、私が言っているのは、それは正常に戻れば、酒の酔いがさめれば、そのあとやってもいいと言えども、それ以前の段階でトラブルが起きていたときに、それでその更正決定の中身は真実を反映しているんだからいいんだというだけで押し通せるのかどうか。それで納税者の納得が得られるかという問題なんです。このケースでいけば、二人で行っているんですよ。一人が酒を飲んでいて、一人はしらふだったから、その人が調査に携わっているんだとしたら、しらふのほうがあとそのままやれば、それでもまだ公正さは少なくとも保障できるという面があった

たかもしれない。ところが、そういうことが全然なされていない。その一方で上司のほうは、人をはたかえるということまでほかの関係者には話をしているという事実もあるんですね。だから、あなたのおっしゃることも、しらふになればそれでいいんだということでは、たして納税者の納得が得られるのかどうかという、そういう問題だと思ふんですが、私は、その点はもう次長の答弁は納得できないんです。

○吉田(富)政府委員 本人の体質的な問題で、前夜、そういうやむを得ず酒を飲んだというケースでどこまで責められるかの問題でございしますが、その辺、納税者の方が、それはそれとして、今度ちゃんとした、いわゆるしらふのときに調査に来た場合には、当然、それなりに応じていただければいいと思えますし、もしそうでない場合には、やはり署長としてはそういう判断を臨機応変に、人繰りも考えましてやるのが通常であらうと思えます。

○増本委員 私は、どうも次長の考えというのは非常に官僚的だということに思えます。人繰りやいろいろあるかもしれないけれども、二人で行っているのだから、そのうちの正常なほうがあるやれば問題がなくなるような事案でしょう。それで、あなた、ゆうべ飲んだと言えども、目がまっかたで酒さかかった、おおよそ飲んだという状況じゃなかったということと関係者は言っているんだ。だから、そういう事実関係を私があなたとやり合っていたら、時間が幾らたったって解決できる問題じゃなくて、ただ税務行政の一般のあり方として、そういう点はもっと検討してみることがあるんじゃないか、その点ははっきりと指摘をしておきます。

こういうようなことが起きる一つの原因は、やはりいまの税務職員の職制、機構、特に中高年齢の層が非常に多くなっている。しかも、統括官とか専門官とかいうようなシステムでごく少数の若しか役付になれない。それで、みんなストレスを持っていくわけですよ。地方の税務署だったら、

どこかで手柄を立てなければ上へ上がれないというふうな事態、そういうようなことと、それから皆さん方のいわけつたときの指導が相まって、結局、納税者との間に不要なトラブルをたくさん起こしていく、そういう土壌を皆さん方自身がいまの状態の中でつくり出しているんじゃないかというふうに思うのです。

○吉田(富)政府委員 この点は全く先生と同感でございまして、私も中高年対策につきましては、税務行政の今後の一番大きな柱の一つとして考えてやっております。御案内のように、終戦直後に三万七千人の税務官吏を採用いたしまして、それからインフレのときとかあるいはその後の高度成長の間非常に苦勞して、いまや四十五歳、五十歳になりつつある方が非常に多いとございします。大抵税務官吏の五五％以上が四十歳以上という中高年層になっておりまして、御指摘のように、いわば逆門錘型と申しますか、そういうふうになつております。したがって、私どもとしましては、この点につきましては万全の努力を払っておるわけにございまして、まず税務俸給表の級別

○三％に引き上げましたが、なお、今度教員法案で三年間に三〇という一つの方向も出てまいりました情勢を踏まえて、これにつきまして一そう努力したいと考えております。それから、基本的にはやはり何と申ししてもポストと申しますか、上位等級の問題でございまして、ただいま先生の御指摘のように、統括官以上は約六千しかポストがございしません。それで、五十歳以上の人がそれに近い人数でございします。専門官につきましては、専門官以上ですと、専門

官上席を入れまして約二万ぐらいポストがございします。この点は比較的よろしいのですが、やはり上席から統括官、署長というランクの人の将来、大体これから五年後にはかなりその点で大きな問題が始まると思えますが、いまからその点については一つ一つ手を打っていかないと、その場合にはもう間に合わないというところで、いろいろ努力しております。この前、四十六年に課制から統括官制にかえまして、これは税務の合理化の問題でやったわけですが、結果的には統括官のポストを約八百とりまして、それからその後も漸次その増加に努力しておりますが、なおなおわれわれといたしましてはあらゆるケースをつかまえてやっていかなければならないと考えております。

○増本委員 私は、実はあなたと基本的な問題で見解の相違があるのだというふうに思うのです。私は、もっと組合の意見も聞き、組合がそういう人々たちを代表しているわけですから、そしてその中でよりよい仕組み、システムというものをつくり上げていくという、そういう面での特段の努力というものが必要だということに思うのです。そのことを最後に指摘しまして、私の質問は終わります。

○安倍委員長 松浦利尚君。ちよつと速記をとめて。

○安倍委員長 速記を始めて。

○松浦(利)委員 私は、大蔵委員会で質問するのはきょうが初めてですが、税制についてはたいへんしろうとでありまして、あるいは質問がピントはずれになるかもしれませんが、その点はひとつお許しをいただきたいと前もって申し上げておきたいと思ひます。そこで、まず冒頭に、これは大蔵大臣がおられるときに質問をするのが至当だと思うのでありますが、そういう時間ありませんから、政務次官でもけっこうです、具体的に回答をいただきます

それは昨年の三月一日、予算委員会の一般質問におきまして、なくなりました愛知前大蔵大臣と、物価と減税の問題について議論をしたことを思い起こすわけであります。そのときに、最終的に四十八年度に五・五%以上消費者物価が上がった場合には、政府は年度内減税をさらに行なう意思があるのかどうかという質問に對しまして、なくなりました愛知前大蔵大臣は次のように答弁をされておるのであります。読み上げますと、「ですから、これで十分ではございませんか。その仮定のことは考えておりませんけれども、そういうふうなことになるならば適当な措置をいたすというところは、減税も含めて適切な措置をいたします。このように愛知前大蔵大臣は御答弁なさったわけであります。

御承知のように、経済企画庁は、すでに四十八年度の物価指数目標五・五%を最終的に改めまして、今日では一三%に引き上げておるわけであります。ところが、この一三%自体も、四十八年度は、たいへん消費者物価の異常な上昇によりましてあぶない、こういう事態が現実問題として来ております。逆に言うと、昭和四十九年度の政府の物価見通しの九・六%、これに大幅に上がったが食い込みまして、四十九年度の政策目標すらあぶなくなるという現実の姿が、今日の消費者物価指数であります。

わが党は、すでに野党共同いたしまして、四十八年度年度内の減税法案を、臨時措置を本院に提出済みであります。少なくとも、死人に口なしではなくて、責任を持った大蔵大臣が予算委員会において明確に答弁をした減税年度内措置というものが、いつの間にかやむやみになってしまつておるといふことは、たいへん私は重大な政治責任だと思ふ。この点について、福田大蔵大臣がおいでになつておりませんから、中川政務次官、具体的にこの愛知前大蔵大臣の答弁がどのように政府内部で議論されたのか。これはまやかしてあつたのかどうか、その点をひとつ的確にお答えをいただきたいと思ひます。

○中川政府委員 愛知大蔵大臣が昨年の予算委員会において、御指摘のような答弁をしておることは承知しております。

そこで、十一月ごろになりました、秋口になりました物価が上がり始めた。そこで、愛知大臣は十一月に、減税を約束しておつた、そういう意思を持っておつたということも氣にいたしまして、心配をしておつたようですが、あいつた時期に減税をやりますと、また消費を刺激するのではなかつたかといふことから、見送らざるを得ない、そのかわり、それ以外の金融引き締めとか財政支出の繰り延べといふようなことで、この際、物価の問題に對処することがよろう、そして減税の必要なこともわかりますから、四十九年度にそういう一氣持ちも含めて減税をやつていこう、こういうふうな考へておつたと聞いております。

私も、また福田大臣も、その後、大蔵大臣のあとを引き受けまして、そういう声も耳にしておりましたし、それも一つの方法かもしれないが、やはり年内においては消費抑制といふことの政策をとるべきだといふところから、総需要抑制、特に金融の引き締め、財政支出の繰り延べといふようなまともな方法でやることに決意し、就任以來そういう方向でやつてまいりました。したがつて、約束したことは事実でありましたが、いま年度内にやるということがほんとに國民にとつていいことだろうかといふことを考えた結果、そういう意思は当初持つておつたようではすけれども、実行しないといふことに踏み切つたわけでございます。

○松浦(利)委員 どうも私は矛盾があると思ふんです。現実には物価が異常に上昇しまして、総理府の統計においてすら、政府はいやだいやだと言つておつたんだそうです。結果的に四%の実質賃金の低下といふ指数が発表されております。もう、そういう事態から見ると、この愛知大蔵大臣が発言をしたことは、物価調整減税といふことはたいへんまずいのですけれども、これは皆さん方はあまり好きではないことですが、実質賃金が低下をする、実質所得が低下するものに

見合つて減税をしてやる、手当てをしてやるということとは、何も個人消費を伸ばすということにならぬと思ふのです。総需要抑制策としての公共事業の繰り延べ、こういうことがあつたことは事実、あるいは公定歩合の引き上げ等による金融引き締めがあることも事実、しかし、だからといって個人の實質所得が目減りしておる、實質所得が物価高によつて低下しておるものについて減税措置を行なわなかつたといふのは、私は逆に言う、インフレによる犠牲を一方的に個人にしわ寄せされておるといふことになると思ふ。だから、大蔵大臣は、これは政策目標だから、五・五%以上になつたときにはさらに年度内減税をいたしますといふ約束を、四十八年度予算審議の冒頭に國民に約束された。そのことを私たちは期待をしておつたのです。

ところが、こういう異常物価上昇になつたにかかわらず、ただ極端な物価狂乱だといふことだけでこの約束がほごになる。総需要抑制のワクの中で減税といふものが葬り去られる。これでは私は、何のために予算委員会における審議があつたのか理解に苦しむんです。これは愛知大蔵大臣が前もつて約束したことだから、あなた方がそれは知りませんと言つたらこれは別です。しかし、少なくともそういうことも踏まえて議論しておるわけですから——中川政務次官といふのは筋を通す人でしょう。國民の立場に立つて、いまの行き方ではいかぬといふことを盛んに主張されるのを、私は新聞でよく読んでおるんですよ。そういう政務次官が、こういう約束をしたことについて、いま言われたような御答弁ではやはり國民は納得しないと思ふ。私個人はこれくらいいふやりとりで納得するかもしれないけれども、全体の國民といふのは納得しないと思ふのです。

この問題について、私はもう一ぺん政務次官の御答弁をいただきたいと思ふし、こういうことがまず明確にならないと所得税の法律改正案に私は入れないんですよ。そのことを政務次官、もう一ぺんお聞かせいただきたい。場合によっては休憩

して、参議院の予算委員会で大蔵大臣から聞いてきてください。

○中川政府委員 確かに御指摘のように、庶民の感覚といふものは、これだけ物価が上がつてくるときには、やはり減税でもつて調整をしてやるべきだといふ氣持ちは、松浦先生御指摘のとおり、私もそう思ひます。思ひますが、いままたそれ以上に石油問題等でまだ非常な狂乱状態にあるときに、減税といふことも財政的にはなかなか問題があるところではございまして、もう日にちも半月そこそこという段階でございまして、四十九年度には大幅に減税をして、庶民感覚にこたえない、こういう氣持ちで、四十九年度は大幅な減税をしたわけではございません。総需要抑制政策からいつても問題がありますけれども、この際はこのこと、福田大蔵大臣が田中総理と相談の結果、こういうインフレ下に減税をやるといふことはいかがかといふ議論も一方ではあるわけですが、松浦委員にそれを乗り越えてやつたといふことは、松浦委員にお答えをしておつた氣持ちも含めてやつたと御理解いただきたいと存じます。

○松浦(利)委員 どうも政務次官の言われることは、わからないでもないのです。しかし、そういう議論をした上で言つておられるわけだから、しかも五・五%が一三%ですよ。倍以上ですよ。政策目標の変更が一三%ですからね。五・五%が一三%ですよ。この一三%がさらに伸びるのですから、現状でいくと、四十九年度のけたが幾らになるかすらまだ計算できない狂乱状態ですよ。九・六%の政策目標もむずかしいのです。このけたがぐつと広がりますから。来年度の政策目標は三・二くらいしかないのです。われわれの計算では、けたのほうが多くて、そういう状態で、いま言われたように、四十九年度の大蔵所得減税の中に入つておりますよ、こう言われても、われわれはどうも納得できないのです。もう時間もない、こう言われるけれども、超過利得税だつてあげようと思ふあがるのでしよう。ばつと衆参あがるのですよ、やる氣があれば。ほんとに國民の立

場に立つて政府が減税案を出すというなら、年度内減税についても協力していいですよ。野党案も出されているわけですから、野党案はまさしく愛知前大蔵大臣の意思に従って出しているわけですね、約束を守らないから。この点どうですか。

政務次官の言っておられることは、まじめに答えておられるのだから、私は決してそのことに水をさすつもりはありませんが、あなたが四十九年度に大幅減税をしたと言われたので、そのことはほんとうに間違いなにかどうか、そのことについて確認をしてもらえぬでしょうか。大蔵大臣が参議院におられるので、どうも質問がしにくいので、すけれども、大蔵委員会だけは特別の委員会で、政務次官が出て日切れ法案が多いからやるということで、野党も協力をしておるのだそうですから、私もそれに協力をするつもりですが、政務次官、こういう問題を的確にお答えにならぬと、ほんとうをいうと前に進まないのですよ。委員長、この処理をどうすればいいでしょうか。

○安倍委員長 大蔵大臣が予算委員会の終了後、本日こちらに見えまして、午後六時過ぎから三時間間にわたって野党の皆さん方の質問に答える予定になっておりますので、いまの松浦委員の質問は、その際さらに質問をしていただいて、大蔵大臣から直接に答弁をしていただきたいと思ひます。どうでしょうか。

○松浦(利)委員 委員長のことをご了解いたします。ただ、私はこのことが出発点になつてゐるのですよ。しかし、それはもう委員長がそういうふうな裁量されたのですから、私もそれに従ひます。それでは、四十九年度の減税はどういう減税かという表を、私は事前に大蔵省の事務当局にお渡ししましたね。いいですか、この表を見ておわかりのように、あなた方は四十九年度は大幅減税だ、大幅減税だというのが、高額所得者はたいへんな減税になつておるけれども、下のほうは、確かに減税率だけは高いけれども、手取り額は一つもふえておらないのです。事前に出しておるこの表は間違つておりますかどうか、まず確認をしてください。

い。この計算は間違つておりますか。一つは、給与の増加がない場合の旧法による減税額調べ、四十八年度、四十九年度。一つは、三〇%所得が増加した場合の旧法と今度の減税との調整差、数字に間違いありませんか。

○高木(文)政府委員 申しわけございません。一々検算はしてございませうが、大体間違いはないと思ひます。

○松浦(利)委員 大体間違いはないそうです。これを見ておわかりのように、かりに給与が全然上がらなかつた場合にどうなるか、独身で百万円の人、手取りは一・五一%しかふえないでしよう。減税の恩典というのは、確かに独身者百万円の人、税率としては三・四・〇五%減額された措置になるけれども、実質手取りとしての増加は一・五一%しかない。夫婦で百万円の人は一・〇八%しかふえない。夫婦子供二人、百五十万円の人で初めておらない。夫婦子供二人、百五十万円の人で初めて率は一・〇%減税措置になるが、そのことによつて手取りはわずかに一・九四%しかふえないでしよう。収入の増加がない場合ですよ。ところが、百万円の人、率は三・七・七%の減税率になるが、手取りは五・三・四%ふえますね。七百万円の手取りが八・〇三%ふえる、一千万円の人は一・九二%、二千万円の人は一・四・一、三千万円の人は一・七・四、七千万円の人は一・七・一三というように、上に行けば行くほど手取りがほとんどふえるでしよう。下のほうはやつとわずかに二%台になるかならぬかということですよ。所得がふえなくて、今度の改正法律でいくと、上は手取りがほとんどふえるけれども、下のほうはこれぐらいしかふえないという数字でしよう。

かりに春闘その他があつて三〇%所得がふえたときに、この人は四十九年度どうなるか。独身者で百万円の人、かりに三〇%上がつて百三十万円の手取りになつても、三〇%ふえないのですよ。税金を取られるから、二九・九六%しか増加額がない。春闘で三〇%ふえて、三〇%手取りがふえるかと思つたら、そうじゃない。今度の税率のおかげで二九・九六%しか手取りがない。夫婦で百万円の人、二九・六・一%、夫婦で百万円の人、二九・九・三%、一生懸命首切られるぐらいの闘いをやつて三〇%上がったつて、税金で持つていけるから手取りがないのですよ。三〇%ふえない。夫婦子供一人の百二十万円をやつと三〇・一・二、夫婦子供一人の百五十万円の人で三〇・三・二、あるいは夫婦子供二人で百五十万円の人で三〇・四・二、二百五十万円の人で三〇・七・七、二百五十万円の人で三〇・九・一というように、三〇%ふえて減税に浴する率というのはたいへん少ないですね。ところが、高額所得の五百万円以上の人はどうかというと、五百万円の人三・三・〇五ふえる。一億の人で四・一・九二ふえるのです。三千万の人で四・二・九五ふえるのです。一千万の人で三・七・三一ふえるのですよ。三〇%所得が上がれば、上の人たちは上になるだけ今度の減税の恩典がすつとふえる、手取りがふえる。下のほうになればなるほど、逆に手取りはふえないのです。

これで、愛知大蔵大臣が私を通じて国民に約束した減税措置が含まれてゐるということになりましか。先ほど高木主税局長は、私の出した表は正しい、こつと言われた。政府が出した法律に従つてこつと計算をしてみたら、現実にそういう事実が出てきたでしよう。低所得者はどきどきしんです。高所得者ほど税率は手取り額が非常にふえる仕組みになつておるでしよう。これが国民に約束した減税だと断言できますか。中川政務次官はさつきさう言われた。高額所得者だけじゃありませんか。これが、愛知大蔵大臣が私に約束をした、四十八年度の物価政策目標五・五%をこえた場合は年度内減税もするんだという、そのことを含めた減税措置ですか。その点をひとつもう一回明確にしたいだきかと思ひます。

○中川政府委員 非常に興味のある表で、さすがこつと見方減税というものを考えなければならぬのかと思ひます。われわれは、いままです納めていただいておつた税金の額が少なくなる

ということについて、下のほうに配慮をするということをやつてきたわけですが、先ほどの松浦先生からお話のあつたことは、極端なことをいへば、税金を一銭も納めていなかった人は一つも恩典がないということになります。ですから、先ほどの答弁でもちよつと漏らしたのでありますが、たとえば減税でもつてめんどろを見たとすれば、この異常な物価高で、税金の納められない人に戻し税みたいなことまでしなければつり合ひがとれないのじゃないか。現段階ではそういう財源的余裕もありませんので、とりあえずはこの火を消すことに最善を尽くすことが国民に対するサービスであるという観点。

それとよく似ておるのですが、来年度大幅減税をやりましたが、税金を納めていらつしやらない方には一つも恩典がない。また、納めておりましたも額の非常に少ないほうの人は、率としてはかなり引きましても、これが実質手取りになると、それほど大きな影響はないという結果でありますけれども、実際われわれのやつてきた税金を納める額を少なくするという意味においては、少なくとも最低限が大幅に上がった。生活ぎりぎりの方々の問題には相当の人がゼロになつた。やはり物価の問題に一番泣いておる、税金を納めた方々の一番下のほうを全部ゼロにしたということからいかならば、かなり愛知さんの気持ちを入れた、こつと言ひ得るのではないかとこつと思ひます。

○松浦(利)委員 高木局長さんにお尋ねします。納税人員の所得階層別分布、四十八年度は出ておりますか。まだ出てませんでしようか。四十七年度の大蔵省案をここにいただいておるわけでありまして、これはこのままで理解してよろしいですか。

○高木(文)政府委員 四十七年度分につきましては、予算委員会の資料として御提出申し上げたものがございませう。合計で三千百二十七万人、源泉所得税が二千六百三十七万人、申告所得税が四百九十万人という数字でございませうが、お手元の数字がそれでございませうたら、それでよろしいと思ひ

ます。

○松浦(利)委員 二千万円超の人が五万人、源泉六百人、申告四万九千人というのをあとで追加していたのですが、私の手元にある資料と、いま局長の言われたのは食い違っておりません。そうしますと、この中で最も多数を占めておるのは二百万円以下、こういうことになりですね。それは間違ひありませんでしょう。

○高木(文)政府委員 この分類でいきますと、百万円と二百万円の間が一番比率の多いことになるわけでございます。

○松浦(利)委員 そうしますと、その層の人たちがこの減税の対象になっておる数字、先ほどあげたような形で手取りというものはふえておらない。中川政務次官にお尋ねいたしますが、かりに百三十万円の手取りのある人が百万円生活費に使った、三十万は貯蓄したという場合に、昭和四十九年度で物価が九・六％上がったということになれば、この人はインフレによって幾ら持ち出したという計算になりますか。

○中川政府委員 九万六千円ということになります。○松浦(利)委員 それでは、この人が減税の恩恵に浴した額は幾らになりますか。

○中川政府委員 独身ならば一万四千円かと思えます。

○松浦(利)委員 いま物価が九・六％上がったから九万六千円の支出増になるわけでしょう。これは手取りで計算してありますが、減税のほうでは率でいきますから、そうすると一万六千円しか減税がない。その差額は結局持ち出しになるのじゃないですか。だから、インフレというのはいかに国民の生活を犠牲にしておるかということがこの数字でわかるとする。そのインフレによる犠牲を防ぐ方法としては、もう愛知大蔵大臣が明確に言ったように、政策目標以上に出た場合は減税してやる、その分だけ返してやるという措置をする、これが政治家のつとめなんですよ。そのことが四十九年度の大蔵減税の中に繰り込まれるとすれば、逆

にいうと、高額所得者の手取りがふえるといううな減税の仕組みではなくて、インフレ、物価値上げによって苦しんでおる大多数のところに減税の恩恵が具体的にあらわれてくれる数字でなければ、大蔵減税だ二兆円減税だ——実質的には一兆四千五百億くらいでしょうが、二兆円減税だと言言してても、国民はそういう減税をされたとははだで感じないのです。私の言っていること、政務次官、間違ひがあるでしょうか。その点ひとつお聞かせください。

○中川政府委員 松浦先生御指摘のとおりでございます。でございますけれども、まあ税というのはやはり国民としては納める義務といいますが、納めることにまた意義があるということになると思えます。

そこで、最低限百七十万の人までは税金を納めなくてもいい、平年度百七十万、初年度百五十万という最低限の切り上げというものと、このまで行ったとすれば、これは国際的に見ても相当大幅なものであつて、国民も了解いたしますが努力は買ってくれるものかと思うのです。私も数年前は、百万円までは百万円まではいい時代で、八、九十万円のところをさよっていった時代がありまして、百万円が実現をし、いよいよ百七十万円というところに行つたとするならば、高く評価をしていただいていいんじゃないかと思つておりますが、先ほど御指摘のように、九万六千円物価で損して、一万四千円税金をまけてもらったつてということに確かになります。

そこで、われわれとしては、何としてでも物価を上げない政策というものの総力をあげるべきだということから、極端な金融引き締め、そしてまた公共投資の抑制というのをやり、本来ならばそういうときには減税というものもやらずに、しばらくの間はきびしく泣いてもらつて、国民全体が協力し合つてインフレの火を消すということではありますけれども、いま言つたような問題、松浦先生の御指摘のこともありましたので、若干インフレには逆行するけれども、大幅な減税をや

ろうというので、百万円とかいう低所得の人は、独身者で約五〇％の減税、夫婦二人でまいりますとゼロになつてしまふということ、率からいいますならば絶対低いほうが多い、そして上のほう、今回少し給与所得控除というものの頭打ちを切りましたから、これもこの間から議論のあつたところ、こういう大幅減税のときには経費性というものも入れていこうというところから解除したいまして、全体としてバランスをとつてあるというふうな思いをしまして、まあまあこんなところがいいところじゃないかなと思つておるのです。が、最低限を引き上げたというところをひとつ評価していただきたいと存じます。

○松浦(利)委員 問題は、世界各國を言われましてたけれども、日本のように卸、消費がぐぐぐと上がる国というのはないのです。世界標準並みに物価が上がつておれば、こんなことを私は議論するつもりはありません。しかし、物価の上昇というのは、石油危機が各國あつたにかかわらず、日本は異常です。その点は全く世界と日本の物価というものは違ふわけですよ。現状認識が全く違ふ。税金だけ底上げしたから底上げしたからと言つても、違ふものを頭から度外視して、底上げを世界よりも先進的に引き上げたのだと言われても、問題は解決しないわけですよ。

ですから、政治家というものが、政府というもの、政策目標を五・五％なら五・五％、四十八年度は努力目標としてやります、これ以上は絶対上げませんといつて、いろいろな物価政策その他の経済財政政策というのがあるわけでしょう。そういう段階ならこれは話は別なんです。その政策目標を越えてしまふと、逆にいうと、インフレの加速が加わつてきますと、それを食い止める方法がない限り、インフレで泣くのは国民でしよう。物価高で泣くのは国民でしよう。そのインフレというものを押える政策があれば、物価調整減税などというのは必要ないのです。しかし、幾ら政府が五・五だといつたつて、五・五に入らない。一三、一三にも入らない、また上がる。こ

ういう条件の中ではもはや、その物価の上がつた分だけは税金を返してやるという、その物価調整減税以外に救済する道はないのですよ、はっきり言つと。だから、愛知大蔵大臣も私にそういう約束をなさつたのです。この前予算委員会でも、政府がほんとにやる気があつて、そこまでとめてくれるという保証があれば別ですよ。そうじゃないのです。ということになれば、やはりある意味では、物価調整減税的なものが減税の中に入つていなければいかぬ。だとすると、一番インフレ弱者である低所得者に対する、減税手取りというものがふえるように法律というものを改正していかなければならぬのです。ほんとに。それが上も下もただ免税点を引き上げるといふところだけに焦点をしばつたところに、今度のインフレ下における減税政策の誤りがあるのですよ、いま政府のやつてゐるのは、高額所得者は笑いがとまらぬですよ。低所得者は、これでまた物価が上がつたんじやないへんなことですね、目減りばかりで、おそろく減税の恩恵というのはいばつと一年ぐらひで飛んでしまふでしょう。

そういうことを考えますと、政務次官は、やはり大蔵政務次官です、評価を自分自身に与えたよりですけれども、われわれから言わせれば、インフレ弱者、所得の低い者から言わせれば、こんな減税は、もうたいへんな高額所得者減税だといわざるを得ないのですよ、評価としては、結果的にそうなつてしまつておる。それは結局、数字合わせしたところ、この減税の問題がある。異常なインフレ下における減税はいかにあるべきかという議論が出发点になつておらぬところに、今度の法改正の根本的な誤りがあるのですよ。われわれ野党としても賛成できません。愛知大蔵大臣が言われたことがどこに生かされているのか、私たちは理解できませんし、わかりません。○中川政府委員 確かに、国際水準からいってはいれた数字じゃない。物価の問題もありまして、またアメリカ等のようにもう住まいを持てないというふうな、生活力も違いますから、日本のよ

まあ、こゝに二年、しばらくの間御迷惑をかけますが、長期的にはひとつそういうふうな、福田さんと思ひ切つた転換をすべきだと言つておりますし、私どもも政治家として、その根つこの間

題を直すことに取り組まなければ、税金の納められない、手当ての届かない方々に対して申しわけないことだ、このように思っております。

○松浦(利)委員 私はいくらとすからわからないうのですけれども、大体、税金というのは所得の高い者からたくさん取って、所得の少ない者はできるだけ軽減をしていく、要するに、所得税の納税人口のうちから所得の低い者はほとんど切り捨てていくのだ、もう納税しなくてもいいように免税点をどんどん引き上げていくのだ、それが私は一つの税制の基本でなければならぬと思うのです。だから、課税最低限はほとんど上がっていくおかげでしょう。税金を所得の高い者からよけいにもらって、少ない者からはほとんど税金を取らない、納税人口をだんだん減らしていく、そういう政策がとられて初めて税制というものの体系が成り立つので、私はしろうとで、中川政務次官みたいな専門家でないからわかりませんが、私の言っていることは間違っておりませんか。

○中川政府委員 まあその限りでは正しいのですが、それじゃ金持ちの人から税金をそんなに取っていないかという、この税率表を見ていただいても、六十万円以下の人については一〇%しかいたしません、六十万円の人になりますと二七%いただきます、これは上積み税率ですが、だんだん上にいって八千万超の人については七五%の税率ということですから、これは相当の累進性がある、高額所得者にしても、もう税金のために働いているというぐらゐ不満のあることも事実なんです。七五%、上積み税率でありますけれども、上のほうにいけばそれだけ取るといふ累進性から見ていたくなくば、これはひとつ御理解がいただけるのではないかと。ただ、減税額ということになつてくると、少ない税金を納めた人ですから、少ない額しか減税にならない。

「山本(幸雄)委員長代理退席、委員長着席」
まあ上の人が七五%も納めている段階では……(松浦(利)委員)全部ですか、全部について七五%取っているのですかと呼ぶ)いや、全部で

なくて、上積みで。累進制ですから、それにしても、ある程度以上、まあ八千万円が上積みになれば取られるしけけになつてくるのですから、これはやはり上の人の意見を――はくら上の人の味方をするわけではないですけれども、高額所得者は税金のために働いているという不満のあることも事実でございますから、ひとつその辺は上の人も下の人もともに御協力いただいて、いい国家をつくるというふうなこの際は御協力をいただきたいものだと思います。

○松浦(利)委員 主税局長、いまの政務次官の御答弁、補足しておかなくてはよろしいですか。

○高木(文)政府委員 御指摘のように、所得税の非常に大きな仕事といたしまして所得再分配機能ということがあるわけでございますから、おっしゃる通りに、低所得層は税が低く、高所得者は税が重くということではならぬわけでございます。ただ、その再分配機能をどの程度に配分すべきかということ、松浦委員の御見解と中川政務次官の御答弁とで食い違いがあるわけでございます。

日本の場合、大体サラリーマンの場合、今度の減税におきましても七割強の方に税を納めていただくといいことになり、納めなくてもよろしいという方はサラリーマンの中で三割強である。この程度のバランスでよろしいのかどうか。まあ直接税にウエートを置く国と間接税にウエートを置く国といういろいろ違いはありますが、私も、いままではあまりにも多過ぎましたが、今度減税していただいた七割強というぐらゐのところでない、日本のように直接税のウエートが高い国の場合の再分配の形としては、所要財源の調達にも事欠くのではないかとこの感じを持っております。

○松浦(利)委員 それで、政務次官、上のほうのことをさつき言われましたけれども、下のほうもそうなんです。課税最低限から課税所得に対して一ぺんにばつと一〇%に飛ぶんです。課税最低限から課税される者はばつと一〇%の税率がかかるわけですよ。それでしよう。その中には累

進性は何もないのです。低所得者の人たちは初めからばつと一〇%にかかるわけですから、ここになぜ累進性を入れないのですか。

○高木(文)政府委員 税率を何%から始めるかということ、それから課税最低限をどこに置くかということとは相互に関連があるわけでございます。御指摘のように、いきなり一〇%から始めませんで、もう少し低い率から始めるかわりに、あるいは課税最低限をもう少し幅を広げさせていただくという方法もあり得ます。いまのやり方は、もし税率を、たとえば二%なり三%から始めた税率を組んだ場合と比較いたしますと、一ぺんそういう税率で組んで税額を計算して、それ以下のところは免税点を置いたというような組み方になるわけでございます。

日本は、御存じのように、過去においては、一番低いのは三十七年ごろに八%から始めた時代でございます。一番高いのは、昭和二十二年当時には二〇%から始めておりました。まあこれは両方やり方がございまして、西ドイツは一九%から始まつておられますし、イギリスは三〇%から始まつておられます。しかし、三〇%というのはひどいじゃないかということかもしれないけれども、ある意味からいいますと、そのかわり課税最低限のほうで調節すればよろしい、こういうことになるわけでございます。

その御議論は当委員会でも毎度所得税の御審議の際にいただいておりますが、私もあまり複雑になりませんことはいかかというところで、最低税率を一〇%に置きますかという、課税最低限をそれに見合つたところからスタートしているというふうな考えておるわけでございます。

○松浦(利)委員 極端にいうと、徴税事務の簡素化という意味で、ばつと一〇%に飛ぶんだと思うのです。そうすると、その間に入つた人は、確かに従来の四十万円が六十万円に引き上がりましたが、しかし立っている部分というのは依然として不公平が出てきておるわけですね、累進性が

ないわけだから、それでしよう。だから、そういうことを考えていきますと、やはりこの際、税体采全体を見直す必要があるんじゃないか、そういった意味ではほんとうに正確に累進性を持たすべきじゃないか。これは私の意見ですが、そういう意見を持ちます。

そこで、政務次官、なぜ今度の所得税の減税が重役減税かという私たちの主張の理由はおわかりになりましたか。

○中川政府委員 松浦先生の言う趣旨はよくわかりました。

○松浦(利)委員 それじゃ、少なくとも減税というなら、ほんとうに国民の生活に減税という実感があらわれるように――これを撤回するということは、もう出されておるんですからおそろしく今度はないと私は思うのですけれども、今後われわれ野党の意見にも耳をかりて、検討し直すというお考えは、政務次官、ありますか。

○中川政府委員 私、大蔵省へ入りまして、当委員会でも議論のあつたことが、当年度は取り入れられない場合が多いのですけれども、翌年度は相当取り入れていかれておりますので、私がさすがだなと思つて感心しているぐらゐ主税当局は、国民の声を代表した当委員会の議論に対してはまじめにやっております。ですから、先生の御意見も今後十分――拝聴に値するこういう特別の表などというのは大蔵省では見なかつた数字でございますので、これらも来年以降の税制においては十分考へてみるべきあれではないか。

ただ実感としていえることは、所得が三〇%上がった人の税金は大体ふえておらぬ。まあ、ふえても千円とか二千円とかいう程度である。大体二九%台、三〇%は確保されるということからいへば、国民の皆さんにも、まあ月給は三〇%上がったけれども税金は前よりそうふえておらんないかということで、喜んでくれる人もいるんじゃないかという見方もできますが、下の人方、低所得者の方々が税金で苦勞をしないように、実質的被害がないような税制というものを考えていくこと

について、十分配慮してまいりたいと考えております。

○松浦(利)委員 いま政務次官が下のほうを言われましてから私も上のほうを言いますが、三〇%上がった四〇%も手取りがふえるんですね。一千万円の人で三七%も手取りがふえますね。上の人には三〇%上がったより以上、減税でまた手取りがふえるんですよ。そういう表であるということも事実なんです。

まあしかし、政務次官が来年度十分検討を加えるということですからあれですが、愛知大蔵大臣がなくなられたのが非常に残念に思うのですよね。愛知大蔵大臣と私たちの約束はそんなことじゃなかったのですよ。だから、そういった意味では、引き継がれて、四十九年度の所得税減税の中に組み込まれたというので私たちは長い時間ずっと議論をいたしましたけれども、結果的には、昨年の予算委員会の意図はこの中にあらわれていなかった。一つのメリットは、こういう数字も検討に値するのでこれから取り入れたいという政務次官のお話ですから、政務次官はまじめな人だから、おそらくそれを言わないと私は思うのですよね。私は、そういう意味では政務次官の御意見を了解いたしましたので、この所得税減税問題についての質問は一応終わりたいと思います。

それから続いて、一つ非常に不合理なことがあるので……

本委員会でも再三議論をされておつてまだ実現を見ておられないということがあるんだそうです。それは事業継続性の原則ですね。相続税の関係です。お医者さん、農業あるいは中小企業、こういった人たちは親から子、子から孫と事業が継続をしていくわけですから、そのことによって所得は発生しておらないのです。ところが、相続税を取られるんですね。そのために事業の継続がなかなかむずかしいという事例が、お医者さんの場合とかあるいは中小企業、農業の場合にもある。ですから、そういったものに対しては、所得が発生したときに支払うという延納措置というものを認

めるようにしてもらいたい。そうしなければ事業の継続性の原則というものが、相続税のために、相続税の範囲からくずれてしまふ、そういう御意見があるわけでありまして、所得が発生した時点で相続税を納めるように延納措置というものが認められないかどうか、その点をひとつ……

○高木(文)政府委員 実はちょっとお尋ねの趣旨がよくわかりませんが、そういう議論がございまして、ございまして、昨年度の、四十八年度の税制改正でかなりその点は改善されたはずでござい

ます。

ちよつと申し上げますと、従来から五年間の延納という制度がございまして、相続財産のうち、不動産であるとか、立木であるとか、事業用償却資産であるとか、同族会社の株のような非上場株式であるとか、そういうすぐにお金にかえることができないような性質の財産が相続財産の中で五割以上を占めます場合には、十年に延長をするということに四十八年度の改正でなっております。それで、もともと中小企業、農業等については、そういう制度である程度配慮してまいつたのでございまして、これでは不十分だという御指摘がいろいろございまして、四十八年度の改正で、その際主として金利がどうも高い、こういう御議論がございまして、従来延納金利を七・三%に引き下げておりましたのを、五年間は六・六%に引き下げました。そして、いま申し上げました不動産、立木、事業用償却資産、非上場株式等のウェイトが高い納税者の相続の場合につきましては、つまり十年延ばすことができる場合につきましては、この七・三から六・六でなしに六%まで下げるといふことをいたしたわけでございまして、

あるいはなお、これでまだ不十分だということ、それはもうわかっているんじゃないかということ、これも申しませんが、とにかくその程度の手直しは四十八年度の改正でやらしていただいたわけではございまして、しかし、実はいろいろと相続財産の評価額が上がってきておることとの関連がございまして、相続税にはいろいろ問題を含んでおりま

す。できましてならば、四十九年度にもまた引き続いて相続税の改正案を出させていたかどうかとも思いましたけれども、いろいろな手帳等の都合でちよつと間に合いませんでした。来年度はぜひ相続税のことを全般的にまた洗い直したいかなければならぬと思っておりますので、その機会には御趣旨の点をなお詳しく承らしていただいて、その際に検討の対象とさせていただきますかと思

います。

○松浦(利)委員 四十九年度に相続税を見直して検討を加えるということですから、それでけっこうだと思ひます。具体的な問題はまた、きょうの委員会では別にいたしまして、直接局長のほうに内容等の説明をいたしたいと思ひますから、御配慮いただきたいと思います。

それからもう一つは、最近ややこしい病気がふえまして、いま高額医療負担というのがたいへん国民生活の重荷になってきておるのです。ところが、調べてみますと、高額医療負担の場合、百万円が限度でございまして、それ以上は切り捨てになっておるわけですが、実際に高額医療負担で悩んでおる人たちはたいへんなんですね。それで、できればその上限の百万円をもっとふやして、もうこの検討と、同時に、翌年度繰り越しということもある程度考えてやるべきじゃないか、そういうふうな私たちが思うのですが、その点は局長のほうからひとつ御答弁いただきたいと思ひますが、どうでしょう、そういう手続は、

○高木(文)政府委員 私どもの周辺にもそういうことで非常に困っている人がおります。それで、最近医療の内容が充実をしておりますこととの関係で、かなり手厚い治療法ができたことといふことがございまして、確かに百万円をこえる例が、つまりそういうケースが起る例の頻度がふえてきたわけではございまして。確かにおっしゃるようなことは、そういう意味で検討してみなければならぬと思ひますが、実はこの制度ができましたのは昭和二十五年でございまして、当時限度額が十万円でございました。その後十五年たちました

昭和四十年に、三倍にいたしました三十万円にいたしました。四十五年にさらにまたわずか五年間で、今度三倍にいたしました百万円にいたしましたというところで、過去の歴史だけでものごとを判断するのはいけませんけれども、現行制度ができました百万円という水準は、かなり思い切った水準のつもりでおるわけでございまして、

それで、これを全部実績までしていまいかどうかという問題、あるいはそうでないにしても、この限度を上げてはどうかという問題、さらにいま御指摘の繰り越しというふうな問題、これはいずれも医療費控除制度のあり方としていろいろ考え得る問題でございまして、かなり基本的な問題でございまして、先般また、今度は他の委員から足切りのほうの御指摘も受けましたので、全面的にこれはまた研究してみなければいかぬということでございますから、その際に、たゞいま御指摘の点も含めて検討課題とさせていただきますかといふふうに考えます。

○松浦(利)委員 局長のほうから検討課題ということですから、ぜひ政務次官も責任者として、高額医療負担に泣く国民のために実施をしていただきたい。研究で終わらずに結論を出すように、実施するようにお願いをしておきたいと思ひます。

○中川政府委員 承知いたしました。

○松浦(利)委員 次に、もう時間があれですが、相続税特別措置法の関係について、これも原則的なことからお尋ねをしておきたいと思ひますが、実は四十八年度、四十九年度の相続税特別措置による減収額試算というのを私は事前にいただいて調べてきました。ところが、前に建設委員会に所属しておりましたときにもいろいろ問題がありまして、それから議論をしたことを記憶しておるのですが、実はこの相続税特別措置というのは、一つの政策目標があるから、その政策目標を実現するためにこそこういう措置がとられるんだ、これが私は相続税特別措置の原則でなければならぬと思ひますが、その点政務次官、間違ひありませんでし

○中川政府委員 そのとおりでございます。

○松浦利委員 それでは、これは具体的にになりますから高木さんでけっこうですが、お答えいただきたいのです。

実は土地税制で法第三十一条に「長期譲渡所得の課税の特例」というのを設けましたね。これは住宅を建設するというのが政府の最終的政策目標で、この土地税制に対する特例措置ができたんです。それで、お尋ねをしておきたいのですが、一体、土地はどれくらい放出をされたか、そしてこの租税特別措置によってどれくらいの減収額が出たのか。その点をひとつお聞かせいただきたい。

○高木(文)政府委員 いま数字を申し上げますが、昭和四十四年度からあの制度ができました。それ以来の譲渡所得の納税人員はいへんふえておりますし、譲渡所得金額もふえております。四十五年の納税人員は二十九万人、四十六年が四十三万人、四十七年が四十四万人。金額が四十五年が一兆七千億、四十六年が三兆三千五百億、四十七年が三兆二千二百億というところでございまして、かなりその前の時代の数字、ここにちよつとございせんが、あいう制度がない時代に比べますれば、昔から持っておった土地を売ってくださいという趣旨は果たしたと思ひます。

四十三年の数字がございせんが、これは税務統計では三千百億しかなかったのでございせん。四十四年は、これは従来の制度と新しい制度がまざっておりますので、あまり比較するのに適當な年でございせんから、四十三年と四十五年とで見たいだけでございますが、その三千百億ないし二百億という数字と、四十五年の一兆七千億なり、四十六年、四十七年の三兆四兆というところを見たいだけば、それなりに土地の供給があつたということだと思ひます。

ただ、問題は、それが今度は住宅につながつたかというあたりでございまして、その点につきましては、しばしば御指摘を受けておりますように、せっかく先祖伝来の土地を手放すということには役立っただけでも、それが住宅が建つということ

に直ちに繋がらないで、相当の部分がまだ中間段階で滞留をしておる。その中には、法人の土地買ひと企業の土地買ひというふうなものもあるではないかという議論があるわけでございせん。

反面、それに対して関係者の間では、土地を売つてからそれが住宅になるまでには、どうしても途中四、五年はかかるのだから、そのものごとを性急に考えなくてもいいではないかという議論もございせん。しかし、御指摘の、しばしば各委員会から御指摘を受けておりますように、せっかくその土地が手放されたが住宅対策につながらないという点は、問題点であるというふうに認識をいたしております。

それから、お尋ねの、これによって増減収がどういうふうになつてゐるかということでございますけれども、これは申しわけございせんが、本法のほうは、サラリーマン、事業所得なり、雑所得なり、山林所得なりがありまして、その上に譲渡所得があるわけでございせんので、もしこれを総合課税にいたしましたならば何になるべきはずの人が、この結果何ばに下がつたか、これで納めていただいた税額は、四十五、四十六年については一〇%、四十七年については一五%でございせんから、先ほど申し上げました譲渡所得金額にその率をかけていただければ納めた税額のほうは出ますが、本来幾らであるべかりしかということ、一人一人について計算しませんが、出ませんものゝでございせんから、これの減収額が算定できないという状況にあるわけでございせん。

○松浦利委員 いまの問題は、本委員会でもいろいろな租税特別措置の効果の問題について議論されて、税金はまけてやつたが政策目標には何らつながらない、最終目的である住宅建設のために土地を放出させる、そのために租税特別措置による減税措置をとつてやつた、ところが、結果的には土地成金が生まれて、あるいは中間段階に土地が滞留して、結局、住宅の供給は停滞をしておるという現実の姿になつておるわけでしよう。そうなるてくると、この租税特別措置という政策目標

達成のための手段が、全く効果をあらわしておらない。もつと平たく言えば、土地成金だけがもつておる、その人たちは確かに得をしておる、しかし、政策は全く生かされておらぬという、そういうきわめてあいまいな、しかも国民にとつてはまことに了解しがたい結果が生まれてきておるのですね。

ということとは、逆に言うと、大蔵委員会から金額ではじくんだらうと私は思ふのですが、やつぱり実績が、金額ではなくて、ほんとうに政策目標として住宅がどれだけ供給された、これだけやつたから今年度はこれだけの住宅が建つてきた、そういう効果というものがこの委員会に出されないと、ただ租税特別措置による金額だけが議論されてきて、あるいは租税特別措置そのものの議論をされて、政策目標であるものが逆に議論をされない、結果が出てこない、私は、これは租税特別措置というものの意味をなしておらないと思ふのですね。こういう点について、私は、この際、この政策目標がいかに完遂されたかという実績を表に出すべきだ、そういうふうな思ひます。そうしてこそ、実際に住宅なら住宅について、中間段階に滞留してしまつたなら中間段階で滞留してしまひました、これだけの土地が確かに放出されたが、最終的にこれだけの土地はどこに、どんなところに滞留してしまつた、政策目標が達成されなかつた、だから今後どうあるべきだという新たな政策議論というのが出てくると私は思ふのです。それでなければ、ここで租税特別措置の議論なんかするほうが無意味だと私は思ふのです。その点について、事務局並びに政務次官の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 たいへん恐縮でございせんが、私も言ひたいことを全部おしやつてくださつたような感じが受けるわけでございせん。実は、この制度ができました際に、とうてい税制で住宅対策をやることは無理ではないかというところをさきから議論をいたしました。政府の税制調

査会の中に特別の部会を設けて、いろいろ議論をいたしました。税制調査会の中でも、どうもこれを税制でやるのは無理ではないかという議論があつたわけでございせんが、やはりまず税でやつてほしいというのがかなり強い世論的なものでもございまして、必ずや他の政策も追つかけてやるからということでスタートをしたわけでござい

ます。ところが、政府部内におきましても、非常に不満な面がございせんが、建設省その他のいろいろな政策というものが若干おくれきみてございまして、おしやるように、どうも税のほうにしわが寄り過ぎた感じがいたします。私もまたおしかりを受けておりますが、政府全体といたしましても、土地の動いたものがどこへどうなつてゐるのだということについての調査が行なわれない。あるいはこれは税のフィールドでやるべきことかもしれませんが、他にも調査項目もあるわけでございせんから、かねがね建設省のほうにも調査をしてほしいと、われわれとしても求めておるところでございせん。

ちやうどこの制度が五十年末に切れますので、ことしの秋には、どうするかということはどうしても最終的に詰めて、来年度の税制改正にもお願いいたさなければならぬのでございせんから、その前に早く調査を頼みたいというところは政府部内でも要請してゐるわけでございせんが、なかなか動かない。私も調査権限がございせんせんものから、税金をいたした資料だけでは残つておりますけれども、その税金の資料は土地を売られた方から提出があるものでございまして、買われた方からは、資料は何も関係がないものでございせんから、ある種の調査権が及ばないという関係もございせん。しかし、そんなことをぐちをこぼしておりましていけませんので、政府部内でもよく協議をいたしまして何とか措置をいたしたい。それを参考にして来年度の税制改正の資料をいたし、またそれをベースにして御審議を求めたいと思つております。

路に限らずすべての国の長期計画がそうなんです。が、金額でくる。支出総額がこれだけだ、進捗状況はこれだけだ、そういう数字で出るのですよ。私は一ぺんこのことは本会議場で議論したことがあります。そのときに、佐藤総理だったと思うのですが、約束された。そういうことのないようにしますよと約束なさったはずだ。ところが、やはり実行計画というものが実質的にこれだけだというふうに出てこない。しかも、計画と財源とがばらばらに出てくるという弊害というものは、依然として今日も改まっておらないのです。こんなものは当然びしょと一致させて提出すべきだと思ふのです。そうしなければ、道路緊急措置法が通つておるから、十九兆五千億は通つてしまつておるのだから、何らかの形の財源を見つけないといけない。それじゃ地方道路税を上げろ、いやどうだ、こういうふうにあと追ひで税金が上げられてしまふ。一緒に議論させるようにするのが私は少なくとも審議だと思ふのです。

そういう面について、これもたいへん重要な問題で、私は何べんも議論してきましたけれども、依然として改まっておりますので、局長がいま手をあげておられますが、局長に事務的な立場で答えたいので、そのあと政務次官に、今後こういうことをどうするのか、その点をひとつはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 おっしゃるような問題があるわけでございます。ただ少しずつは進歩しておるといふことを言わしていただきたいのでございませうが、道路計画について申しますと、四十八年の二月の十六日に第七次道路計画がきまりましたわけでございますが、この道路計画がきまりましたつきましては、その数日前の四十八年の二月十三日に閣議できまりました経済社会基本計画を見ました上で、道路計画がきまったといふこととございませう。今日までのいろいろな長期計画はともばらばらにきまるといふこととございませうが、このときが初めて基本計画があつて、その基本計画との適合性を持ちながら道路計画がきまったといふ

う最初の経験でございます。さらに進んで言うならば、御指摘のように、この計画がきまるについては、もう少し財源措置とのつながりをつけるべきであるといふことは、まさに御指摘のとおりだと思ひますが、残念ながらまだその改善の割合が十分でございませう。二月十六日の閣議決定には、必要な財源措置は四十九年度予算編成時までに所要の検討を行なうといふことで、お茶を濁したといひますか、この点は改善されなかつたといふこととございませう。

今後の私の心がかまえていたしましては、主税局、主計局を通じて、大蔵省といたしましては、経済社会基本計画のよきな基本的な考え方をまずきめていただいて、その上に立つて各もろもろの長期計画が整備されていく。その際には、歳出サイドと同時に歳入サイドもある程度の見当をつけながらいふことが進んでいくといふふうに進めていきたいといふことを考えております。これは私の所管ではございませうが、大蔵省の中の関係でございませうが、財政審議会等におきましても、そういう方向の仕事をもちと進めなければならぬといふ角度で、昨年の夏から比較的そういう点に重点を置かれて、財政審議会の審議が進んでおりますので、はなはだスローテンポで申しわけございませうが、お示しのような方向に動きつつあるといふ事実だけ私から申し述べさせていただきます。

○中川政府委員 確かに道路財源がはつきりしないままに第七次道路整備計画ができた。ところが、ほんとうは一年たつたあと、すなわち、ことはつきりするといふ一年ずれた形であつたのですが、ことしになりました。御承知のように、日本の経済がどうなるかわからぬ。日本の経済だけで経済を議論するわけにはいきませんで、国際的影響が非常に大きい。特に油の問題が大きくなつてきまして、日本の経済も基本的に資源問題から考え直さなければいかにぬといふ異常事態を迎えましたので、ことしは二年度に限つた改正を緊急的にお願いしておりますが、日本の今後の経済がどうなる

か。経済社会基本計画という新しい意味のものをつくつて、それに見合つた、先ほど言つた道路とか港湾とかいろいろありますが、そういう各種の基本計画の見直しもはかり、またその財源もどうするかといふようなことは、一回総洗いをしなければならぬ段階に來ていていふふうに見えております。

目下そういうことの検討も進めておりますが、とりあへずはこの緊急避難、物価を押えるといふことに鋭意努力をしております。その見直しを得次第、そういう基本的な問題に取り組んでいかなければならぬ、その中でガソリン税といふことになり、租税特別措置もそういう中で検討されなければならぬ、こういう順序になつていくと思ひます。

○松浦(利)委員 これは私は非常に重要な意味を持つておると思ふのです。いま政務次官が言われたように、これは私は新聞あるいはテレビで見つたのですが、参議院の予算委員会でしたか、田中総理がこういう事態を踏まえて、経済社会基本計画の変更、見直しをなさつていふことを公式の席上で具体的に答弁をなさつておられる。だとすると、当然その第七次道路五カ年計画といふものも見直されていなければならぬ。そうすると、その財源の裏づけであるガソリン税あるいは地方道路税といふものについても、もう一ぺん検討し直すべきなんです。たとえば、目的税であるこれは、一般財源に入れるべきだといふ議論も当然出てくるだろうと思ふのです。何もこれを、道路を目的とした税金としていふやなくて、一般財源として取るべきだといふ見直しもあるだろうと思ふ。

いずれにしても、今日では道路といふ目的を持った税金として取られておることは事実です。だとして、そういう全体の問題が解決されるまでは、租税特別措置によるガソリン税等の引き上げといふのは待つべきじゃないか、私はそういうふうには思ひます。ただし、問題は、これは道路税じゃないのだ、要するに、マイカーを規

制する、抑制するための税制措置なんだ、こういうことであれば、また目的は変わるわけでしょう。ガソリン税なり道路税の目的は、抑制だといふことになれば変わるわけですね。しかし、いまのところは、これはあくまでも道路を建設するための目的税なんです。ところが、その基本である経済社会基本計画といふものは見直しなければならぬといふところにある。それが背景にある第七次道路五カ年計画といふのも当然見直しなければならぬ。いふことになれば、これをいまこの大蔵委員会で議論するといふことは、一体、適当だろうかどうかといふ疑問が非常に生ずるのです。その点についてどうですか。

○高木(文)政府委員 今回のガソリン税及び自動車重量税の増税は、第七次道路計画を意識いたしまして検討をスタートいたしましたわけでございます。昨年の春以来検討いたしました際には、先ほど申しました昨年の二月におきまして閣議了解に基づいて、七次の道路計画の財源については四十九年度予算編成時までにきめるということとございませう。その線に基づいて検討を開始いたしました。

しかし、その後事情がすっかり変わりました。四十九年度予算編成にあたりましては、四十九年度の予算におきまして道路の予算につきましては、七次計画を必ずしも前提といたさないことになりました。むしろ四十九年度は四十八年度と同額といふようなことで予算が組まれることになつたわけでございます。したがつて、財源措置につきましても、最終的な七次の道路計画の財源措置を検討することは、適当でない時期になつたわけでございます。

しかしながら、四十九年度の道路予算を四十八年度と横並びといたしまして、かなりゆるゆる特定財源比率が下がるという結果になりますので、とりあへずの措置といたしまして、この財源比率、一般財源と特定財源の割合が六次計画あたりと差が生まれようといふ程度で暫定的に、目的財源であるところのガソリン税及び実質的な

道路財源——制度的には道路財源ではございませんが、沿革的に道路と結びつけて考えられております自動車重量税の税率を上げさせていただきます。その結果、ちよと数字を申し上げますが、もし全く改正をいたしませんでしたならば、特定財源比率が六・八・三になる。これは重量税の八割が道路に充てられたものと仮定した場合の計算であります。六・八・三になるというはずであります。そういうのは、今度の改正によりまして八四・一まで上げさせていただきますということにしたいわけでございます。これは六次の計画がスタートしたときのこれに対応いたします率が八九・八でございます。スタートいたしましたと申しましたも、例のまた財源措置が一年おくれでござい

ましたから、一年おくれ後の六次計画における特定財源比率が八九・八でございました。それが、ほうっておきますと、いまの七次計画を前提にいたしますと六四・八まで下がりますので、いろいろ議論しまして、予算は今度は伸びませんでしたけれども、とりあえず四十九年度予算におきましての特定財源比率がまあまあというところになるまでということ、やらしていただいているということでございます。

と同時に、道路とは別の意味で、やはり消費抑制なりマイカー抑制なりという気持ちがあつて、ガソリンの値段が上がります、また自動車等の値段も上がる時期ではございますが、むしろこの際抑制がきみてよろしいのではないかとこの見地があつて、増税に踏み切るといふことにいたしましたわけでございます。

いずれにいたしましても、そういうことでまことに暫定的なことではございますので、そして道路計画も、場合によりましたならばもう一ぺん洗い直しが必要かもしれませんので、そこで、基本法を直すということ、特別措置法で二年間の暫定措置ということ、御審議をお願いしているわけでございます。

○松浦(利)委員 私、そういう状況があればあるだけに、やはりもう少し慎重に配慮すべきであつたというふうに思います。しかし、そのことはまたあらためて討論する機会もあるかと思ひますから、そのときに議論をさせていただきたいと思ひます。

そこで、お尋ねをしておきたいのですが、個人による株式売買高というものを調べておられますか。

○高木(文)政府委員 申しわけございません、手元にちよと資料を持っておりませんので、ごめんを願ひたいと思ひます。

○松浦(利)委員 個人における譲渡益、これは年間五十回以上二十万株以上は問題だけれども、それ以下はカットされるのです。そうでしょう。それで、資料がないのはどういふわけですか。そういう措置が議論をされなければならぬのに、なぜそういう資料がないのですか。

○高木(文)政府委員 資料はございますけれども、いまちよとこへ持っておりませんので、済みません。

○松浦(利)委員 私は、来られた方に、正直に、こういう点に關して質問するからというふうに御通知申し上げておつたはずなんです。

これは大和証券の株式需給表から私自身がとつた表なんです、私の言っていることが間違つてゐるかどうかは別にして、暦年四十八年一年間に、買入れ金額が十三兆六千三百二十七億、株数にして五百四十三億六千四百万株、これは買入れです。それから売却、これが金額で十三兆六千三百十八億、株数にして五百四十七億七千万株です。これほど個人の株式売買というものがひんぱんに行なわれておるわけですね。だとすると、こ

ういった譲渡益の制限回数、制限株数、こういったものについてはもう見直すべきときにきておるのじゃないですか、その点についてどうですか。

○高木(文)政府委員 問題は二つございまして、一般的に譲渡所得は非課税とする。これはいつても申し上げておるところでございますが、売買の事実はある程度つかむことはできません、それによつて實際得た利益が幾らであるか、幾らで

買つたものを幾らで売つたのかということでない所得になりませんので、売つた額はわかっておりますけれども、買つた額の把握が非常に困難だといふことがございまして、一般的に自主申告を前提として現行の税務制度におきましては、その正しい申告を期待することが非常に困難でございます。過去におきまして、昭和二十年代の末に、どうも譲渡損のほうだけ申告があつて譲渡益のほうの申告がないというふうなことがなつてしまつたために、これは二年間だけ課税をいたしまして、その後ずっと非課税になつておるといふ経過でございます。

しかし、一つの考え方としては、世の中も変わつてきておりますし、納税思想もだんだんよくなつてきておりますから、その当時うまうまといふか、なかつたからといふて、今日もうまうまといふとは限らないのでありますからして、何かそこで知恵を出す方法はないかといふことで研究をいたしております。

もう一つの系統の、二十万株、五十回以上という売買につきましては、これは普通の方の譲渡所得とは違ひまして事業所得である。つまり、いわゆる株の売買の概念よりは、八百屋さんが野菜を売つたり、魚屋さんが魚を売つたりするのと同じじやないか、年に五十回も売つたり買つたりするといふことはもう事業じやないかといふことから、それは課税をするといふことになつておるわけでございます。それらのほうも実はなかなか實際把握は困難でございます。まだ十分の申告を期し得ない状態でございます。この間の遺産住宅の場合に査察等で該当しました事実でありますとか、その他非常にレアケースとしてはそういう課税の問題が起つております。そつちのほうにつきましても何か研究しなければいかぬといふふう

に考えております。

そのことにつきましては、本年度の税制改正の際にも、何かできないかな、せめて入り口を見つけておくことはできないかなといふことで関係者間で相談をいたしました、私どもと私どもの証券局

との間で相談いたしましたところでは、この春から専門家グループによる研究を開始しようではないか、証券の正しい意味での民主化といふこと、非常に悪いことも、どうもあそこのフィールドが、非常に悪いことばで申しますれば、あつた脱税の果実といふこと、特に最近株が法人に集まつて非民主化といふこと、特に最近株が法人に集まつて非民主化といふこと、個人の株式の所有者が減つてきてくあいが悪いといふ問題との関連もございまして、何とかしなやならぬといふことで、はなはだ松浦委員には歯がゆいと言われましようけれども、まずあそこの部分の研究を即刻開始をいたしたいといふことで、関係者間で話し合ひをいたしておるところでございます。何とかもう少し、全般的な株式の譲渡所得の課税までは無理といひましても、御指摘の二十万株、五十回という、あの辺の制度を若干補充整備していくといふこと、にいたしてはどうかといふ方向で研究を始めたいと思つております。

○松浦(利)委員 私は大蔵委員会に質問をするのは初めてなんです、こつちの問題は、やはり野党からも常に議論があつたことだと思ひます。ところが、どういふわけかこつちの問題の結論がなかなか出ない。先ほど政務次官は、いや、議論があつたら翌年はちゃんとこつち出ますよと、こつちのお話でしたが、経過で見る限りにおいては、その効果が出ないですね。おそろしくきやう答弁されたようなことが、やっぱり答弁されておるだらうと思ふのです。

たとえば、配当所得の問題にいたつて、確かにアップ率は下がつていますね。結局、これは、昭和四十八年度が二百七十五万七千円だったものが昭和四十九年三百五十七万七千円、二九・四％アップ。一般課税最低限の場合、四十八年百一十二万一千円だったものが昭和四十九年百五十七万七千円、三・四％アップ。確かに控除率は下がつておるけれども、非課税限度額は上がつておる。ところが、常識的に考えてみまして、配当所得者が三百五十七万も配当所得がある、これは、御承知のように

額に汗をしない、勤務によりざる所得ですよ、ね。その人は三百五十七万円まで税金がかからない。片一方は、一生懸命額に汗をして働いて働いて、苦勞して苦勞して、そして百五十万七千円以上になれば税金がかかる。非常にアンバランスでしょう。こんな議論というのは、私は、当然しよつちゅうなされておると思うのですよ。なぜこういうものを今度のこの委員会でもっと、三百五十七万円と課税額を上げるんではなくて下げるというふうなことをしなかつたのか、そういうものについて矛盾を感じるんですよ。私が言っておることは、もういままで何べんも野党が議論をしておることだと私は思うのです。

それで、もう主税局長でなくて政務次官、これは政策的な問題ですからね。過去のことはいろいろ言つていたつてしようがないのですよ。これからの問題について、ほんとうにまじめに、配当所得なりあるいは譲渡所得等について国民のコンセンサスを得るように、国民が、何だ、おれたちばかり税金を納めて、そして高額所得者はぬくぬくとしておるじやないか——これはもうすでに本委員会、佐藤委員の御説明によると議論があつたので、それからあまり触れさせないけれども、この大和証券の四十八年版の「税金読本」(これなんかは、いかにかうまく税金をこまかすかというのを教えておるのですよ。表現も「ムダな税額も多額になります。」とかね。源泉徴収をされておるほうは全くびしり取られる。一方のほうではこういう形で、それは、商売上こういうの出すんでしようけれども、なかなかうまく書いてあるんです、読んでみたら、いかに税金をこまかすかということがきわめてうまく書いてあるんだ。ほんとにうそじやないよ、すべてにわたつて書いてあるのです。「所得税のABC」から始まつてつうと。そして最終的には「株式投資と税金」というところで、いかにうまくやるか、株をやればどうだ、総合所得だ、あるいは分離課税だ、こいういうふうにな。申告したほうが得な場合、あるいは申告しないほうがいい場合、これを全部教えておる。

片一方では、こいういふものがやはり租税特別措置によつて全部税金を減算しておる、まけてくれる。一方のほうでは、先ほど議論されたように、いろいろな意見の違いはあるけれども、数字的にいうとたいへん犠牲を受けておる。税金を納めることが犠牲だと言つておるのじやない。やはり税というものはあくまでも公平でやるのが原則なんです。税という仕組みを通じて所得の再配分をするというのが一つの税の目的なんです。ところが、租税特別措置法があるがゆえに、租税特別措置法によつて高額所得者がたいへん恩恵を受けて、低所得者が苦しむという、こいういふものについて、まじめに毎年毎年予算のたびに非常に議論があつておると私は思うのですよ。政務次官、こいういふものについて、租税特別措置全体について、来年は少なくともこいういふばかげた議論がまた行なわれることのないように徹底的に見直していただきたい、改めていただきたい、そのことだけ希望として申し上げたいと思うのですが、政務次官どうですか。

○中川政府委員 御指摘の点はごもっともでございます。大蔵省としても毎年見直しをして、できるものについては改正をしていく、改善をしていく、あるいは廃止をしていくというのをやつてきております。それでもなおかつまだ残つておりますのは、またそれなりの一つ一つ理由があつて、今年ではできないけれども来年、たとえば株の売買益に対する課税などは、確かに国民の批判のあるところですから、何とかしたいと思ひますけれども、いま言うように、制度はつくつてみても、みな損したとだけ申告してくるというやうなことであつてもいけないので、その辺をどうした的確な課税ができるかということについて、まじめなくふうをされていることも御理解いただきたいと思ひます。

しかし、松浦先生の言つたとおりでありまして、金持ちだけがうまくやつて、一般庶民は重箱のすみまでつつかれて取られてしまつたという税に対する不公平感のあることは事実でありますから、そ

ういふ点については今後ともさらに一そうがんばつていきたい、こいういふ考え方でございます。

○高木(文)政府委員 ちよつと技術的なことだけお答えさせていただきますが、配当につきましては全般的に問題もございまして、そして先般佐藤委員にもお答えいたしましたとおり、いろいろむずかしい問題もあるわけでございまして。ただいま御指摘のありました配当控除の問題、三百五十七万円までからならないという配当控除の問題は、これは法人課税の配当につきまゝ二重課税調整の問題にからんでおりますので、非常にむずかしい問題であるというところでございまして。

一方、先ほど御指摘のありました譲渡益の問題のほうは、これは当委員会でもしばしば御批判を受けておりますが、証券業界でもこれは問題であるというところで、少なくとも証券業界自体が、現在、最近動いておりますカナダの方式等を自分で研究するところまで動いてまいつたこととおわかりいただけますように、やはり当委員会ではいろいろ御議論いただいておりますことが、非常にテンポはおそいといつてしまつたけれども、非常に動いておることは動いておるわけでございます。そつちのほうの問題は何とか徐々に解決に向かつて入り口を見つけて出したいというふうにして思つております。その二つの問題ははやつて非なる問題でございまして、その点だけ触れさせていただきます。

○佐藤(親)委員 せつかく三百五十七万円の配当所得に対する特例の問題が出ましたので、私も松浦委員のあと、この問題についてもう少し伺ひをしたいと思つていたわけであります。

まず政務次官にお伺ひをしますが、その前に事務当局でけつこうですが、局長、三百五十七万円の勤務所得があつたら、いわゆるサラリーマンの三百五十七万円の所得だったら、現在一体幾ら税金がかかるのですか。いろいろ計算のしかたはありますしやうが、ざつと……。

○高木(文)政府委員 四十九年で十八万八千円でございます。(「何人家族」と呼ぶ者あり)夫婦子

二人の場合でございます。給与収入でありましたならば十八万八千円かかるわけでございまして。

○佐藤(親)委員 私は、前半のときに御質問しましたように、こいういふ三百五十七万円までなぜ配当所得に対しては税金がかからないかという理屈はわかるわけですか。それは皆さんの言う理屈はわかりませんが、政務次官、どうですか、いま松浦委員も言われましたように、配当所得のみの場合には三百五十七万円までは一銭も税金がかからないわけですか。ところが、勤務所得の場合、まさに額に汗をして働いて三百五十七万円得た人——いま大体勤務所得の一番多い階層が百五十万から二百万でありますから、三百五十七万円という方もかなり多いわけでありまして、額としては平均よりかなり上の方であります。その方ですら十八万八千円税金を払う。これは配当所得に対するいろいろなことが考えられる、法人税との二重取りだ云々という問題がありまして、けれども、国民感情として、配当所得は三百五十七万円までは一銭も税金はかからない、苦勞してかせぐ勤務所得については十八万八千円という税金がかかるというこゝと自体は、これはどう見ても国民感情から合はぬわけですね。

ここに福田大蔵大臣がいれば、福田大蔵大臣は絶えず公正と連帯ということをお口にされるわけでありまして、いまでも、いま福田大蔵大臣、いらいやいませんの、代理として政務次官、どうですか、これで公正ということが税法上言える、国民は納得する、こいういふふうにお考えになりますか。どうでございませうか。

○中川政府委員 確かに、先ほどから御指摘がございましたように、また従来からも議論があつたところですが、給与所得者に比較して株の配当利益については甘いではないかという御指摘があることは事実なのですが、それだけで済むのならば当然これは課税対象にして勤務所得と同じようにすべきなんです。繰返すようですけれども、法人税の二重課税という問題をどう処理するのか、すでに納めている税金が先取りといひますか、先納

めというのか、その段階で税を負担している。この問題を解決しないで二回かけるということは、これまたいかかという非常に厚い壁があつて、悩まされておるといふのが偽らない気持ちでございます。ほんとにむずかしい問題ですが、この点しろうとははかりにくいにしても、専門家である先生方にはひとつ御理解をいただきたい、このように思ふわけでございます。

○松浦(利)委員 十年一日のごとくやはり同じことの議論の繰り返しだと思ふのです。先輩の委員にお聞きしましたら、そういう議論はもうずっとやられておるそうです。御答弁もやはり連続して、むずかしいむずかしいですつときておるのですね。ところが、こういうことが残つておるから、税の不公平という実感が国民にあることだけは事実ですよ。

だから、少なくとも来年度の大蔵委員会で、おそろくまた租税特別措置についての議論があると思ふのですが、そのときにはほんとうにびしつとして、ほんとうに税の不公平感、不平等というものをなくす、特例中の特例だけが租税特別措置に残つておるのだという見直しをすかつとして、そして出していただきたい。もうこういう議論は私たち自身あんまりしたくないですよ。もう同じことを幾ら言つたつてしょうがないですよ。やる気がなければやる気がないと言へばいいのだけれども、政務次官のお話を聞いてもわかるように、非常にやる気、前向きな答弁ですわね。結果はしかし、やる気がないことで終わつておるわけですから、実績がないから。

この点、政務次官、大蔵大臣がおられませんが、もうこれ以上は議論しませんが、来年度はこういうつまらぬ議論がないように、見直してくるのならばしつと見直して、整理をするんだ。できないものは、できませんでした、こういう理由でできなかったというのを国民の前に明らかにする。その点について、ひとつ的確にお答えいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先にちよつと私からお答え

いたします。

過去におきましても、当委員会においていろいろそういう御議論をいただきました。そのことで、いわば激励を受けて、たとえば輸出に関するいろいろの奨励措置あるいは重要産業の合理化機械の特別償却制度というふうなものは、特別措置の中から、税法から姿を消すようになってきたということでおわかりいただけますように、私どももいたしまして、できますものからそれなりに努力をいたしておるつもりでございます。

ただ、いま御指摘の配当控除の問題というふうな問題になりますと、これは決して日本だけにあります特別措置ではございませんので、世界各国とも法人税につきまといふある制度でございます。そういう基本的な仕組みの問題に関連した問題については、なかなか議論が尽きないということをお含みおき願ひたい。もちろん、いろいろの政策上のもので直すべきものであり、かつ直し得られそうなものもございますから、順次整理をしてまいりたいと思ひます。

○中川政府委員 税は公正でなければいけません。これは基本原則だと思ふのですけれども、実際問題として、公正とはどこにあるのかということになると、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。

そこで、これは私個人の見解でございますけれども、諸外国において付加価値税というものが発達してきたのもこういう点にあるのではないかと、直接税であります、不公平感、負担感が強いというので、付加価値税というものを取り入れて、そして富の分配は、配分のときだけにきつとけじめをつけていく、こういう考え方が出てきたのは無理もないかなという感じをもつて見ております。しかし、日本において付加価値税がまだなじまない制度であり、しかも、物価高の今日においては考えられない税制であろうという点を考え、長期的にはそういうものが取り入れられるようになってくれば、こういった問題も解決できるのではないかと。

たとえば課税最低限を三百七十万円ぐらいまで上げるように直接税の軽減をはかつて持つていけるような段階になれば、そういった問題も解決してくる、あるいは解決に近い形になってくるといふようなことも考えますけれども、それはまだ当分の間、付加価値税が国民の合意が得られる段階にはないということからすれば、なかなかこの問題、むずかしいわけでありまして、この点については検討するとか、ましてや来年前向きで改めますといふ段階にない。非常にきびしい二重課税という問題をどう処理するか、私どもには現段階においては何ともいえない。税制全体としての検討は加えてまいりますけれども、この問題をお約束できる段階にないことを御理解いただきたいと存じます。

○松浦(利)委員 十年一日のごとく同じ議論があつて、できない理由も私は国民の前に明らかにすべきだと思ふのです。こういうことでこれはできません、そういうことをびしつと明らかにしてくださいというのが私の希望なんです。できなかった理由はこういうことでできません、これはこういうことでできませんでした、これはできません、こういうことを具体的に来年のこの委員会に提出してください。作業としては、そういうことだけではできないとやりますか。そういうことを私は政務次官にお願いをしておるんですよ。十年一日のごとくやります、やりますと言つて、結果的に何もできなかった。また同じ議論。そういうことでは問題が解決しないから、その点を明確にしましょうや、こう言つて政務次官にいま私が要望しておるところなんです。それはできるんじゃないですか。

○中川政府委員 ですから、この所得は法人の段階において税金が納まつておる。先納めしておるというまで言えるかどうかわかりませんが、そういう性格のものであつて、単なる所得とは違うんだということを申し上げれば、一〇〇％納得いかないにしても、なるほど違うのかなという程度ぐらいはわかつていただけるんじゃないか、このよ

うに思ひまして、繰り返しそのことをお答え申し上げておる次第でございます。

○松浦(利)委員 私は一つの例として申し上げておるんですよ。まだたくさんあるんですよ。言おうとすれば、これから何時間かたつてやりますよ、書いてあることは一ぱい書いてあるんだから。やろうと思へば、租税特別措置を一つ一つやるだけで、私だけでも十時間か二十時間はやるんですよ。そういうものを一つ一つここでやつておつたんじやだめだから、一つ二つの例を具体的に申し上げておるんですよ。

だから、あなたは一生懸命に配当所得のことだけ言つておられるけれども、そうじゃない。全体の租税特別措置の中で不公平感を国民に押しつけておるようなものについて、整理できないものはこういう理由でできませんというのを明らかにしたらどうですかということをお言ひしておるのですよ。配当所得のことだけ言つておるのではないのです。これは一つの例なんです。その点をひとつつかつてもらわれないと思ふのです。どうですか。

○中川政府委員 私は大蔵省へ入る前にはそういった感じを持っておりましたが、入りまして一つ一つやつてみますと、やはりそれなりの理由がある。どうも理由がなく、説明がつかないし、やつてやれないことはないのにやれないのはあの七、二％の問題、これなどはやるべきだといふふうに考えますが、それ以外は、詰めて見てみるとそれなりの理由がある。しかし、来年、再来年になれば、これはまた改正してもいいというものもあり。しかし、何もそういう問題について頭を使わないで、国民をこまかして、大企業といひますか、特別の人だけにいい制度をのんびんぐうたらとやつておるという性質のものではなくて、ほんとにまじめな検討を加えておることだけはひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○松浦(利)委員 どうもかみ合ひしませんけれども、もうこれ以上このことで議論しておつてもしかたがない。しかし、おそろくまた来年同じこと

で議論せざるを得ないと思うのですよ。結局、重税感が国民にあるだけで、何だ、不公平じゃないかという印象が国民に残るだけ。それでないようないかにすべきかというのを私は提起しておるんだけれども、やはりむずかしい、むずかしい。中川政務次官をしてむずかしいと言わしめれば、これはもうだれが政務次官をやったって、大臣をやったって、租税特別措置はふえるばかりで、整理されていくという事は期待できませんね。期待がないものを幾らここで議論したってだめだから、もしそのことに期待はしない、全然もう来年もだめだということでは理解をします。そういうこと以外にないですね。こちらはそういうことの十年一日のごとの議論に終止符を打って、できないものはなぜできないかという理由を具体的に知らしめるようにしたらどうかという提起までしたんだけれども、政務次官はむずかしい、むずかしいの一点ばかりだから、そうであれば、もうここで議論したってしょうがないのでやめますね。

それで、今度東京都が発表した例の資本金別法人の税負担率調査ですね、これが新聞に大きく出て、たいへんなセンセーションを巻き起こしておるのですが、具体的にいうと、いろいろな租税特別措置その他の減税措置によって、逆進課税になつておる。資本金の大きいものほど税率は低い、税負担は安い。そういう数字が実は東京都の税調から出されたわけですね。ところが、これに向かつて大蔵省から挑戦をしておられる。あれはうそだ、そうではない、資本金の高いものほどやはり税負担は高い、累進になつておるのだ、逆累進ではないのだというこの局長の新聞談話が出ておることも私は読みました。これは東京都に行つてとつてきたのです。東京都が社会党の都議会議員に対して出した数字ですね。一枚の半ぺら紙ですよ。これが一枚出されただけ。これに間違つておるところがあれば指摘してください。どこが間違つておるのか。そして、これが間違つておるとするならば、こういうものに従つた政府の資料を出して

ください。そして比較検討しようじやありませんか。この点、高木さんどうですか。

○高木(文)政府委員 最初に弁明をいたしておきますが、この新聞に報道されたときに私の談話が同時に載つております。その点、弁明をさせていただきますが、これは真夜中に電話で照会がありました。現物を見ない状態でどう思うかと言われまして、それは現物を見なければ評価のしようがないと答えたのでありますけれども、要するに、法人税は資本階級別に逆進税率になつておると思うかということではございませんで、いや、逆進税率にはなつていない、租税特別措置等の問題があつて、必ずしも基本税率と軽減税率との関係がそのとおりにはなつていないけれども、逆進になつておるという事にはなつていないと思ふ。ということ、電話で答えたものを非常にうまく書かれたものでございますので、その点は御了解を得ておきたいと思ひます。

それから、逆進か累進かという問題は、これは私どもの見解は、昨年当委員会に四十六年分について御提出をいたしました。四十七年分について近く御提出を予定いたしておりますが、阿部委員から御指摘をいただきましたあのようなゆる資本金階級別の実効税負担率の表が、私どものいま考へております実際の負担額でございます。これによりまして、いつも御指摘を受けておりますように、必ずしも資本金の大きい企業が実効税負担率が高いという結果にはなつておりません。それはなぜかと申しますと、配当軽減税率の関係があるからであり、それからいろいろの特別措置の関係があるからでございます。しかし、東京都が出されたということで報道されておる数字ほどの、私どもは新聞で見えておりますが、こういうひどい、ひどいといひますか、著しい逆累進という形になつていないかということでございます。

これはどこに誤りがあるかということにつきましては、先般当委員会におきましてしばしば御引用いただきました私が東洋経済に私の名前を出しましたものにも詳しく述べておりますように、法

人税額の数字が違つておることでございます。この法人税額の数字は納付税額の数字でございますから、源泉徴収税額なりあるいは外国税額なりというものの控除後の数字があつておるわけでございます。本来、税法上納めるべき額というものがあつて、これを普通算出税額という事で呼んでおりますが、算出税額からすてに利息、配当等について源泉徴収を受けた額、あるいは外国へ納めた額、そういうものを差し引きまして残りを法人税額と呼んでおるわけでございますが、それは実質の負担を意味しないわけでございます。いまの源泉徴収制度のもとにおきましては、配当、外国税というものにつきましては別途納めまして、そしてそれを算出税額から引きまして、そして納付するわけでございます。ここにあがつておる数字は、算出税額でなくて納付税額でございますから、法人の税負担を見るわけにはいかないわけでございます。そういう点がございませう。

そのほか事業税——法人税のほうは、ここにあります国税庁発行の「法人企業の実態」という実際の税金の額から出ておりますが、事業税のほうはこれは理論値計算でございます。それから、法人税や法人住民税のように益金処理といひますか、そういうものも、事業税のように損金処理になるものと一緒に合計してある数字でございます。ので、負担率としては意味をなさない数字なのでございませう。これはしかし、どういふ意味でものを理解するかということにもよるわけでございます。ある意味ではこういう数字は、数字そのものは違つていない、こういう根拠も示してございませうから間違つていないかということでございます。

けれども、この数字の持ちます意味といふものは、あまり意味がないのではないかと。益金処分分のもので損金処分分のを足してみてもあまり意味がありませんし、それから、これは法人税額に住民税率や何かを掛けてありますけれども、住民税率といふのは、これは法人税額の納付税額にかかるのではなく、算出税額に掛けなければいけないと

いうところの計算違いが一つでございます。ちよつとそういう意味で、もともといろいろな理論上の点もあり、そういう点に相違があります。あとは特別償却の減価償却費とか、あるいはその他のB欄といふところにあがつております数字についてどう理解すべきやという事は、これは見解の相違の問題でございます。退職給付引き当て金とか貸し倒れ引き当て金とかいふものを一体どう評価すべきやといふのは、これは見解の相違によるものでございませうから、いろいろ議論があつてしかるべきでございますけれども、そういう点がいろいろあるわけでございます。私は、この数字をもつてそのまゝ法人の税負担が逆進的になつておるという批判は当たらないといふふうに解釈をいたします。必要がございませうれば、いろいろその解説等、解説といふと悪うございませうが、何か資料等で御説明を申し上げてもよろしいと思ひます。

○松浦(利)委員 いまいろいろ言われましたね。これはしかし、少なくとも東京都の財務局の専門家が、これは確かに理論数値ですけれども、実態がわからないから理論数値によらざるを得ない部分もあることは事実です。であれば、これは高木さん、ひとつ資料を確に出していただいて、その資料を中心にして、東京都のこの資料と大蔵省の出した資料といふのが正しいか、どういふところに問題点があるのかというのを議論しようじやありませんか。あなたはそういう意味で新聞に資料を出すといふふうに言つておられましたので、この際その資料を本委員会に出していただきたいたしたい。しかも、東京都のこの数値に従つて出さなければ足していただきたいたしたい。その資料が出た段階でこの問題についてはお互いに議論をし合つていふことで、ひとつ委員長のほうで御配慮いただいて、そういうふうにしたしたいと思いますから、資料を出していただきたいたしたい。

(委員長退席、山本(幸雄)委員長代理着席)

○高木(文)政府委員 けつこうでございます。ぜ

ひとと私とも法人税について御理解をいただくために、そういうことの御説明をさせていただく機会を持たせていただきたいと思います。

○松浦(利)委員 それはいつごろ出ますか。もうしばらくすれば、こんなのはすぐ出るでしょう。

○高木(文)政府委員 これは四十六年の数字でございまして、ある意味からいいますと、先般来当委員会において御質問の際に引用されました東洋経済に昨年の八月でございまして九月号でございましてに出させていたございましたあの資料と突合すればよろしいわけでございますので、そんなに時間をかけずにとできると思っています。

○松浦(利)委員 それでは、それが出てきた段階でこの問題はまた議論をさせていただくというところで、一応留保させていただきたいと思っております。早急に出してください。

それからもう一つの問題は、これはもうやめますが、いつもわが党も主張し、本委員会でもいろいろ議論されたことがあると思うのですが、実は広告税の問題ですね。これは一体的に政府は、どこまで広告税について議論が進んでおるのか、その点ひとつはつきりさせてください。

○高木(文)政府委員 これは前国会において、当委員会においても非常に御指摘を受けましたし、また与党方面からも、非常に強く考えたらどうかというサセズチョンもありました。税制調査会を中心になしまして、相当御審議をお願いしたわけでございます。税制調査会の答申では、このような新増税についてはその負担の及ぼす影響やこれを具体化した場合の制度上、執行上の各種の問題点についてなお引き続き検討を加える必要があるということでございます。また政府といたしましては、その可否を決定するに至っていないわけでございますが、そのおもな理由は、広告というものがもろもろの販売拡張手段の中で特別に罪悪が大きいとか、そういう意味において抑制的であるべきかどうかということが一つと、それから、それが要するに一種の、自由競争を前提とする資本主義体制の場合に、商品を知らせるという

意味においてはやはり何となく一つの特徴的な方法ではないかという問題、それから、企業ごとに広告、販売促進手段の態様が違ふ。広告を通じて販売促進をすることに便な企業と、他の販売促進手段を選ぶのが便な企業と、いろいろある。それが広告についてだけ抑制をするということになりまして、特定業種や特定企業に差別的課税になるのではないかとという問題がいろいろ議論されたわけでございます。

同時に、具体的には、ことしの場合には、四十八年の十一月の段階で、新聞の用紙の割り当ての縮小というようなことであるとか、テレビの放映時間の制限というように、税によらずして悪い面を押えるような具体的なことが考えられまして、そういうことになったものでございます。

○松浦(利)委員 これは大蔵省からいただいた資料ですが、これは株式会社電通の調べによるのですが、媒体別支出額、四十七年度分八百八十二億円、これは間違いありません。

○高木(文)政府委員 電通の資料そのまゝのものでございますので、その意味で間違いございません。

○松浦(利)政府委員 広告税の問題は、やはり交際費と同じ問題だと私は思うのです。たまたまこれは物価の問題を調査するので、有価証券報告書を取り寄せたのです。たまたまです。これは昨年の九月期の決算なんです。要するに、広告を媒介して販売をやっておる製薬会社の代表として武田薬品、それから洗剤関係の花王石鹼、これの決算書を見ますと、こういうことが出るのです。交際費は一億四百六十三万一千円、これは花王石鹼です。ところが、広告費及び販売費というのは六十三億七千九百六十五万四千円使われているのです。交際費が非常に少ないですね。逆に広告費がものすごく多いですね。それから武田薬品工業の場合、これも同じように宣伝費は三十三億一千七百万、交際費は二億九千二百五十万、ですから、こ

う花王石鹼とか武田薬品に見られるように、この媒体別、業種別の広告の支出比率が非常に大きい企業は、交際費が非常に小さく済むのです。広告費の非常に少ないところは、逆に交際費が非常に大きい。

ところが、その交際費には課税されておるわけでしょう。広告費のほうは野放しなんです。しかも、いまや交際費と広告費というのは、同じ目的を持ち、同じ効果を持つものになってきておるのです。ところが、片方は課税して片方は課税しないというところになると、これは明らかに不公平だし、逆にいうと、その広告が正常の形の広告ならまだいいけれども、往々にして誇大広告とか、あるいはライフサイクルを短くして、同じ企業で百円なら百円の製品を五つも六つもたくさんつくって、その宣伝効果によって全体の購買力を増す、そういう政策も現実にはこういう企業ではとられてきているのです。ということになりますと、やはり広告税というのは、一定の比率までいいけれども、それ以上を越える過剰な宣伝については課税をするという、その方針がびしっと立つて、広告税創設についての見解を、という政策に議論をすれば、永久に広告税はとらないというところになると私は思うのです。そういう意味で、私はたまたまこの有価証券報告書を見てそういうことを感じましたので、政務次官、ひとつ広告税の創設について、こういう面も含めて検討し直す、見直すということについて、にこにこ笑っておられるようですが、政策ですから、政務次官から発言してください。

○高木(文)政府委員 政務次官も広告税の課税については非常に御熱心でございまして、しばしば私どもに御下命があったわけでございます。それで、まさに先生いま御指摘のように、広告税と交際費のいろいろ入りくりといったような問題がございまして、そういう角度からはある意味で何か片手落ちという議論があるのでございます。ところが、もう一つ、いまおあげになりました中に入っているのか入っていないのか、そこが非常にやっかいなものでございますが、交際費と広告費のほかに、別の方法による販売費というものがあります。それは企業会計上、つまり有価証券報告書の上でどの欄にどういふふう計上しているかわからないのでございまして、その販売方法としていわゆるベートという方式が一つございまして、それからもう一つは、人手を使つて売り込んでいくという方法がございまして、たとえば、化粧品なんかについても、広告をやつてほとんど売っていくという方法と、自宅訪問で売っていくという方法とがございまして、そうすると、その場合には人件費のほうに入つてきてしまつて、交際費、広告費の問題がございまして、さらに他の方法による販売費の問題がございまして、果てしなく広がつてしまつて、どこで切るべきやという問題が出てくるのでございます。

いまも申し上げましたように、政務次官からもいろいろ御指導、御指摘もございましたので、調査をいたしたり、数字を拾つてみたり、いろいろいたしたのでございますが、どこまでどういふふうに広げていったらいいか、どうするのが公平かというふうなあたりに、なかなかむずかしい問題が出てきたわけでございます。そういうことで踏み切れたかたというのが実情でございますので、その事実だけを申し上げておきます。

○松浦(利)委員 有価証券報告書を見ますと、それぞれ計上のしかたが違ふのです。宣伝費ということとびしっとやつておるところと、宣伝費と販売費とが一緒になっているところと、販売費と宣伝費がばらばらになっているところがあるのです。ですから、この有価証券報告書の関係を統一しさえすれば、そういう区分はびしっと出るわけですね、販売費と広告費とびしっと分けて出すようにさせれば、これは技術的な問題だと思つて、問題は、政務次官も広告税については熱心だそうですから、ひとつ創設について努力してみてください。

○中川政府委員 実には広告税につきましてはいろいろ問題がありますが、特に最近では消費抑制という時代に必要以上の広告があり過ぎるのじゃないかという点も着目いたしております。

それからもう一つは、必要のない広告と思われるものがずいぶんあるのです。たとえば電子計算機の広告を一面扱っている、こういう広告が大衆に一体何の関係があるのだろうかという内容のものもあります。

それからもう一つは、たとえばコカコーラのよう、原価がどのくらいかかっているかわからぬけれども、テレビをつければスカッとさわやかコカコーラと、そうして広告だけでコカコーラのよくなものだけが伸びて、日本古来のラムネとかサイターのようなのものが埋もれていってしまふ。

言ってみるならば、中小企業と大企業の分解作用を起こす。大企業で広告のできるものはどんどん太っていくけれども、広告のできないものは食われてしまふ、こういう面もあります。

あるいはまた、テレビのチャンネルが一体これほどたくさん日本に必要なんだろうか。世界じゅうを見ても、二チャンネルか三チャンネルがせいぜいである。それから放送の時間も、朝から晩まで鳴りっぱなし、たいがいのは昼間だんなさんやむすこさんが働きに行っているときには放送はお休み、これくらいが普通なのに、どうしてこんなに多いのだろうか。しかも、放送する内容がそれほどいいものが多いかというと、どちらかというと視聴率をあげることに重点が置かれている。

いろいろな点を考えてみて、広告税というもので規制をするのかモラルでいくのかわかりませんが、過当広告の面だけは税の対象にすべきではないかと、私は理論的に思うのです。ところが、むずかしいのは、言論の抑圧という大義名分も一つあるわけなんです。言論は自由にさせるべきだ、それを押さえるというところにいきなりやないか、ファッショ的発想だという考え方も一方にありま

す。それから、交際費と違ふのは、社会悪といひま

すか、交際費は飲んだ食ったで、会社のためにやっているのか個人のためにやっているのかわからぬという点があるが、これは若干違ひます。違ひますけれども、もうそろそろ広告税について真剣に——われわれは決して言論を弾圧しようというんじやなくて、必要な広告はもう当然のことですからいいんですが、不必要な、しかも過当と思われるものについては税を求めるといふのが正しいあり方だという気持ちは変わっておりません。

そこで、ことし何とかなうと思つたんでございませうが、いま局長の言つたような問題もありまして、検討課題として残つておる。その点については、今後とも野党の皆さんの御理解も御協力もいただくたいものと考えております。

○松浦(利)委員 政務次官の言われたこと、結論は賛成ですが、ただ内容的に若干違ふのは、われわれはその内容に立ち入つて言つていふんじやないんです。そのことを内容に立ち入つて、これはくだぬからとかなんとか、こう言つていふんじやない。要するに、問題は、一定規模以上の広告については税金を課すべきだといふところに私たちの広告税創設の目的があるのであつて、その放映の内容とか、広告の内容に立ち入つて云々というつもりはございせん。その点は政務次官もわかつた上で政務次官のお考え方を述べればな

だと思つたのですが、広告税の創設をしなければならぬ、一定限度以上に過当と思われるものについて税を課したらどうかというのがわが党の主張であり、われわれの考え方だといふことだけ最後に申し上げまして、私の時間が来ましたから、これで終わります。

○山本(幸雄)委員長代理 佐藤親樹君。佐藤(親)委員 私は先週、いまの税法全体を見てみますといわゆる産業優先の税制になつていて、これから福祉優先の経済に対応するには税制も対応していかなければいかう話をして、企業の部分だけで終わつたので、きょうは残り、許される時間で個人の問題について少しお伺ひをしたいと思います。

先ほど松浦委員からも御指摘がありましたように、いわゆる勤労所得と資産所得の問題です。これは、四十九年度で三百五十七万四千までの配当所得の人のみには課税されず、これが給与所得の場合だと十八万八千円の税金がかかるということについて、だれが見ても不公平だしおかしい。国民感情からいっても合わないと思つたので、先ほどの御答弁のように、皆さん方は必ず二重課税だといふことを言われるわけです。ところが、い

わゆる法人擬制説なるものがきわめて古ぼけた考え方であるといふことについては大体一致をきていて、大体皆さん方の頭の中にも法人実存説をとられていふ部分もあるわけでありまして、

から考へてみなければいかぬじやないか。皆さん方は二重課税といふことを言われるけれども、法人税でいふゆる法人が取られる配当に対する課税の問題と、個人が配当を受け取つたときの配当課税の問題、この意味からだけいへば、確かに二重取られていふようでありまして、しかし、これは両方合せてみて、では合せて何%だから二重課税だ、合せてこれ以下ならば二重課税じやないという原則はないわけですね。ですから、

今度の改正においても、配当課税措置は二六%から二八%になつていふわけです。そして配当所得の特例については一〇%の据え置きはまでありまして、四十八年度の二六%の配当課税の場合も、今年度二八%に上げた場合の問題でも、これは皆さん方の理論からいへば、二重課税という面では全然変わらないうわけですね。

それならば、国民感情に合わない、三百五十七万四千までの配当所得の人のみは税金がただであつて、そして勤労所得でこれだけを取るとすると十八万八千円税金がかかる、この矛盾を解決するために、いま一千万円までの配当所得の人については税額控除が一〇%されているわけでありまして、せめてこれをサラリーマン並みに課税をするという見地に立つて、この配当控除の一〇%を五%にしますと、大体十八万幾らかの課税額が出

てくるわけですね。これだつていまだに二重課税であることは間違いないわけですね。法人の部分で配当課税で二八%の税金がかけられ、個人の所得に入るときに配当控除が少なくなりまして、これでも、税金がかけられることは変わりないのです。いすれにしても、これは二重課税だといふ皆さんの論からいへば変わりはないわけですね。皆さん方の国民的見地に立つて公平というならば、この配当控除をせめて一〇%から五%まで下げて、そしてやはりせめてサラリーマン並みに税金を課すべきではないか。これだつて二重課税といふことから

は全然離れたわけではない。本委員会の冒頭の質問で自民党の野田委員は、本来、この配当所得に対してはむしろ勤労所得よりも重課すべきである。私もそう思つております。そう思うが、一ぺんにそう言つたら、皆さん方はそれはいかぬといふでしょうから、せめて勤労所得と資産所得の課税については同程度の課税をするぐらゐに一歩前進をさせるべきではないか、こう思つていふ。これだつて二重課税といふ問題は一向に解決するわけではないですけれども、どうですか、この配当控除をいま一〇%といふのを五%に下げる、こうすればせめて勤労所得も資産所得も三百五十七万円の収入があつた場合にはまあまあ同じ程度の税金がかけられる。これで私は少なくとも一歩は前進になると思つたのです。この点についてはいかがでございませうか。

○高木(文)政府委員 配当控除は本来は二〇%でございまして、それが昭和三十七年に法人のほうの配当課税率がきまして、配当部分については税率が四分の三だけになりました。四分の一だけ軽減されたときに、配当控除のほうもそれにバランスする趣旨で二〇%の四分の一削りまして一五%になりました。そこまでは二重課税排除の制度として確立をしておつたわけであつて、その後昭和四十五年の際に、その一五という配当控除を一〇に下げたといふことがございまして、この一〇に下げた段階から、二重課税排除ではございませうが、その趣旨が必ずしも徹底をしな

はございませうが、その趣旨が必ずしも徹底をしな

ということになっておるわけでございまして、そんなことならばいつでもう少しそれを落としたらどうだといったいまの御指摘は、現実的な御提案として承るわけでございます。

そこで、問題は、法人税の問題として二重課税論として先般御説明しておりますし、二重課税論との関係から申しますと、一挙に配当控除をやることはなかなかむずかしいというふうに御説明をいたしておりますが、もう一つ基本的には、何度も繰り返して申し上げておりますが、金融資産のあり方の問題として、預金と配当とをどういうふうにかえたらよろしいかという問題がござい

ました。どうも私も、やや偏しておるかもしれませんが、日本の今日の金融形態が預金のほうに片寄り過ぎておる。個人の金融資産として持つ形式として預金は一般的でございまして、株はあまり一般的でない、そのことが日本の経済をある意味で曲げておる。金融機関のわが国経済における地位をあまりにも高め過ぎる結果になっておるといふ問題がある。と同時に、個人の持ち株がどんどん減りまして、法人の持ち株に移っていつていっているというやっかいな問題があるといううなことを総合的に判断いたしますならば、現在の段階で、個人株主がますます減るようなことになるとおそれのある方向にものごとを考えることは、税法の問題を離れまして、政策論として考えた場合に、非常にむずかしいという問題が一つあるわけでございます。

でございまして、この問題はぜひとも広範囲に皆さまの間も含め国民各層の間で御議論をいたさしまして、何としても基本のこのころの、国民の保有金融資産形態として、一挙に預金で金融資産を持つのがいいのか、株で持つのがいいのかというあたりのこの基本問題との関連、それから、企業のあり方の問題として借り入れ資本に依存をして商売をやっていくのがいいのか、自己資本によりウエートを置くべきなのかというところの議論をもう一段と詰めていただきますと、税だけでこの方向へ行け、あつちの方向へ行けと言

われましてもなかなかむずかしい。私どものほうはいつも負担論、公平論からいいますと、いまの制度はちよつとわかりにくいという問題もありま

すので、何とかしなければならぬと思つておるの

でございまして、やはり背景にそういう二つの貯

金手段の選択の問題、それから企業サイドからい

いますと、資本の二つの調達方式の問題、直接金

融か間接金融かという問題、これがありますので、

なかなかうまくいかぬということなのでございま

す。これは御存じのように、税調の答申にもな

った問題でありますけれども、一銘柄十萬円の

配当までということ、いま配当しているところ

は大体平均一割、二割、三割もありまされども

大体年配当を二割とすると、一銘柄につき百萬元

の株を持つていふ人ということになるわけであ

るわけですね。大体推察をしてみても、一千万円の株

式を持つていふ人ということになると、年所得が

やういふふうで考えてきまして、確定申告不要

の限度を十萬元にするということにしますと、こ

の一千萬元に対しては上積み税率五〇%を加えて

本来ならば住民税も払わなければならぬ部分につ

いて、源泉徴収の一五%だけで済んでしまふとい

うことになるわけですね。そうしますと、源泉分

離課税の二五%すら払わぬという非常な特典

が、この配当所得に対して税法上確定申告をし

なくていい額が五萬元から十萬元になったとい

うだけで、きわめて影響する背景は大きいわけだ

ですね。これはもう税調の答申にもなつたわけだ

とおそらく他の額との比較で一挙に二倍に上げられ

たと思つておりますが、一体これはどういふ関係

でこの確定申告不要限度というものを五萬元か

ら十萬元になつたのか。これはいかでござい

ますか。

○高木(文)政府委員 税調答申の問題は、マル優

の百五十萬から三百萬への拡大の問題も含めまし

て、一種の租税特別措置であるということござ

いますので、事実上の御報告はいたしておりま

す。個別個別には税制調査会に御審議を求めてお

りません。税制調査会の先生方は一般常識経験者

の方が大部分でございまして、租税特別措置に

あがつておられますいろいろなこまかい問題につ

いて、バランスをとつて判定をするという意味で

の知識経験の持ち主というわけにまいりませんもの

でございまして、一般論として洗いがえをやる

に關しますもろの税制改正は、四十九年度税制改正にはでき得るならば繰り込みたくないというのが私の率直な気持ちであつたわけでございませうが、何ぶんにも十一月、十二月にこういう物価の情勢になり、何とかして貯蓄の奨励を進めるべきであるということがかなり広範囲な御意見になつてまいりましたので、来年まで待つてくださうというわけにもまいらなくなつてまいりました、そこで踏み切りをやむなくされたわけでございませう。

○佐藤(観)委員 本来、源泉分離課税というの問題がある上に、一挙に確定申告不要額が倍になつたということで、源泉分離課税の二五%すらも払わないで、源泉のみの一五%で済んでしまふという、配当所得者にとつてはたいへんな恩典が与えられるというわけですね。大体、源泉分離課税があるいは源泉のみで済ませるかを選択制度というの、きわめて実はこれはややこしい制度でございまして、そういった面からかなりいろいろと問題があつたところなんですけれども、これは五十年に考えられるということですので、これ以上言つてもまた時間がむだでありますから言いませんが、とにかくこういつた面で、配当についても、きわめて不勞所得についてはたいへんな恩典が与えられてゐる。

片や一方、去年もこれは問題になつたのでありますけれども、日本のいまの税制ではいわゆる未成年者からも税金を取つてゐる、これはいいかなるものか。去年もこれはやつたわけでありましたが、あまりこのことについては進歩がないわけですね。もう時間がむだでありますので話を前に進めますけれども、皆さん方から出していただいた資料によつても、課税最低限と中学卒、高校卒の初任給の差が、中学卒の場合には四十八年度の場合には大体十萬四、千、高校卒だと二十萬四、千近くあるわけですね。つまり、この分が課税の対象になつてゐるわけですね。いま未成年者の納税人口といふのは大体どのくらいあるのですか。おそらく四十七年度の数字しかないと思うのですが、大体どの

くらいあるのですか。

○高木(文)政府委員 それは前にも御指摘がございましたが、実は、ほとんどの未成年者の納税者は源泉徴収でございまして、源泉徴収義務者のところに年齢別の調べというものをお願いいたしておりましたので、前にも御要求ございましたが、実は把握をいたしておらないということでございます。

○佐藤(観)委員 去年この未成年者の課税に対する問題がたいへん問題になつたわけでありまして、けれども、それではこれが一体今年度、四十九年度の改正でどれくらい未成年者の納税人口が減るものか、これもわからぬわけですね、いまの御答弁から延長しますと。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 推察するに、まあ人数はわかりませんが、皆さん方の資料によつても、四十八年度の課税最低限が四十三萬九千九百七十八円、中学の新規学卒者の給与が五十三萬三千三百六十四円でありまして、この差でも年間について十萬円の差、高校の初任給が六十一萬一千九百十四円でありまして、約十七萬円の差、こういうことになつてゐるわけでありまして、この数字から推察するに、ほとんど源泉徴収ということでありまして、ほとんど源泉徴収というところから、高校卒の方々も就職すれば税金を取られてゐる。このことはお認めになりますか。

○高木(文)政府委員 四十八年度はおそらく人数にして、中学卒、高校卒の方の七割か——これは平均値でございまして、七、八割の方が課税対象になつてゐるということであらうかと思つております。

○佐藤(観)委員 それで、去年の委員会でもたいへん問題になつたのでありますけれども、このことに対して主税局長は、課税最低限を引き上げるといふことで、その中で解決をしたいと御答弁になつてゐるわけでありまして、しかし、課税最低限を引き上げて、当然初任給も上がつていくわけでありまして、一体その人口がはたして減る

ものかどうなのか。初任給が上がつた分だけ課税最低限が同じ率で上がったのでは、これは人数としては減らないわけでありまして、初任給が上がる分以上に課税最低限の幅を上げていくかないことには、この場合、事実上は独身者なわけでございますけれども、未成年者に対して課税をなすべくしないようにするといふことについては解決になつていかないと思つてゐます。その辺のところの配慮が今度の四十九年度の独身者の課税最低限を引き上げるにあつて、一体どのくらい考えられたのか、これについてはいかがでございますか。

○高木(文)政府委員 先ほど四十八年分については課税最低限が四十三萬九千九百七十八円、就職初年度の平均給与額が、中学卒五十三萬五千円、高校卒六十萬二千円といふ数字の御指摘がございまして、四十九年度につきましては、課税最低限は四十三萬九千九百七十八円に上りました。中学新卒者の給与水準はどのくらいになりますか。これはまだよくわかりませんが、これも、大体初任給の伸び率を一八%と見まして、中学新卒者の初年度平均収入額は六十二萬九千円と推定いたしております。また、高校卒の初年度の収入額は七十一萬円と推定をいたしておるわけでございます。

そういったしますと、中学卒業生については、現在八割近く、七割から八割の間、課税になつておるかと思ひますが、今度はそれが三割五分から四割くらいに減るのではなからうか、それから高校卒は五割くらいになるのではなからうか、ということになるわけでございますが、これはしかし、あくまで初任給の水準を前提に置いた数字でございますから、最近の給与の伸びぐあひからいいますと、あるいはそこまで減らないかもしれない。中学で五割を切るころぐらひであり、高校では五割を若干上回るころぐらひのいかもしれないといふ状況でございませう。

○佐藤(観)委員 これは政務次官にもお伺いをしたいのですが、いま未成年者に対して、中学卒、高校卒の方々に對しても課税がされてゐるという話を

をしてゐるわけですね。それで、私は、これは民主主義の基本的問題だと思ふのです。といふのは、つまり納税するについては、その取られた税金が一体どういふふうに使われていくのかといふ發言権を与えなければ、これは一方的に取られる、取られた税金がどういふふうに使われるか、賛否すらあらわすことができない、こういう現実になつてゐるわけですね。あえて言うまでもなく、中学卒といふのは十五歳から十六歳、高校卒といふのは十八歳から十九歳であります。ですから、選挙権がないわけでありまして、税金は取られるけれども、それが自衛隊に使われるの、がいやだとか、あるいは橋をつくるの、がいやだとか、道路に使われるの、がいやだとか、あるいはこの税金は少し高過ぎるのではないかとといふ發言権ですね、これは与えられてゐないわけですね。

それじやいまの納税してゐる人にも發言権が与えられてゐないかといふと、これは直接には与えられてゐないにしろ、間接的に選挙といふ制度で、これは現予算に対して賛否をあらわす、あるいは間接的でありまして、けれどもあらわす権利があるわけですね。ところが、十五歳あるいは十八歳の中学、高校卒の人々は、税金は取られていくけれども、その税金の行く末についてこれが正しいとか正しくないといふ發言、あるいはそれを表明する権利すらないわけですね。これは私は日本の民主主義からいつて、きわめておかしいことだと思ふのです。やはり納税をするからには、その納税をした予算といふものの、税金といふものは一体どういふふうに使われていくか、それが妥当であるか妥当でないかといふ發言をする権利は与えなければ、日本の民主主義の根柢といふのはきわめておかしいものになる。逆のことをいへば、国の政策の基本といふのは予算にあらわれてくるわけでありまして、選挙権がない限りは、やはり基本的には税金を取らないといふのが民主主義の基本的じやないか、私はこう思ふのです。政務次官どうですか。

○中川政府委員 私は納税と選挙権とは関係ある

とは思われないのです。その議論があるならば、ばく大な税金を納めたんだからばく大な発言をさせろということにも通じますし、あるいは税金を納めていない人は選挙権を持つななんということは言わないにしても、税の額、納めた納めないうことが選挙権と関係をつけることは妥当ではない。それならば、法人は一体ばく大な税金を納めているのに、そういう問題もありまうし、私は選挙権と結びつけるべきではないというふうに考えます。

ただ、未成年者からまで税金を取るのには、何か酷だないという感じは持ちます。持ちますが、そこはやはり課税最低限をいじくることによって未成年者の普通の勤労者は課税がかからないというふうにしていくべきであって、未成年者だから幾ら所得があつても税金をかけないというのは公平感を欠くものだ、こういう感じでございます。そして成年になつたらどかんと税金がかかるというのはいかがかというふうにあれこれ考えまして、やむを得ない措置である、できるならば未成年者の平均的な人が課税がかからぬという、最低限をいじくるところがぎりぎりのところではないか、このように考えます。

○佐藤(親)委員 その最低限をいじくるのは、課税最低限を上げて民間あるいはその他の給与所得が上がつてきまうと、現実にはほとんど課税になつてしまふということ、それからいま政務次官が言われた、それでは税金を納めていない人は選挙権がないのか、あるいはばく大に納めていけば発言権が多いのか、これは少し次元が違ふ問題だと私は思うのです。それを言つていけば、戦前といわゆる納税をした人だけが選挙権を持つていたという問題になつてしまふわけで、問題は、税金を納めている以上、自分たちの働いた所得で税金が納まつていくわけでありまうから、その税金の行く末についてやはり発言権を与える。また、それが逆に選挙権ということとで与えられないならば、やはり未成年者控除と申しますか税額控除と申しますか、これはいまの課税最低限、たとえば四十八年度を例にとれば、一応所得と課税最低限

の差というのは中学卒の場合には十万円、それから高校卒の場合には十七万円くらいあるわけでありまうから、その未成年者控除といったものを創設することによって救つていくべきではないか。どう見ても、中学卒の方から税金を取らなければいかぬほど、税源として日本の財政が貧困しているとは思われないわけでは。

こういうふうにいふと、おそらくそれでは桜田淳子は何千万かせぐから、こういう人はどうするのだ、こういうことになるのです。必ず言うのです。それだけは言つておきますと、ああいう人は個人的には桜田淳子のものでないといふのです。みんなプロダクションになつていまから、実際は中学卒、高校卒と、そういう芸人等にやるところの不公平は、現実にはほとんど生まれてこないと思つておきます。

そういう意味で、現実に課税最低限を引き上げるといふことも、独身者の場合でいいますと二十以上の人も当然入つてくるので、これは、皆さん方につくつていただいたこの数字を見ても現実には救われていないわけですから、いま言つたような選挙権の問題をあまり詰めていふと時間がありまうからいたしません、未成年者控除、こういったものを、十万円から十五万円くらいの控除を設けて、やはり二十歳以前の勤労者の方々にいいては税金を原則的に取らない。そして成人式を迎えたときには、これから参政権もあり、選挙権もあり、そしておとなの世界で政治に参加してもらう、これが一番民主主義の観点から見て妥当なものではないか、こう思つておられますけれども、未成年者控除の創設についてはいかがお考えでございますか。

○中川政府委員 やはり税は所得のうちから経費的なものを取り除いて課税をしていくという考え方からいふならば、未成年であるからといつてたくさん経費を使うものではない。逆に経費が少なうて済む、多くはない。そんなこともありまして、しかし、未成年者が税をみんな納めていふといふのもこれまたいかがかといふことで、今度は定額

控除の部分をかなり大幅にふやして、平年度七十七万八千円、初年度で七十五万五千円、大幅な引き上げをして、実質的に未成年者が税金を納めないということが筋であらう。

選挙権の問題については、これは何度議論いたしましたけれども、選挙権と納税といふのは、考え方によつては異なるといへませんけれども、それを言ひ出すと、どうしてもそつちのほうの、ではなくさん税金を納めた人はたゞさんの発言権で三票分、五票分よこせ、あるいは税金を納めていない人は三人で二人分だ、一人分だといふことになつていくのではないかと思ひますので、あくまでも所得の部分をとらえて課税していく、それで割り切つていくべきであらう。

もう一つの理論は、たとへば未成年の人が気の毒だといふことになつたら、未亡人は気の毒だとか、あるいは身体障害者が気の毒だといふふうにか、あるいは税金の毒料といふか、そういうことで、今度は税の体系がくずれていく。やはりきちつとした一線だけは守つていかなければならぬという立場から、せつかつの御議論ではあり、前々からいふように検討されたのですが、この点について納得を得られる段階でないことを申し上げざるを得ません。

○高木(文)政府委員 未成年者控除の問題は、昨年の国会でいろいろと御議論いただきました。したがひまして、私も相当勉強したつもりでございます。それで、どうだろうかといふことで、やるならばこんな制度かしらといふことも検討いたしました。最後に実は行き詰まりました。これは、いま政務次官は障害者の問題とか未亡人の問題を言われましたけれども、これは障害者控除なり寡婦控除なりの問題である程度は解決がついていふわけでございまして、どうにも解決がつかまい問題としては、パートタイマーの問題が出てまいつたわけでございます。それで、低所得者で成年でパートタイマーといふ場合と、未成年の問題とを比較してどう議論すべきかといふことをだんだん議論していきまううちに、結局、非常に冷

たい議論がもしませんが、収入から経費を引いた所得の大ききで議論して繰り引きしたくないのではないかと一ことになつたわけでございます。

なお、諸外国の制度ももちろん研究はいたしてまいりましたけれども、諸外国にも未成年者控除という制度がない。特に、諸外国では日本のように完全雇用になつておられませんか、まだ未成年者であつても就職をして税金を納めるということがあつても、片方に若い人で失業しておる人があるという関係がありまうのですから、就職できて収入があるといふことはむしろハッピーだと考えるべきだといふような思想がありまして、未成年者控除といふことはあまり話題になつてないといふことでございます。

そういうことがいろいろ議論されました際に、たまたま給与所得控除の全面改正といふことになりまして、最低金額保障みたいな制度に切りかえるといふことになりましたから、その際、その最低金額保障の金額を相当引き上げることによつて実質的に解決をしていくといふことでおこたえしてはどうかといふことになつたわけでありまう。御指摘のように、今回の措置では就職初年度から納税者になつていふようなことは、収入が平均以下の方であれば避けられることになつたわけでありまうが、まだこれでは不十分だといふ御指摘の点は、私も私も感じております。今後とも、そのどこに水準を置くべきやといふ問題としては、引き続き検討してまいらなければならぬ。二年目、三年目になつたら課税になつてもしょうがないといふことではないのかといふ問題は、議論を続けていかなければならぬと思ひますが、未成年者控除をつくる問題については、しばらくこの措置によりまして様子を見ていたきたいといふふうには思ひます。

○佐藤(親)委員 この問題は、つまり現実に独身者控除といふ場合には、独身者でありますから、二十二でも二十三でも二十五でも、あるいは未成年者でも、独身である限りはこの範疇に

入つてしまふ。ところが、問題になる未成年者控除といつては、つまり二十歳以下、正確には十九歳以下ということになるわけですね。そうすると、中学卒から考えますと、四年から五年の間がある。いまの税法ではこういつた——私が冒頭に資料をいっても、いやそういう資料はありまじやないといわれるように、そういう年齢についての考えというのはいまの税法ではほとんどないわけですね。相続税では、なくなられるまで何年とか、七十歳まで何年間掛ける何%とか、幾らとかという数字はありますけれども、いわゆる未成年者の問題を考えるときには、範疇としては、課税最低限の問題になつてしまふ。そうしますと、ここには年齢という問題が入つてこないわけですね。私はやはり選挙権も与えられていない未成年者に対して税を取る——局長の御答弁は、課税最低限を上げていけばいいけれども、これは少なくともいままでやってきた課税最低限を上げたところでは、今度は、四十九年度はこれで救われると言われるのだけれども、まだ四十九年度の初任給というのはいくらもありませんから、これは議論にならないわけでありまじやないけれども、そういった面で、税法の中で二十という年齢については何も考へていないわけですね、独身者の課税最低限という範疇に入つておるものですか。その面では、私は税法上欠けていると思つたのです。局長からなお一そう今後考へるという御答弁がありまじやないで、時間の関係もありますから、未成年者控除の問題については、これで終わらしていただきたいと思います。

その次は、たまたま先ほど政務次官も言われましたが、いわゆる身体障害者の方々の問題なんです。これについても、やはりいろいろな意味で税法上きびしいのではないかと問題です。一つは、身体障害者の方々の相続税の問題なんですけれども、もう時間がありませんから簡単に概略を申し上げますと、去年でしたか、身体障害者控除というのができたわけでありまじやないけれども、まだまだこれも現実にはきわめて額が少ない

といふことで、現実には起つてゐる問題は、お医者さんのお子さん、お子さんといつても四十四歳の御夫婦でありまじやないが、それにまだ十七歳のお孫さんがいらつしやる。こういつたところで、たいへん健康な方だったけれども身体障害になられて、そしていまは寝たきりである。それで、このお医者さんの親御さんがたいへん心配をされて、何とかにかゝ自分たちが死んだあとで自活できる道はないだろうかといつて考へたのが、アパートを子供たちにつくつていつてやりたい、身体障害者の方につくつていつてやりたいといふことだったわけですね。

ところが、これは、たとえば三千万のアパートをつくつていくとしますと、相続税の身体障害者控除、これを引いても六百八十一万五千円の相続税が今後かけられるといふことになる。これはいまの身体障害者控除制度でいいますと、百四万円の控除額にしかならぬわけですね。この辺からいいますと、どうももう少し何か税の面で考へられないだろうか。私たちは、相続税といふのは、いつも議論をしておりますように、横の相続について、つまり妻あるいは夫の横の相続についてはなるべく軽減をしたい。それから縦の相続については、やはりスタートを一緒にさせる意味で、かなりきつてもいいのじやないかと思つたわけでありまじやないが、これはあくまでスタートを一緒にさせるためのものであつて、身体障害者の方々のように、不幸にしてそういったハンディを持たれた方については、さらに何か考へていかなければいかぬのじやないか、こう思つたわけですね。

この制度について昨年から身体障害者控除制度といふのができたわけでありまじやないが、この額もきわめて少ない。こういつた実例に対して、何かもう少し救済の方法が税ではあるのではないだろうか、こういうふうにか考へるわけでありまじやないが、このことについてはいかがお考へでございませうか。

○大倉政府委員 佐藤委員のお話の御趣旨、私どもとしてもまことに共感する点が多いわけでありまじやないが、まあそういう意味もございまして、た

だいま御質問の中でお触れになりました障害者特別控除といふようなものを相続税にも持ち込みました。さらにまた、特別障害者については控除額を割り増しするといふような試みをしておるわけでもございませう。今後の問題といたしまして、この特別控除の額がもう少しふやせるかどうか、全体の課税最低限との関係でなお研究をしてみよう、そういう行き方がもちろん一つあるかと思ひます。

それとも一つ、私自身が経験いたしましたことでもございませうが、御承知の、主として地方団体が音頭をとつております心身障害者を扶養するために一種の共済制度をつくるといふようなことがございまして、現行法におきましては、その共済制度のほうで、残された障害児の方がそこから給付を受けるという場合には、その給付を受ける権利を相続財産からはずすといふことにいたしました。これは将来の方向といたしましては非常に望ましい一つの動きではなからうか。私は必ずしも来年度とかなんといつて期限を切つてお答えする立場にはございませうけれども、たとえば信託会社などがもう少しいふうなものを商品として考へてくれないだろうか。そういう信託が出てまいりますと、その信託の受益権といふものについて相続税法上配慮をする。

特に、障害者と申しまして御自分でそれなりに働ける、あるいは財産管理能力のある方はまだいいのでございませうが、重度身体障害で御自分で財産管理能力のない方について、相続税法上だけで何か配慮をしてみても、あとその財産がどうなつてしまふのかといふことが実はもう一つ深い問題だといふ気もいたしますので、やはり共済制度とか信託制度とかそういうものとあわせて何かもう少し、ほんとうに、何と申しますか、いわば役に立つ、実のある解決方法はないのかどうか、なお引き続き勉強してみたい、そういう心境でございませう。

○佐藤(親)委員 むしろこういつたたとえは信託制度とか保険制度にかかれる人といふのはまだし

あわせなほうでして、実際には、こういつた例といふのは私は少ないほうじやないかと思つたのです。そういう意味では、さらに国の制度も充実をしていかなければいかぬわけでありまじやないが、そこまでいくまでについても、やはりいま審議官からお話があつたようなこと、あるいは相続税における身体障害者控除、これについてももう少し配慮していく必要があるのではないかと、こう思つた次第です。

それから、その次に、やはり障害者の方々の問題ですが、これも昨年からと思ひますけれども、いわゆる障害者の方々の使つた場合に、その工場なり企業の機械の特別償却を認めるという制度ができたわけでありまじやないけれども、もう時間がなから途中はしりますけれども、いまの制度が、雇用者の方々のうち身障者の方々が三〇%以上いらつしやらないと実際には適用にならぬ。身障者の方々の認定するといふのですか、これが非常にめんどうでなかなかむずかしいといふことで、この制度といふのは、はたしてどれだけ運用されているのかどうか、その辺きわめて疑問を持つわけですね。

(山本(幸雄)委員長代理退席、委員長着席)
これは何か対象企業といふのは大体七百社くらいあるといふのでありまじやないけれども、現実にはこの特別償却制度といふのは、実態上一体どういふふうに使われているのですか。

○大倉政府委員 ただいま佐藤委員おっしゃいますとおり、何せ四十八年度改正でつくつたばかりの制度でございませうので、申しわけございませうが、まだその実績を把握するまでに至つておりませう。
なお、御質問の中で、身障者であるかどうかの判定が非常にやつかいだという御指摘がございました。その点につきましては、なおよく国税庁と相談いたしてみたいと思ひます。
○佐藤(親)委員 こどもいふ議論になるので、すけれども、また局長も言われるのですけれども、あまり過大に何でも税でやろうといふのは問題

じやないかと私は思うのです。そして私の聞いた例は、具体的には六十人の従業員のうち十八人の方が身体障害者の方々だという楽器会社の例でありますけれども、十八人というときりぎり三〇%ということで、限度きりぎりだということなんです。こういった場合に、機械の特別償却という制度がはたしていいものかどうか。むしろこれは、身体障害者の方々の雇用の現場を広げるといふ意味で、やはり補助金なり何なりのほうが現実にはつきりするんじゃないか。あるいは税額控除一人につき幾ら、そうすると三〇%というワケははずされるので、機械の償却を早めるというよりも、税の運用からいって現実的ではないかという気が私はするわけですね。その辺のところももう一回考慮する必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○大倉政府委員 ただいまの御指摘は、私どもの立場からしてもまことにそのとおりだと思つた次第でございます。実は四十八年度改正にその御要望が出ましたときに、さんざんそういう議論をいたしました。やはりおっしゃいますとおり、むしろこれは蔵出のサイドで、もちろん蔵出としてのバランスとかそういう問題もございまして、けれども、何らかの配慮ができれば、そちらでやるというほうが筋ではなからうか。

お話の中で、税額控除というお話もございまして、税額控除というのは実はほとんど蔵出と同じでございます。唯一の違いは、税金を納めている企業ならば補助金がいけれども、たまたま税金を納めないでいい企業には補助金がいけないという意味で、それは補助金の方がより合理的であらう。したがって、いわば税として何とかしておつき合ひできる制度がないかといつてございまして、その結果がこの制度であるといつてございまして、その意味では、税として恩恵を与えらるゝとすれば、機械設備が、雇用者の中での障害者の割合がある程度多ければ、それなりにその特有の設備が必要になるとか、そういう結びつきでの説明ができるのではなからうか。したがって、あ

る程度以上の割合を雇つてくださっている企業に限つてしか適用ができな、それがおのずから税で公平に取り扱ふ場合の限界であらうという気がいたしました。ただ、先ほども御指摘がございまして、ほんとうに実績でどう動くか、その辺をおよく見ました上で、期限到来までに一度この制度は考え直してみたい、そういうことを考えております。

○佐藤(観)委員 それから、身体障害者の方々のためのいわゆるチャリティーショーの入場税の課税の問題なんでもありますけれども、一つ例にとれば、あゆみの箱のような、きわめて皆さんの善意でやっているものについて、いままことに法的に言えば入場税がかかる、ただし、厚生省の認可をとれば免税が行けるといふことになつていて、そのわけでありましても、いろいろ話を聞いてみますと、この免税を行つてする手続がきわめてむずかしいといふことを聞くわけでありましても、うちの名古屋でやった第二回のあゆみの箱のときに、結局この手続をとらずにやつたために、八十一万円が国に入場税として納まつていたわけですね。国税から見ると八十一万円というのはいへん少ないわけでありましても、こういう善意でこれが身体障害者のいろいろな施設に配られるといふことになりましても、八十一万円というのはいへん生きていると思つては、

そういう意味で、こういった善意に満ちたチャリティーショーについて、本来私たちはあらゆる入場税について撤廃をせよという論に立つてゐるわけでありましても、そこまではいかぬにしても、何かこれを具体的にもう少し免税が行つても、ものがたやすくできないものだろうかといふふうな疑問を持つわけでありましても、いまは一体どういふような手続になつてゐるのですか。

○横井説明員 私ども、社会福祉施設等に対して寄付をするといふふうな場合の興行につきましては、そういう御趣旨にかんがみまして、税務署長のほうへ免税承認の申請を出すといふことによつて処理いたしております。この申請にあたりまし

ては、あらかじめ収入、支出、それから収益の見込み額、純益の支出先、これを記載した申請書を出してもらうといふことになつております。

○佐藤(観)委員 ところが、この収益の支出先といふのがなかなか、たとえばあゆみの箱のように全国的なものになりますと、一年間収支をとつてみないことには現実には出てこないといふことで、何か便宜上とか各施設からの領収証といふことのものでありますが、金ももつてないのに領収証といふものもおかしな話で、この辺のところでももう少し具体的に免税措置がとれるようなことができないものだろうかと思つたのですが、その措置はできないのですか。

○横井説明員 通常の場合でございますと、興行が終了してから短期間内に収益がはつきりし、寄付先が確定するといふことでございまして、入場税法では興行の終わりましたから十日以内に税務署のほうへ寄付先を出していただく、こゝういふふうになつておりますが、しかしながら、お話しのように、直ちには収支計算あるいは純益の寄付先もはつきり確定しない、こゝういふ場合もございまして、ある程度の期間の延長を認めるといふふうになつております。

ただ、いまお話しにあゆみの箱の場合について具体的に調べてみますと、年度を終わりました、翌年の六月ごろになりましてから収益の内容、それから寄付先が確定する。極端に申しますと、四月の初めごろに開催いたしました免税興行につきましての寄付といふのが約十五カ月たったところに行なわれる、こゝういふふうなことになるわけでございます。

(委員長退席、浜田委員長代理着席)

そのように長期にわたつて免税の興行の結果が不安定に置かれるといふことは、制度の趣旨から考えましてもいろいろ問題があるところでございます。私どももいたしましては、こゝういふ制度の趣旨から考えまして、免税興行の主催者の御協力も得て興行ごとに収益ははつきりさせる、またそれを最終的に寄付をするのは若干おくれると

いたしまして、その収益を安全に、たとえば預金をしておくとかいふふうなことをいたしていただきますと、執行上いろいろむずかしい問題もあらうか、かように考えております。こゝういふ意味合いにおきまして、まあ期間の延長を考えますけれども、主催者のほうにおきましても御協力をいただきたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 せっかく善意に満ちたものが、これにも税金がかかるかといふことになりましますと、やはり税法の本来の趣旨からはずれると思つたので、その辺のところはひとつ適宜——ただ、法律がある以上、その裏をかくやつといふのが必ずあるものですから、これがまたきわめて遺憾な話なんですから、ひとつその辺のところは見きわめて、できる限り運用していただきたいと思つたわけでございます。

もう時間がありませんが、あと二点だけお伺いしておきたいのは、一つは酒の税の問題であります。これは今年度を出ていないのでありますが、全体的な間接税移行の中で私は思つたわけでありましても、いままでも従量税であつたものを従価税に変えていくといふことが論議になつてゐるわけでありましても、これは単に方式が変わるというだけではなくして、どうもこのごろ飲酒の量が伸び悩んでいるので税収が伸びない。聞くとこゝろによると、清酒の値上げとこの従量税から従価税に移行するといふのを業界と大蔵省のほうで、取引といふことは正しいかどうかはわかりませんが、取引をして、清酒業界側も五十年からといふことに納得をしたといふふうな新聞では書いてゐるわけでありましても、この点がひとついかなるものかといふ問題。

それからもう一つ、ビールの問題であります。御存じのように、キリンビールが六・三%のシェアを占めているといふことで、ビールの価格の値上げにもこのシェアの問題がたいへんからんでゐる。これは私は、事ビールに限らず、あらゆる業界が大体こゝういふ寡占状態になつてゐることによつて、まの物価問題の基本的な問題があると思つたわけ

ありますが、それはさておくとしまして、ビールについて何らかのことを考えなければいかぬというところで、国税庁の中にビール寡占問題研究会をつくられて、ここの審議を待つて行政指導をするというふうに聞いているわけであります。ところが、行政指導といって、一体どういうことができるのか、私はきわめて興味が深いわけでありまして。六二％のシェアを持っているキンピールにどういった行政指導をして——問題はシェアを減らすことでありますが、これは国民の嗜好の問題ですから、なかなかさういっても、サッポロ飲め、アサヒ飲めというわけにもいかぬし、やれるのはやはり企業分割しかないと思ふのです、やれるとしたら、ほんとうにやるつもりならば。ですから、行政指導するというのが、一体どういう行政指導ができるのか、私はきわめて興味が深いわけなんです。この二点についてお伺いをしたいと思ふのです。

○大倉政府委員 第一点の酒税の制度の問題について、まず私からお答えをさせていただきたいと思いますが、これは佐藤委員よく御承知のこととお思うのですが、去る四十六年の長期答申におきまして、酒税の制度についてはより一般的な従価税制度を導入する方向をとつてはどうかということが、いわば中期的な方向として指摘されておるわけでございます。

〔浜田委員長代理退席、委員長着席〕

現在、御高承のとおり、ウイスキーについて従価税制度が入っておりますが、当面、一番問題として研究されておりますのは清酒でございます。清酒につきましてはこの長期答申が出ましたあと、主税局内の検討の結果を非常に非公式な一種の試案と申しますよりも、さらに熟していない私案という形で、関係業界に検討を依頼した経緯があるようにございます。これにつきまして、業界ごとにそれぞれの製造しております酒のグレードあるいは販売シェアなどから見まして、それなりの御意見が寄せられております。一般的に従価税に反対であるということをおっしゃっておられる

部面もあるわけでございますが、これにつきましては、私どもの基本的な考え方を機会を見まして詳しく御説明すること、なぜ従価税制度という問題が税調で指摘されておるか、将来の方向として私どもが従価税制度の一般的な導入を少なくとも研究してみたいと考えておりますゆえんは、くどくなりますので省略いたしますが、間接税一般につきまして、たびたび申し上げますいわゆるおくれがある、このおくれをせめて調整したい、できることならば、一種の比例的な制度にできるものから間接税を切りかえていきたいというのが基本的な方向の一つになっておるわけでございますが、具体的にどういう案で清酒について従価税に移行いたしますか、その問題は、率直に申し上げてまだ政府としての成案を得るに至っておりません。

したが、いまして、この問題がおつしやいました値上げとからんで取引に使われておるといふようなことはございません。基本的な制度でございまするし、当面の値上げの問題の是非あるいは時期、幅というものと、この従価税制度の問題とは全く別の問題として検討を続けさせていただきたい、このように思っております。

ビールにつきましては、国税庁のほうからお答え申し上げます。

○横井説明員 先ほど御指摘いただきましたように、キリンビールのシェアが六〇%をこえた、こういう事態になっておるわけでございます。そのメリット、デメリットをどのように見るか、これにつきましてはいろいろの議論があらうかということでございますので、私ども、昨年の九月に経済企画庁の物価安定政策会議第二調査部会所属の専門委員の四名の方々をお招きいたしましたて、ビール問題研究会を数回にわたりまして開催したわけであります。その研究会の中間取りまとめを昨年の十月十九日にいたしておりますが、それによりますと、先ほど御指摘いただきましたように、たとえば企業分割というふうなことも一つの手段であるけれども、しかしながら、現にいわ

ゆるがりバー型の寡占が進行しつつあるという現実の事態を見ますというのと、これをそのまま放置をいたしておきまして、いよいよ独占の弊害があらわれたという段階で分割をするということではおそ過ぎるのではないか。したがって、そういう極端な事態にならないように、むしろ早手回しに行政指導をしたほうがいいのではないか、こういうふうな御指摘がございました。

その内容のおもなものを申し上げますと、一つは、ただいま御指摘をいただきましたいわゆるシェアをこれ以上ふやさないように、あるいは少しスローダウンさせてはどうか、こういうふうな点でございますが、お話しのように、消費者の自由な選択というものを極端に阻害してはいけないという点に配慮をいたしたい、こういうこともございますし、また企業の意欲というものを大幅に減退させてもいけないということでございますので、そういう点に配慮をいたしながら、トップ企業の自主的な認識に基づきます調整措置によりましてシェアがふえないように、あるいは幾らかずつダウンしていくというふうな指導をしてはどうか、こういう御意見をいただいております。

第二は、下位企業の場合でございしますが、経営の合理化あるいは経費の節減というふうなことをさらに進めるべきではないか、こういう御意見をいただいております。現在のメリット、デメリットにつきましては、懇談会の先生方の御意見は、現在の時点で寡占の弊害が顕著に出ておることではない、しかしながら、現在の事態をこのままにいたしておきますと、たとえば、企業の合理化意欲を減退させるとか、あるいは品質の改良を怠るとか、あるいは独占価格を形成するとかいような弊害が出てくるような事態になるおそれがあるということでございます。そういうことから、いま申しましたような二つの方向によりまして、今後、業界の指導をいたしてまいりたい。もちろん行政指導には限界がございますので、この辺を心得ながら寡占の問題を解決してまいりたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員　まだ時間があるよう인데、さらに少しお伺いしますが、行政指導したいということなんだけれども、行政指導といっても、六二％ぐらいのシェアを持っているキンシンビルについて、あまりシェアをふやすなどといっても、これは一つの民間企業である限りは、それなりの営業を続けていく。しかも、昨年の夏飲んだ量のふえた分だけほとんどキンシンビルだという話です。そういうわけですね。そういうことに

なつてきますと、行政指導をすると言うけれども、何を選択するかということじゃなくて、たとえばこういうことが行政指導としてできるか、この事態までなつたときに何ができるのかが私にはわからないわけなんです。キリンビールだけまさか税金をたくさん取るわけにはもちろんいかないし、行政指導と言われるけれども、何をするというのか、行政指導といった場合にどういう内容があるのか。それは何をとりとるのではなくて、これはまだ研究会の結論も出てはいないわけですから言える段階じゃないと思いますので、それはけっこうなんです。たとえば、こういうことと、こういうことと、こういうことは行政指導でできるのだという、選択はまた別のことでいいですから、行政指導という中身を教えてください。

○横井説明員　まあよつて来たるところを

すと、現在さほどの弊害は出ておりませんけれども、いま御指摘のように、消費の伸びの大部分がトップ企業にいつてしまうというふうなことからいたしまして、下位の企業のコストアップ要因が非常に大きくなる。これは下位企業にとつてみま
すならば、ひんばんに値上げをしなければやっ
ていけない、こういうふうな状況になるおそれがあるわけでございます。その辺から考えますと、下
位企業に経営の合理化をしてもらうのはもちろん
でございますが、それにも限界がございますので、
たとえば新規の工場の設備投資、こういうふう
なものについて若干スローダウンをしていただ
くというふうなことを含めまして考慮してもら
いたい、かように考えております。

○佐藤委員 私、きょう実は後半、直接税から間接税へだんだん移行していくという方向にあるんじゃないかというこの具体的な例として、もつと詰めてお話を伺いたかつたわけで、そこで、実は酒の税の問題、酒に関連をしてビールの問題も、上すべりでありまされども、実はお伺いをしたわけなんです。

もう一つ、実は物品税の問題についてお伺いをしたわけでありまされども、これは第一種の製品、つまり小売り課税のものについては古物にも物品税が課せられるということで、この方式でいくと、二重、三重、四重、五重と第一種のものについては何でも課せられるんじゃないか。ということになると、やはりこれは考え方として、具体的に付加価値税のような形にしていかなければ、少なくとも物品税の範囲では考えられないことだと私は思うわけなんです。これについては裁判にもなっていますので、具体的にお伺いをしたわけでありまされども、きょうの私の質問は、これで終わります。

○安倍委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○安倍委員長 速記を始めてください。

○安倍委員長 この際、福田大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 今回の税制改正におきましては、所得税の大幅減税を行なうこととし、特に給与所得控除について抜本的な拡充を行なうことを提案いたしております。

この改正は、サラリーマンの負担を大幅に軽減する趣旨によるものでありますが、当委員会の審議の過程におきまして、阿部助哉委員、小林政子委員等から、今回の給与所得控除の改正、特にいわゆる頭打ちの廃止につきましての政府側の趣旨説明や提案理由説明等における説明が、従来の頭打ち制度を前提とした答弁との関連において十分ではないかとの御指摘を受けましたので、この機会にあらためて政府案の考え方について御説明いたします。

従来の制度は、給与収入が一定限度をこえると給与所得控除額を増加させない、いわゆる頭打ちになっていたのであります。つまり、従来の税制においては、給与収入が一定額をこえればそのこえた部分については追加的な必要経費のしんじやくを与えなくてもよいのだという制度になっていたのであります。

ところで、今回、大幅な所得税減税を行なうに際して、特にサラリーマンの税負担の軽減を最重要点とし、税制調査会において給与所得控除制度の基本的な見直しが行なわれました。その審議の内容と結論は「昭和四十九年度の税制改正に関する答申」に詳細に述べられております。ここでそのまゝ引用することは差し控えますが、要点は、

一、いわゆる頭打ちについて、事業所得者の経費が一定の収入に対応するところで頭打ちになるという考え方がないのに対して、給与所得控除の場合には、勤務に伴う必要経費の概算控除と説明されているにもかかわらず、収入の増加に応じて何がしかの経費が増加するという事実を反映した仕組みとなっていないのは理論的に不徹底であること。

二、諸外国の例をみても、それぞれの実情に応じて勤労所得と資産性所得の負担のバランスにふまけておこなっているが、わが国の場合には、給与所得控除の仕組みを活用して、商種の所得の実質的な負担の調整をはかることが一つの解決方法であること。

など各般の見地を総合して、給与所得控除の仕組みを基本的に見直すこの機会に、頭打ちを廃止することに踏み切るべきであるとの答申であります。

政府といたしましても、課税最低限が百七十万円と大幅に引き上げられ、低所得層の負担も大幅

に軽減されるこの機会に、以上述べました税制調査会の答申に即して、給与所得控除の頭打ちを廃止するように制度を切りかえることが適当であると考え、今回の改正案を御提案いたしました次第であります。

以上、給与所得控除の頭打ちの廃止について、従来の説明を補足して説明した次第であります。

○安倍委員長 質疑を続行いたします。小林政子君。

○小林(政)委員 ただいまの趣旨説明につきまして、これが初めの提案理由の中で非常に不十分であった、あるいは不足するその説明の詳細を欠いていたということで、今回ここであらためて説明をすれば、それでこと足るのだというように性格のものでは私はないと思います。事はいわゆる税制の根本にもかかわるような内容を持つ重要な問題ではなからうか、このように考えるわけなんです。

この問題について、先般来いろいろと質疑を行なってきたところでございますけれども、必要経費の考え方については、いわゆる客観的な条件というものは変わってはいないけれども、しかし、その中で、全く従来とってきた考え方と相反する考え方をおとつたんだ、こういうことは、私は、これは単なる大臣がごでその点はたいへんどうも不十分でありましたというふうなことだけでご足りる問題ではないのではないかと。要は、納税者全般に大きな影響力を持つ中身でもございまして、この点について大臣からただいま説明がございしましたけれども、それだけで済むという問題では私はない得ないというふうに考えます。

今回、異例の措置として大臣が提案理由の補足の説明をされたということでございますけれども、しかし、私はやはりこの問題の持つ重大性、重要性という点から考えまして、なぜ今回このように変えてきたのか、それは従来の考え方というものは一体どういう考え方から成り立っていたのか、それを今回このように変えるということにつ

か、それを今回このように変えるということについては、いま税制調査会の答申の内容に触れられての御説明がございましたけれども、しかし、それについて全くいままでの説明の中では何ら触れられない、こういったようなことが行なわれてよいのかどうかという点について、私は御説明を願いたいと思います。

○福田大蔵大臣 ただいま小林委員からのお話につきまして、まあ全然説明に触れないというわけではないのだけれども、この制度の考え方につきましてはいろいろ変遷があったというふうなきさつもありまされども、この際特に補足して御説明申し上げたわけでございますが、私、昭和四十年から中ちよつと置きましたが、五年間大蔵大臣をしておりました。その時期に、いろいろ議論があつたわけなんです。つまり、所得税の経費の概算控除、それを頭打ちに一体化していいのか、こういう問題であります。

私はかつて、いまでも覚えておりますが、細見君が私が前に大臣をしておりましたとき主税局長をしておりまして、これはたいへんむずかしい問題なんだ、いろいろ学者の間においても、実務家の間においても議論がある、こういう話をいたしておつたのですが、しかし、当時は課税最低限を百万円まで持つていくか持つていかないか大論争のあつた時期でありまされども、そういうきびしい所得税制の時期であります。これはやはり百万円まで持つていく、とにかく持つていく努力をしなければならぬ。そのためには、甲論乙駁ありますけれども、頭打ちの制度をとるという選択をするばかりはない、こういうのが当時の意見であつたやうであります。

今度、百七十万円まで課税最低限を引き上げる。この際、この従来議論のあつた問題、しかも、他の所得者、つまり事業所得者でありますとかあるいは資産性所得者でありますとか、そういう者の税制とのバランスを考えるとき、こういう際この問題に終止符を打たなければ、この問題解決の時期はいつ来るのか、こういう問題が出てきた

わけであります。

そこで、税制調査会におきましてまたいへん議論があった。初めのうちは頭打ち撤廃について否定的な見解を持っておる人がかなりおったようでありました。しかし、だんだん話を合せていくうちに、これはほとんどの人がこの際の問題にけじめをつけるべきだ、こういう結論になり、その結論が政府に対して答申をされた、そういうことに相なるわけでありまして、これはそういう事情をずっとフォローしていただきますと御理解をいただける問題じゃないかというように思いますが、ひとつ、この機会を除きますとなかなかこの問題に決着をつけるチャンスもない、また他の所得税制の部門とのバランスとかいうことを考えますと、この際ふん切りをつけることが妥当である、こういう考えを持つに至ったのでありまして、御理解のほどをお願い申し上げます。

○小林(政)委員 給与所得控除の限度額の廃止—この経費の概算控除という考え方、これは経費とはいってもなかなかその厳密な計算が困難でできない、そこで、一応の概算控除といえますか、政府の説明によれば、概算で大体どのくらいかかるであろうか、こういうようなことで給与所得控除というものがいままでもやられてきていた問題でもあります。この際、考え方を急遽この時期に変えられて、いわゆる青天井といわれるような状態をここでつくられたということは、一〇％というものはどこまでいっても、高額所得者でもずっと続けていくのだ、こういうことは、経費の概算控除的な性格を持つという点からいって、国民はなかなか納得ができない。ましてここで頭打ちをはずして青天井にしたということは、これは大臣、ちよっと国民的に納得ができない内容を持つているんじゃないか。いわゆる概算控除としての性格とこの青天井という問題とを一体どのように結びつけて今回はされたのか、この点について、もう一回伺いをいたしたいと思えます。

○福田国務大臣 この経費の概算控除はお話のとおりであります。しかし、それだからこそ青天井になるというものが、これが自然の筋じゃないか。幾ら高額の人でありまして経費がかからぬということはないのでありますから、それに着目いたしましては天井を取っ払う、こういうシステムにいたした、こういうことなんです。それは他の事業所得者などのバランスから、そういう考え方をとることが妥当であろう。これはあれだけの税制調査会に人が集まっておりまして、ほとんどの人がこれはそうするのが筋だ、こういうことなんです。

私も、大蔵大臣に十一月の二十五日でしたか就任をいたしましたわけなんです。それまで新聞ではいろいろ批判の声なんかを見ておったのです。あれはこういうものかなと思っておったのであります。そこへ私が大蔵大臣に就任するということになる。それで、よく経過を聞いてみると、ただいま申し上げたとおり、初めのうちはいろいろ議論があつたが、最後には圧倒的に多数の人がこれではいかなければいかぬということになり、政府に答申をするということになったのです。

○小林(政)委員 この青天井を取り除いたということ、世間一般でもいわゆる重役減税ではないか、こういうことで、今回の税制に対してきびしい批判が集中しているわけです。その中身などを検討してみれば、当然そういう批判というものは当たらぬんじゃないか。

私はこれはこの前もここで質疑を行なったわけでございますけれども、年収五百万円の場合は、実際には七十万二千円であつた控除額が百四十五万円になるのです。これは一〇・六・五％の増加率です。そうして七百万円の場合は、七十六万円であつた控除額が百七十五万円になるのです。一三・〇・二％の増加率です。一千万円の場合は、本来であれば七十六万円のものが二百五万円、一六・九・五％の増加率であります。二千万円の場合には、七十六万円が三百五万円、三〇・一・一％です。そうして五千万円の場合には、七十六万円が六百五万円ですから、六九・六％の増加率。経費の概算控除といわれるいわゆる青天井をはずした

ということによつて、従来ならば七十六万円であつたものが、五千万円の場合には六百五万円にもなる。これは明らかに減税になるわけでございしますから、そういうことを考えますと、実際に一般の勤労所得、汗を流して家族四人で働いてる百五十万くらい所得の人に比べて、ここにもすこし開きがでてくるのです。経費の概算控除というものは、たとえば一千万円になるとほんとうに二百五万円もかかるのかどうか、二千万円になれば三百五万円もかかるのかどうか、五千万円になれば六百五万円もかかるのかどうか、こういう状態について具体的に御調査なさつて、六百万必要なんだ、あるいは三百万必要なんだというようなことで、青天井を取り払つて給与所得控除、いわゆる経費の概算控除というものをここで認められたのかどうか、私はこの点は明らかにしたいと思ひます。

○福田国務大臣 お話のとおり数字になるのですが、その一〇％という制度をとりますと、もの大きな人は自然にそうなつちやうのです。そこを小林さんは、妥当じゃないじゃないか、こうおっしゃるんだらうと思ひますが、しかし、すなおに考えてみますれば、所得のワケが幾ら高くなつても、その所得を得るための必要な経費、これはあるはずなんです。ないはずはない。そのないはずのないものを一体幾らに見るか、こういうことだらう、こういうふうに思ふのですが、高額の人につまましては、これは一〇％だ。しかし、低額につまましては三〇、二〇だ、そういう段階を設けましてこの制度を採用しよう。これはとにかく税制調査会のおえら方がほとんど一致で答申してくれたわけなんで、これをわれわれとしても無視するわけにはいかぬ。また、これはとにかくいろいろ主税局におきまして多年にわたつて議論のあつた問題で、これに終止符を打つ、これも妥当な考え方ではあるまいか、そういうふうに私は思ひます。

○小林(政)委員 私は税制調査会がどういう御議論をなさつて、そしてこれが妥当だというふうに

全会一致できめられたのかどうか、その辺の内容はわかりませんが、いままの状況の中で、国民生活がきわめて脅かされているというふうな現状のもとで、高額所得者優遇のこのような青天井を取り払う、しかも経費の概算控除という非常にいいまいな考え方のもとに、経費というものは収入に従つてふえるのは当然だ、こういう考え方、青天井を取り払つたということにつながる今回の—青天井ではございませぬ、頭打ちを取り払つて青天井にしたという、こういう問題というものは、これはやはり高額者優遇じゃないか、重役減税ではないか、このようなことが一般の納税者から言われるゆえんではないかと私は考えます。

しかも、実際に、税の公平ということはいま非常に重要な問題として論じられておるときに、私は所得の多い者が税負担についてもこれを負担するということは当然のことだといふふうに思ひますし、そういう点から考えても、今回のこの頭打ちを取り払つたという問題については、どういふ納税者にとってはできませんし、その財源をむしろ人的控除なり、あるいはまたさらに二百万以下収入の状況下にある人たちのほうへ回すべきではないだろうか、このように考えますけれども、大臣、この点について矛盾を感じにありませんか。

○福田国務大臣 矛盾は感じません。ただ、私、率直に申し上げて、私が大蔵大臣に就任する前は、まあ主税局は何を考えているのかというふうな感じは持つておつたのです。それで大蔵大臣に就任して、それで事ここまかに、いきさつそれから考え方、そういうものを聞いてみますと、ただいま申し上げたようなことで、税制の理論としますと、これはやはり、幾ら高額の人といへども必要の経費がないというわけではないのであります。あるのですから、これを無視するということは妥当ではない。それから、他の所得税体系の中の所得者とのバランス、たとえば事業所得者、そういう者

とのバランスなんかを考えると、これはやはりこの際踏み切る。百七十万円まで課税最低限がいった。税率調整も大幅に行なわれる、この際こそ、この問題を解決すべきときじゃないか。私は、税制調査会の答申は妥当な答申である、こういうふうに考えたわけでありませう。

○増本委員 関連。いま大臣は、事業所得と給与所得との間のバランスで、これは税調の答申でもそのバランスをはかるために青天井にして一〇%の給与所得控除がずっと続くのだ、これのほうは斉合性があるという、こういうお話でしたけれども、しかし逆に、事業所得の場合には、これは所得の割合を得るためにはその経費は確実にかかるわけですね、商売をやっているわけ。しかし、その一方で、事業所得者は、それぞれ勤労性の側面の強い要素をその所得の中に持っているが、実は事業所得者自身は勤労性所得に見合うだけの必要経費というものが実質的には十分に保障されていないという問題もあるわけですね。たとえば、自家労賃を経費として認めてほしいという要求が事業所得者の中には非常に切実にある。しかし、そういう面での所得税法の現在の税制はきわめて不十分だ。だから、そういう不十分さというものを事業所得者の場合には持っている。これは、給与所得者のほうは青天井になっていく中で、ますます事業所得者のこの勤労性所得に対する必要経費の部分は取り残されていくという意味で、逆に事業所得者と給与所得者との間にアンバランスが生まれてくる、こういう面もあると思うのですよ。

ですから、大臣がおっしゃるほどに、事業所得者と給与所得者とのこのバランスが、論理的な斉合性が、この青天井によって保たれるのだというふうに、しかういかにいかに私は考えるわけですね。一つは、大臣にお伺いしたい点は、ここでこの事業所得者の自家労賃なり勤労性所得に見合う分についての必要経費ですね、これを十分に今後見ていくような手だてをおとりになるかどうか、そういう面での前向きな検討というものをなさるべきだということに私は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○福田国務大臣

事業所得者の課税につきましては、これは事業による収入からその収入を得るに必要な経費を差し引いて、そうして所得を計算するというところになっておる。その引き方にきまかい御議論のあることはよく承知しております。そういう御議論の中から白色申告者の控除制度、そういうようなものも生まれておる。こういうことになっておるわけでありまして、議論があるからといって給与所得者と事業所得者との斉合性は必要はないんだ、こういうことにはならぬと私は思うのです。事業所得者の所得をどういうふうにするか、それが妥当であるかということにつきましては、大筋はきまっておるけれども、いろいろ議論がある。議論を詰めればそれでいいんです。しかし、その大筋と大筋とを対比いたしまして、高額な給与所得者はこれを得るに必要な経費はないんだ、それでいいんだ、そういうふうにはいえないのじゃないか、さように考えます。

○増本委員 では、もう一点お伺いしたいのです。それでは、事業所得者の勤労性の所得に見合う分の必要経費というものの、白色申告者の控除等の問題を含めて、その点についての引き上げは御検討なさる用意があるかどうか、その点をはっきりさせていたいただきたいと思ひます。そうでなければ、ますます乖離が大きくなるといわざるを得ないと思うのです。

○福田国務大臣 それは事業所得者のその所得のきめ方について、いろいろ御意見があることは私もよく承知しております。しかし、いま現行の事業所得者の所得をどういうふうにするか、これを算定基準に基づきまして、これを変更するということの必要を認めておらぬ、こういうことです。

○小林(政)委員 この問題、私は実態の伴わない、いわゆる経費というものは収入に応じて必要なんだということだけで、給与所得控除が高額所得者ほど額としても大きくなってきているという点については、これはここでいま議論しても、大臣はこれは正しいというふうに御認識だということ

でございますけれども、勤労所得の場合には、実際の経費というものは大体どの程度かということを一々チェックすることはなかなかむずかしいというところで概算控除ということになっております。しかし、少なくとも一千万、二千万、五千万というような高額所得者の場合には、どのくらい経費がかかるかということをも具体的に調査して、これだけほんとうにかかるといふことをひとつ出していただきたいと思います。直ちに調査をすべきではないか、このように思いますけれども、大臣いかがですか。

○福田国務大臣 そういう調査をするのが非常にむずかしいものですから、そこで概算控除ということになると思ふのです。(小林(政)委員)それは筋が通らぬ、現実的に大臣、ひとつ高額所得だけでも調査してくださいよ」と呼ぶ)なかなかそれはむずかしいことでありまして、冠婚葬祭がどうなるか、交通費がどうなるか、給与所得の収入のしかたにつきましてもいろいろ千差万別だろうと思うのです。それを一々調べる、それができないのですから概算控除、こういうことで一〇%だということにいたしましたわけでございます。

○小林(政)委員 私は少なくとも一千万以上の高額所得者の場合には、会社の重役なり何なり、相当の社会的な地位にもつかわれている方である。そうすれば、交際費というふうなもの、これは当然事業所の経費として適当に保障もされているし、あるいは冠婚葬祭その他、ごく私的な問題は別にしても、それらのさまざまな経費というものは、ある程度やはり社会的な地位からいって企業なりあるいは事業所なりが当然持つていかなるべき問題だ、こういうふうには考えます。私は何も勤労所得者全体の経費が一体幾らかかるかということとを大臣に計算をして出してくれと言っているのじゃないのです。少なくとも高額所得者の実態というものを明らかにしないで、ただ給与所得控除が必要だ必要だということでも多額の控除を設けるといふことは、国民感情からいっても私は納得できませんし、当然調査を行なうべきではないか、

このことを強く要望をいたしたいと思ひます。見解を伺いたい。

○福田国務大臣 御意見の存するところはよくわかります。わかりますけれども、実際問題としてそういうことはできない。できないのですから概算控除、こういうことになるというふうに御理解をお願いします。

○小林(政)委員 非常に熱意のない御答弁で、私はがっかりいたしました。資産所得なども五百万からの収入の場合にはふえてきている。こういう点等から考えれば、私はやはりこの問題については実態の調査をまず行なうて、その上で、このくらは必要なんだ、こういうことをはっきりとさせた上で提案をなさるということが筋ではないか、いまの大臣の御答弁は非常にうしろ向きな姿勢、ほんとうに政治姿勢として、減税政策というものの対する政府の姿勢というもののについて、私は大きな疑惑を持つものでございませう。

もう時間がございませうので、特に、この点一点だけ申し上げたいと思ひますけれども、きょう「給与所得者の昭和四十九年度所得税減税額の給与収入階級別試算」というのを大蔵省から提出をさせていただきました。これで見ますと、一千万をこえる収入の方は、納税者で四十七年の数字ですけれども、一万人なんです。いまは少しふえていてこの数字で見まして五百七十億円の減税額、これを機械的に一万人で割ってみますと、一人当たりの減税額というものは五百七十万円になるのです。一千万以上の収入の人の場合には、五百七十万からの減税になる。あるいはまた五百万というところで線を引いて調べてみますと、五百万超の金額が二百九十億円で、これの納税人口というものがどのくらいいるかというので調べてみますと、十六万人です。そうすると、一人当たり百三十六万円の減税なんです。機械的に計算をしてみますと、いかに今回の減税が、政府が試算をして出してきたこの数字から見ても、高額所得者優遇の大幅減税であるか、いわゆる重役減税で

あるかということは、私は明らかだと思ひます。

逆に百万以下、いわゆる五百万以下の収入の場合を檢討してみますと、五百万以下で減税額が一兆一千四十億円で、これを納税者二千六百二十一万二人で大臣割つて、これを納税者一人当たり四万二千円です。百万をこえて二百万円以下という場合を計算してみれば、減税額三千五百五十億円で、これを納税人口の千二百八十八万人で割れば、わずか二万九千円にすぎないのです。いかにもどこに有利な減税になっているかというところは、政府がきょう計算を出して下さったこの資料によつても明らかになるわけですね。私はこのような減税については、国民がいま重役減税だ、金持ち減税だ、こういうことを言っていることが全く妥当なものであつて、この点を改めるべきが当然ではないか、このように考えますけれども、この点についてお伺いをいたしたい。

時間ありませんので、最後に御意見を聞かせていただくと同時に、ひとつ資料要求をいたしたいと思ひます。

きょうここに出していただきました所得税法の改正による減税額の税率緩和による減税分は給与収入の階級別にそれぞれどのくらいになるのか、あるいは給与所得控除の拡大による減税分がきょうお出しいただいたこの資料と同じような給与収入の階級別で幾らぐらになるのか、出していただきたいと思ひます。それから、納税人口につきましても、四十七年の古い資料で私ども計算をいたしておりますけれども、新しい最新の納税人口の実態も明らかにする資料を提出していただきたいと思ひます。

以上、資料の要求と大臣の御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○福田國務大臣 この資料で明らかによつて、一千万円超の者につきましては五百七十億円の減税になる、こういうことでございます。これはいままでとにかく控除制が適用されなかった、その人に初めて控除制が適用になる、こういうことでございますから、それはしかも高額の所得者でござ

いますから控除額も多くなる、こういうことなんでしょう。あなたが言われる趣旨はよくわかりますけれども、これはこういう制度をとればこういうことになる、そういうことかと思ひます。なお、資料につきましては、主税局長が御答え申し上げます。

○高木(文)政府委員 前回お答えいたしましたと思いますが、この減税の計算は、給与所得控除とそれから人的控除と税率の組み合わせでできておりますので、したがって、前回お断りいたしましたように、その総体としての給与所得控除で幾ら、人的控除で幾ら、税率で幾らというこの推定計算は総体としてはできますが、これを所得階級別あるいはまた収入階級別に組み直すということはきわめて困難でございますので、公式に責任を持ってお出しする数字としてはかんべんないだきたいと思ひます。

○小林(政)委員 理論的に給与所得控除の減税分が八千四百二十億、そして税率緩和が二千二十億、そのように出ているわけですから、私はやはりこの問題については所得階級別に計算してできないといふふうには何ら考えられませんので、むずかしい面はあるかと思ひますけれども、ひとつ御苦労でもぜひその資料を委員会に御提出をお願いいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 検討いたしてみますが、これから作業してみなければなりませんけれども、相当いろいろの組み合わせになりますので困難をきわめるといふことでございますから、しばし御猶予をお願いいたします。検討いたしてみます。

○安倍委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私が大臣にお尋ねをしたいのは、物価と税金の関係でございます。

先般、政府は、石油製品価格の大幅再値上げを認める発表をいたしました。いまは物価の非常事態であり、国民生活の危機であります。この物価を下げるためにはあらゆる手だてを尽くして政策のすべてを検討する。こういった心がまえが必要であり、政府にはその責務があつたかと思ひます。

御承知のように、この問題はすでに参議院の予算委員会でもわが党の春日議員が取り上げて質問をいたしました。端的に言いますと、石油製品価格の値上げを抑えるために石油関係の税金をやめるかあるいはそれを減らすか、この手だてがどうしてものれないものかどうか、私が本日お伺ひしたいのはこの点であります。そしていろいろの質疑の中で、かわりの財源が問題である、こういうふうな答弁もありました。きょう私の質問時間は非常に限られておりますが、かわり財源のために公債を発行することもできない、これは当然であります。問題は、租税特別措置法に限らず、いま大企業が税制上受けておる特別の減免税、これについて一から十まで全く指を触れる余地がないのかどうか、この石油製品価格の大幅値上げを抑えるために、まずこのことについて大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○福田國務大臣 春日さんからきょうのうさうさ御所見を承つたのです。

そこで、そういう財政措置をとりまして石油製品価格を抑える、こういうためには一体幾らくらゐる必要ののだろうか。これは二兆円をかなりこえるわけですね。それだけの規模の財源を一体どうやって捻出するか。春日さんは、いま荒木さんからお話しのように、積み立て金があるじやないか、準備金があるじやないか、それが三兆円もある、その半分も取りくずしたらどうだ、こういうふうな話であります。そういうわけにもいかないのです。取りくずしてそれに法人税率を掛けたものが税額にはなりますけれども、それとてもなかなか二兆円を上回る財源措置というわけにはいかない。かりにいくといたしましても、法人から一体それだけの額が徴収できるか。これは、いま超過利潤税を課するといふことだけでもあれだけの議論がある。私は、とうていこれではできないことであり、非現実的なことである、こういうふうな趣旨のお答えを申し上げたわけなんです。

私は今度の原油の問題は、率直に考えまして、やはりわが国は石油資源がない、これは大事に使

わなければならぬというので、一面におきましては石油価格が上がる、そして消費の抑制力として働く、こういう場面というものはあつてしかるべきである、こういうふうな考えです。ただし、それが一般の物価に波及してはならぬ。そこで、関連の企業の製品、そういうものの値上げは防止する、これの対策をとらなければならぬ、そういうふうな考えまして、いわゆる目張り対策というものがある、あるいは関係各省で、ほんとうにできるのかできないのかというのをチェックにチェックをして、最後に石油製品価格の引き上げということに私も賛同をいたしたわけであり

す。

財政措置のほうは、かりにそういうことをいたしましたとしても、これはいつと時の問題です。カンフル注射です。いずれは財政措置を取り下げなければならぬ、こういうことになるわけですね。これを毎年毎年やっていきたらたいへんなことになる。これはドッジさん以前の日本経済のような形になつてしまつたのです。そんなことであつては断じて相ならぬわけですから、いずれは、半年後になりますか一年後になりますか、そういう措置は撤廃しなければならぬ、そういうことになる。そして撤廃するときに、また石油製品価格の引き上げ問題というのが起る、問題の解決をあとにずらすことにとどまるのです。そういう認識のもとに、今回、通産省で石油製品価格を上げた、こういうのに賛意を表したわけであり

す。

○荒木委員 いまの大臣の御答弁は二つの点で問題であります。

一つは、かわり財源が約二兆円、これをどこに見つけるか。つまり二兆円をそろえて、きつちりそろわなければならぬという、そのまではきつちりおつちやいませんけれども、そのことが一つ前提になつてゐる。私も一つずつ吟味をしていって、そうしてかりに八千九百四十六円、これを半分に下げる手だてはないか、あるいはこれを七割方下げる手だてはないか、オール・オア・ナッシングという考え方はとりません。それはむ

しろ非現実的ではないでしょうか。つまり、本法で六種類あるいは特別措置法で十何種類あるその一つ一つを吟味して、そして国民生活を守るために、やれるものはやるうではないか、これを申しておるわけであります。

もう一つは、いまの原油の値上がりがつまでもいまの状態が続くと考えるのは、かえって非現実的ではないでしょうか。申すまでもなくDD原油の価格はきわめて流動的であり、一時期に比べて上がり、また下がりがあります。

そこで、私は論を進めるために、まず貸し倒れ引き当て金の問題を取り上げたいのです。

御承知のように、法人税法の本法では、貸し倒れ引き当て金は貸し倒れ見込み額について政令で定める限度は損金算入するというふうになっております。しかし、一つは、まだ発生していない見込み債務である。そうしてもう一つは、現実に損が発生したときには損金処理をするという別途の手だてがある。そういう手だてがありながら、先のまだはっきりと確定していない、しかもその条件の基礎すら法律的にきまつていないものを計上して、これを課税対象からはせず、金額はあとで申し上げましょう。こういったことが、いまの国民生活を守るために、大企業から少しでも税を取り立てる余地がないかどうかという点の検討に値しないのかどうか、この点大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 大企業、大企業とおっしゃいますが、大企業も所得がなければ納税することはなかなか困難です。(荒木委員「この問題に限っておっしゃって下さい、具体的に提案しているのですから」と呼ぶ)いや、これに触れてくるわけですから申し上げるわけですが、所得は度外視して過去の積み立て金を取りくずす、そしてそれに対して課税をする、これはちよと、内容は違いますが、資産再評価をこの際にして、その差額に課税しようというのと実態は非常に似ておる、そういうような考え方だろと思ひます。とにかく、いま経済界が非常な混乱をしておる。

そういう際に、所得は法人税法によって納税する、それを四二%に引き上げるべしという人もある、われわれは四〇%の引き上げが妥当だといつておる、その辺の議論が行なわれている今日におきまして、もう何十年来積み立てておる引き当て金を一挙に取りくずしまして、そしてそれに課税をする、これは私は非常に非現実的じゃないか、そういうふうに思ひます。

ただ、前のあなたが指摘された問題、私はあなた方が二兆円なら二兆円をそろえて用意して製品価格の引き上げを阻止せよと、こういうお話かと思ひましたが、それはまあ大体半分だとか、そういうようなお話ですから、そういうふうな理解しますが、それにしても問題は同じだと思ひます。私は一兆円なら一兆円、それだけの額をどこから一体持つてくるのだということになりますと、どうしてい名案は考え得られないと思ひます。

○荒木委員 いまの御答弁にはさらに二つの問題があります。

長年の間積みできたものを一挙にやめる。貸し倒れ引き当て金は毎年洗いがえをやっているのです。毎年毎年、これは一ぺんまた益金に戻入をして、そしてまた一からやり直すことをやっているのです。ただ、そういったことをやる会計慣行はあります。しかし大臣、問題は、その会計慣行、つまり基礎のはっきりしない見込み額を損金算入をして課税対象からはせずしちやう、そのことによつて内部留保があり、そのことが投資資金に向かい、そのことが過剰流動性のもとになり、高度成長のもとになり、いまやその政策は転換をすべきであると政府みずからおっしゃっておるのじゃないでしょうか。

そしてまた、もう一つの問題は、一ぺんに取りくずすことには問題があると、こうおっしゃる。洗いがえの方式をとっていることはいま申したとおりです。私はこの問題について、それでは具体的に貸し倒れ損害の現実発生額と、いまこうして法制上認めて積んでおる額との比率は一体どうなのか。このことを大臣にお尋ねしたいのです。こ

れは実際の発生額にまあ見合ったというふうなもの、積み立てれば、あるいは現実に影響がありましよう。あとで数字は詳しく銀行局のほうから言つていただきますけれども、まあおよそ月とスポンじぐらいずつと離れているのですよ。実際に間に合うような貸し倒れ損失を計上して、それでそれは別に余分に課税対象からはせずといふ貸し倒れ引き当て金なる慣行を税制上取り入れて、しかもその限度は政令で定められる、皆さんがその気におなりになれば、これは一定の期間ずつと下げることができ。私は先のことにいいていま申しておるのじやありません。当面国民みんなが困っているこの再値上げの問題について、いまの時期にこのことを国民に責任を持つ政治としてはやるべきではないでしょうか、こう申し上げておるのです。

したがって、質問は限定をさせていただきますが、この貸し倒れ引き当て金について、現実の貸し倒れ損失以外に計上しておる理論的根拠、政策的根拠は一体何か、ひとつこれははっきりお答えいただきたい。そしてまた、そのことにいま一指も触れられないということはなぜなのか。これはあとで数字に見合せて申し上げますけれども、もしもほんとうに資本金十億円以上についてこれを一年間やめるとおっしゃれば、今度皆さんが提案なさつておる揮発油税の九百九十億円について、これは場合によつては、かわりてまかなうこともでき得るのでは十分にあります。この二つについて、はつきりとお答えいただきたい。

○福田国務大臣 まあ貸し倒れ引き当て金につきましては、これは現実と違つていふかといふ説があります。たとえば、現時点の貸し倒れ補てん、そういう額と準備金の積み立てが見合うかといふことを比べてみますと、必ずしも一致しない。ことに金融機関なんかにおいてそういう乖離が非常にあるわけですから、そこで、たとえば金融機関なんかは、ある特定時点においてそういう貸し倒れという事態が起こらない、したがって、それに対して過当の積み立てをしておるんじゃないか、そう

いうような議論が起こりやすいですが、しかし、経済の先々を考えて、一大異変があつたといううな際に一体どういふふうに対処するかといううな、平均的なことを考えているのです。でありますから、今日、この事態の現実の乖離状態を見一、その引き当て額が妥当でない、こういうふうにいかに論ずるといふわけには私はいくまい、こういうふうな考えでおります。

ただ、金融機関につきましては、それにしても少し積み立て額が多いんじゃないかといふうな考えを持つておりました。一時は、私が前に大蔵大臣をしておつたときには何%でありましたか、千分の十五でありましたが、だんだん引き下げてまいりまして、現在十二までできておる、そしてさらに来年はこれが十になる、こういうような状態でございます。これをまあこの際やめちやえとか、あるいは大幅に減額しちやえ、こういうものもまた非常にきびし過ぎる考えではあるまいか、そんな感じがいたします。

○荒木委員 大臣、いま私が申し上げておりますのは、通常の状態のときに、平均的なお考えで、この貸し倒れ引き当て金の計上限度額が妥当であらうかどうか、こういうことを申しておるのじやありません。まず、いまの事態が異常事態である。あの再値上げがどんなに国民生活に対して大きな脅威を与えているか。目張りもいいでしやう、しかし、私は、そのものとこの問題をしておるのではありません。そして、そういう事態に、そういう認識に立つて、これは手をつけられない聖域なのか、こう伺つておるのであります。

いま若干、その内容についてのお話がありましたけれども、しかし、実際に銀行局のほうからいただいた資料によりますと、四十七年の下期と四十八年の上期、現実に都市銀行で積み立ております貸し出し残高の数値に対して、現実の貸し倒れ損失は十万分の四であります。いま積み立ておるののは千分の十とおっしゃいましたが、これは十万分の一千でしやう。四対一千。私は、このことをいまの非常事態に、ほんとうに手をおつけになる気があ

れば、ここから財源は取れないのだろうか。そして引き当て金の残高は、これは同じ期を見ますと、実際の貸し倒れ損に対しては四百倍をこえておるのです。なるほど、大企業サイドから見ますと、いろいろな論がありましよう。しかし、国民の立場に立つてこの問題を見ますときに、いまの時点でここにひとつメスを入れて、そしてこれから幾ら税金が取れるだろうか。

この積んでおります金額、もちろんこれは増加分の問題にしなければなりません、洗いがえ方式ですから。その増加分について配当性向を二・三％として計算いたしますと、八百四十二億円の税金を取ることが出来ます。これは大蔵省の銀行局からいただいた数字をもとにして、計算方法もまた、この貸し倒れの積み増しの伸び率を大体一六％、過去十年間の平均をとりました。この計算方法については大かた異論はないはずであります。ですから、そのうち大企業について、かりに七割といたしますと、これで五、六百億ということになる。そうすれば、私は順番に、いわゆる特権的減免税といわれる諸措置についてお考えをただしていくつもりでありますけれども、まずこれによって、今度の揮発油税の増税は一応まかなえるめどがそれなりにつくって行くのではないかと。もちろん、二兆円と申しまして、何も一つの袋に二兆円入っておるのじゃありません、それぞれの項目にあるわけですから。ですから、いま問題にしておりますこの引き当て金や、いろいろな特別措置法上の問題を一つずつ取り上げて、これは理論的に検討する余地はないか。そして、それは道理がないなら、あるいはまたいまの時期に、政策的に見て国民のためにならないということなら、その金額を計算して、そしてかわり財源の項目にはめていく、これがほんとうに現実的なやり方であり、それが国民の期待にこたえる道だ、私はそういうふうに通うのであります。

先ほど来、大臣のこの問題についてのいろいろなお考えを伺いました。私が申し上げておりますこういったやり方について、検討に着手なさる御

用意があるかどうか、そのことを伺いたいと思います。

○福田国務大臣 恒久的な税制としてはいろいろな問題がありましよう。ですからこそ、当委員会でもいろいろ特別措置についても御議論があるわけなんです。それは大蔵省としても検討してまいります。恒久的な税制として千分の十二がいいのか、悪いのか、こういう問題は、しかし、いまこの臨時緊急の措置として恒久的な税制のものをくずしていく、そういう考え方は、私はあまりにも感情的なところとらえ方ではあるまいか、そういうふうにするのです。しかも、これはつまるところは法人税の増税ということですよ。法人税の増税と観念せざるを得ない性質の考え方である、こういうふうにあるかと思いますが、いま法人にそれだけのまた負担力があるかないか、そういうようなことを考えますと、そう簡単に結論は出し得ない問題である、私はそういうふうに通います。

いずれにいたしましても、私は特別措置をいま臨時に改定する、そして大幅に特別措置を減らす、そうしてそこから財源をひねり出す、そういう考え方は妥当でない、かように考えます。

○荒木委員 いま感情的というお話がありましたけれども、私は少しも感情的になつて申し上げておりません。(福田国務大臣)考え方が感情的だということですよ。問題は、いまの企業会計原則では発生主義の考え方をとっており、そして現実に発生したもののがその期の正確な損益である。ただ将来の分についても、蓋然性があり、その期に企業収益対応の点から計上するのが妥当だと思われるものについてはその扱いをしておる。ところが、いま申し上げたように、実態と離れて、課税の対象からはずれている。これはむしろ増税ではなくて、普通の状態、つまり企業会計原則上、通常あるべき状態ですね。そのあるべき状態から課税が少なくなつてゐる。だから、そういった減税の恩典を受けておるところを、この際だから普通に近づけるようにしたらどうでしょうか、こう言つて

おるわけでありまう。

ですから、いま大臣が、比較考量の点で、はたして大企業にあつた税制の改正に耐え得る余地があるかどうか、この相次ぐ物価高の中で生活はたいへんな危機です。ですから、問題ははっきりしているのです。いまこの状態の中で、企業会計原則の理論に反して減税の恩典を受けておる、たとえばこの項目について、大企業にも負担能力がないというふうに見て、そつちのほうを救う立場に立つか、あるいは国民の生活にこまを救う立場に立つか、それを救おうではないかというところで、いまの時期に緊急の手だてとしてそれに着手をするかどうか。なるほど検討の過程で問題が出てまいりましよう。ただし、それを検討するに及ばないというところは、私はどうしてもしなくてはなりません。

ことに、この引き当て金計上項目が、実際の損害発生額とまた別に、これが売り上げ経費の一つになつております。たとえば銀行の財務諸表分析によりまして、この貸し倒れ引き当て金の引き当て額は経常費用の一項目だ、こういうことになつております。ですから、そこに、課税対象としないので、この計上をすつと認めることによつて、はつきり言えば、資金コストはそれだけ高く維持されておるわけですよ。物価を下げてほしい、物価安定が最大の急務だと大臣みずからもおっしゃつてゐるのです。だとすれば、国民生活の圧迫になり、そしてまた物価をそれだけ底上げしておる部分については、これはやはりはずす方向の検討をなされるのが当然じゃないかと思ふ。

(委員長退席 山本(幸雄)委員長代理着席)

なるほど、先の問題はまたいろいろとありましよう。しかし、いまこの時期にこの問題について検討なさるということが、私は政府としてとられるべき立場だと思ふ。いかがでしょうか。

○福田国務大臣 恒久税制の問題とすると、いろいろ議論の余地があると思ふ。しかし、いま多額の財源を生み出すという趣旨のもとに、臨時

的にこの制度を修正、改正する、こういうことは私は妥当でない、こういうふうに通して上げてゐるのです。この考え方には私は変はりはないと思ふ。

○荒木委員 まあ考え方の方向についてはいろいろありましようけれども、問題は実際の効果であります。また、政策の実行であります。ですから、政府が恒久的なやり方の一つとしてかりにとられ、その考えは考えとして、いまの事態に現実に即応するような形で、趣旨は恒久であらうと、何であらうといひのです。この問題の検討に着手をされるかどうか、すみやかに着手されるか、このことを私はお尋ねしたいと思ふのであります。

と申しますのは、いままでこの引き当て金が認められたのは、端的に申しますと、債権者保護といふことがあります。内部留保で散つてしまへば、投資家は困る。あるいはまた配当でどんどん出れば、これは債権者の保護に欠けるであらう。債権者保護とそれから株主保護、いまの時点でこれに加えて、消費者、国民大衆の保護といふことを、やはり政策上どうしても考えていたなければならぬと思ふ。ですから、お考えのめどは、いまのところを向いておらうと、先を向いておらうと、私はどつちでもよいと思ふのです。この問題の検討にすみやかに着手される、そしていまの最大の重点とされる物価対策にも資するような形で検討をされることをぜひ期待をして、御意見を伺いたいと思ふ。

○福田国務大臣 繰り返して申し上げますが、この種の税制は、恒久的な問題とすると、これはなかなかいろいろ議論があると思ふのです。ですから、私も毎年洗いながして、こう言つておるのですが、この制度を改正することによつて多額の財源を生み出すという考え方、これは法人税をこの際増徴して石油価格の引き上げを軽減しようとか、あるいは据え置きにしようとか、そういう考えの方なのですが、これは私は妥当な考え方ではない、こういうことを申し上げてゐるわ

けです。

○荒木委員 多額の税金を生み出すというお話でありましたが、多額であるか少額であるか、これは比較考量的の問題であります。御案内のように、昨年の九月期決算では、東証一部上場で実に経常利益合計が一兆二千億をこえました。私が言っておりますのは、この特別的な措置のうちの一項目である数百億から総額八百億の問題であります。たまたまこの金額は、いま皆さんが御提案になつておる揮発油税の増税見込み額とそんなにけたが違ふほど離れてはおりません。ですから、検討のたてまえは別として、そしてまたその額については、いろいろな見方があります。いまの時期に二万五千倍もあるようなものをそのまま放置なさるのかどうか、私はこのことをお尋ねしているのではありません。

○福田國務大臣 つまり、貸し倒れ準備金というのは、単年度のことを考へておるわけではないのです。将来、いろいろな事態が起り得るであらう、そういう将来の不測の事態まで計算に入れまして、その率をきめておる、こういう長期性を持った考え方なんです。それを当面の物価問題とか、石油価格に関連いたしまして停止するとか、あるいは改正するとか、そういう考え方をとるのはこれは妥当じゃない、こういうことを申し上げているのです。

長期的な見地から十分検討して、それが長期的な見通しの幅の中において、銀行の貸し倒れ準備金の千分の十二というものがはたして妥当であるのかないのか、そういう点につきましては、検討いたします。

○荒木委員 大臣は、私が提案しました項目について、検討に着手するということは御答弁いただきました。ただ、その着手する検討のたてまえが、恒久的制度だと、こういうようにおっしゃっているわけですが、私は検討に着手されるということ自体は早急にやっていたきたい。ただ、そこからもう一歩進んで、恒久的な措置であり、不測の事態に備へる、こういうお話がありましたので、

それについてひとつ申し上げたいのであります。

これは世間の常識で、あえて論議を申し上げるまでもないので、大体、貸し金については、それに見合う担保が設定されております。現に四十八年版の銀行局の金融年報によりまして、担保設定は厚くされておるといふ趣旨の記載があります。これは数字や実態を申し上げなくやたつて、いわば世間の常識であります。そして、その言われる不測の事態というのとは一体どういうことでしょうか。なるほど観念的、抽象的には不測の事態があるといふことは私もわかります。また、遠く歴史をさかのぼつて、いろいろな事態をひもとけば、なるほどそういうことはあります。しかし、おっしゃるような意味の不測の事態がはたして過去にどういう時点であつたか、たとえば田中内閣が成立されてから、あるいはまた大臣が御就任になつてから、この二万五千倍にもなるような、これでおかつ予防措置が講じられないような不測の事態といふことの現在の蓋然性の根拠は一体どこにあるか。

私がこういつたことについて申し上げておりますのは、これは先の一般的なことでありまして、ありましようけれども、ずっと先の先のことよりも、そういう長期的な見まゝといふこともよろしいから、いまの目の前の国民の生活にどうか目を向けて、そして結果的には検討の着手をすみやかにされ、それが十分実のあるようなものにしていただきたい。ですから、検討の着手をお約束いただいたその上に立つて、さらにそれを効果あるしめるために、大臣のお考えを伺つておる次第であります。

○福田國務大臣 これはもうほんとに国民に目を向けておるのです。これは間違ひなく思ひます。ふにお考えくださつて支障はないと思ひます。どうやって国民の生活を安定させようか、これが私どもの考え方の基本でございます。そういう立場に立ちまして、財政金融の運営をやつておる。そういう中において今回の石油価格の上昇に対し

てどういふふうに対処するか、こういう問題に当面しておる。それはまあ石油の輸入価格が四倍にもなるのですから、どうしたつて製品価格を引き上げないといふことは不自然だ。そこで、上げましよう、上げますが、国民に及ぼす影響をその価格の引き上げから断ち切らう、こういう考え方がらわゆる目張り政策といふものをとつておるわけでありまして、ほんとに国民のことを日夜考へての結論がこういうふうになつてきておるわけでありまして。

そこへ荒木さんが、幾ばくかの金を法人からまき上げて、そして幾らか引き上げ率を軽減しろ、こういう御提案でございますが、いまの銀行の貸し倒れ準備金、これにつきましては、いまの率が一体恒久的に見て妥当であるかどうかといふことについては、これは十分検討します。毎年毎年洗ひ上げする、こういうふうに宣言しているのですから。しかし、石油問題ゆゑにこの制度を大幅に変えてしまつて、そしてそこから財源を求めようといふのは、これは法人税を増徴しようといふ考へ方そのものなんです。これを私は、今日の法人の負担力から見て妥当ではない、こういうふうにし上げておるわけなんです。

○荒木委員 二十項目余あります問題の一項目で時間が来たわけでありまして、私は引き続き、大臣は御都合があつてお出にならぬと思ひますけれども、順番にこの項目それぞれについてお尋ねをしていくつもりであります。私が申ししておりますのは、まず会計理論的におかしじやないか、社会的に不条理ではありませぬか、政策的にもまずいと思ふべき手だては、私どもの申しとおるほうが国民に支持されるのではないでしようか、こういうことを申し上げておるわけでありまして。一口に引き当て金、準備金、いろいろ申しますけれども、きょうも参議院の予算委員会政府が御答弁になりましたように、それぞれにそれなりの経過があり、それなりの内容があります。したがつてそのそれぞれについてお尋ねをしていくつもりでありますので、いま言われました検討に着手す

るといふことは、これはやっていたきたい。それから、恒久的な手だてとしてこの問題の検討に着手するといふ点は、ぜひ私がいろいろ申し上げた点を踏まえて、そのお考え自体も再検討をいたしたいといふことで、たいへん残念ですが、時間が来ましたので、きょうはここで終わらしていただきます。

○山本(幸雄)委員長代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 福田さんが大蔵大臣に就任する前に、当委員会、昨年の三月二十八日でございますが、田中総理大臣の出席を求めて、財政金融政策のあり方について、実は私が質問をしたことをいま思い出したのであります。その時に、たまたま西ドイツのプラント政権は、インフレを起させないために財政金融政策において思い切つたことを展開し、紮つとすることが報ぜられ、大蔵省を通じてその西ドイツの考え方を取り寄せて実は質問したわけでありまして。

一つは、西ドイツは物価上昇を抑へるために、まず一億マルク以上の資本金の法人に対して一〇%の法人税附加税をかけたのです。それから、個人で二千マルク以上の年間所得者に一〇%の所得税の附加税をかけた。第三に、安定国債を発行して、利子に対する税金は全額非課税措置をして安定国債の発行に踏み切つた。西ドイツはこの三つの柱で物価問題に対処するといふたいへんなかまゝを示したわけなんです。

当時、私は田中総理大臣に、西ドイツのような政策を日本でもやらないといふたいへんなことになるのではないかと、物価はいよいよ上昇し、田中内閣にたいへんな傷を負わせる結果になりはしないか、思い切つて西ドイツのようなことを日本も直ちにやるべきではないか、こういう提言を実は本委員会でもいたしましたわけでありまして。当時、田中さんは、日本はインフレにはならないよ、物価は西ドイツのようにそんなに上がらないよ、こういう経済認識を持たれておつたわけでありまして。ところが、一年間のトータルの物価上昇の状況を見ると、西ドイツは卸売り物価八・一%の上昇、消費者物価

は八・三%の上昇でおさまっている。心配はないよ、物価問題はだいたいようぶだよと言った日本の総理大臣のもとにおいて、卸売り物価は三六・七%、消費者物価は二四%、福田蔵相をして、まさに狂乱物価と名づけしめるに至ったわけであります。

私はまことに残念でならぬであります。もしあのときに野党の言に耳を傾けていたとするならば、日本の経済情勢は違った方向に進んだに違いない。福田さんは、当時、党内野党で、田中内閣の行く末をながめていたのでありますから、福田さんにいまここで申し上げても、それは酷な話だとは思いますが、一たび政権の中核についたからには、やはり西ドイツのブランド政府がやったような思い切ったことをやるべきだったのではないかと反省、そういうものを今日持たれていないのか、持たれていないのか。総需要抑制というの手だてだけで、時の流れを見ながら、いつかは鎮静をするであろうという、この歯がゆい総需要抑制のいまのやり方に対して、国民はいらいらを押えることができないほどやきもきしているのが偽らざる感情であります。

私はそういういまの物価の情勢について、自由民主党の大きな大黒柱としての福田さんほどのような反省をされていらっしゃるのか、まず反省点についてちょっと気持ちを開かしてもらいたいのではありません。

○福田国務大臣 私は大蔵大臣になる前から、総需要抑制、これをやり抜かなければいかぬ、こういうことを主張してきたわけであります。そのことをそのままだとやっておりまして、別に今日その反省というように必要を認めませんが、いまわが日本が置かれてある立場とドイツが置かれてある立場、これと同じく見てはいかぬです。まるっきり違うのです。ドイツは外貨を三百数十億保有しておる。しかし、トリレンマなんというものは一言もいっておりません。もうどうしても財政金融を詰める、そうして物価の安定をはからなければならぬということをずっとやってきているのです。

よ。

わが日本は、その同じ時期に外貨減らしたと、こういうようなことで、内においては拡大政策がとられ、外に向かつては外貨の流出政策をとる、そういうようなことで暮れの石油危機を迎える、こういうことになってしまったのです。ドイツと同じ状態じゃないのですから、処方もおのずから変わってこなければならぬ。ドイツを引き合いに出されましてから申し上げますが、ドイツがずっと前からやっておる総需要抑制政策的考え方、これを強力にいまやらなければ、わが日本の事態は解決できない、こういうふうな思いいます。

現に、総需要抑制政策をとり出してから三ヶ月、今日あの狂騰を続けておった地価、全国は頭打ちだ、あるいはとにかく市町村なんかの話は聞くと、いままでは先行取得というので、どうやって土地を手に入れるかというところで頭痛の種だったんですが、今日は売り手が来てそれをさばくのにたいへんだ、こういうような状態、非常な変化が起きている。主要資材だってどうですか、もう大体頭打ちで、この三月になりますと、下落傾向に入ってきておる。私は一歩もこの道をゆるめない。これで進みますれば、わが国のこの乱れた状態というものは克服できる、こういうふうな信じておりますので、この道をよく進みます。御声援をお願いいたします。

○武藤(山)委員 私がいまあなたの心境を聞きたいと言ったのと、あなたは次元の違うところで答えておる。実は去年の春の段階で、そういう手だてにもう着手しておれば、その後の状況がこんな異常な狂乱にいかすに済んだのだ、国民の心理も引き締まったし、事業家の姿勢というものも変わったし、そういう点まことに残念でならぬ。福田さんは当時大蔵大臣じゃありませんから、福田さんになってから短期決戦で、いま急遽総需要抑制が浸透し、かなりのひずみが今度またあちこちに出てくる事態が起こりつつあるというところまで来ているわけでありまして、その手だては福田さんの処方せんとして、私は現状に適合した

果敢な手法だとは思います。しかし、それ以前の政府を担当した自由民主党政府のやるべきことを怠ったということのツケが、いま来ているのですよ。その反省を聞きたかったのです。

いずれにしても、物価はもう上がってしまったのです。とにかく二月末現在二四%も前年比で上がってしまったのです。福田さんは、これから下げるのだから、それまでみながまんせよ、こう言うのか、まあ上がったのだから少々は国民の被害というものを救済してやるのが国民のための政治ではないかと考えるのか、その考えるところに私は問題があると思うのであります。

第一に、私が蔵相の意見を聞きたいのは、四十八年に物価がもうこんなに上昇してしまつて、預金の現実の目減りも、実質生活水準も、労働省の発表によると四%実質生活水準は低下だ、こう実は発表されている現状であります。でありますから、零細な貯蓄者、零細な庶民のわずかな預金というものについて、やはり物価上昇のおりであるから何らかの形で預金金利を引き上げてやる必要がある。

私は前に、愛知さんがおなくなりになる数日前の大蔵委員会の質問で、この際、法人預金と個人預金を分離して、個人の分だけはひとつ思い切った預金金利の引き上げをやつてほしい、それに対して愛知さんも、それも一つの考え方であり、検討いたしますと答えたわけでありまして、残念ながらして実現を見なかつたのでありますが、今日の事態では、私は大金を認めるわけにはいかぬと思ひます。したがって、一世帯五十万、しかもその期間は一回限り、まあ六カ月ぐらい、そしてマル優とは別ワクにして、そういう零細な貯金の目減りだけは何か一時このところは六カ月間ぐらいの間、国民にあたたい思いやりある施策をとつてみよう、ひとつ大蔵大臣としても一度ここで、もういろいろ広瀬委員からも質問もあり、各党の委員からも預金金利を引き上げよという要望は強かつたわけでありまして、大臣なかなか歯切れが悪くて、答えがわかれわかれの耳によ

う響いてこない。

きょうは大蔵委員会の大詰めで、もういいいよ年度末も近づいたことでもありますから、ひとつこの辺で、われわれがなるほどと思う大臣の回答をぜひ聞かしていただきたい。預金金利引き上げについての見解を聞きたいと思ひます。

○福田国務大臣 武藤さんからも、また他の皆さんからも、預金金利について御配慮にあずかりまして、大蔵大臣といたしましては感謝いたします。いま武藤さんから、一世帯五十万円に限り六カ月定期の預金金利を一〇%に引き上げる、六月からこれを実施する、こういう具体的な御提案でございますが、この案は金利負担の面や実行上の困難性、その他金利体系に対する影響などの点から、きわめて困難な問題だと思ひます。ただ、預金者にとつて少しでも有利な預金がつくれないうことは、常に私の念頭にあることなのであります。ポナス貯蓄預金の期限切れ後の問題も含めまして、ひとつ熱意をもつて検討してまいりたい、かように考えます。

○武藤(山)委員 熱意をもつて検討されるという前向きな姿勢をお示しいただきましたので、年末のポナス預金は六月で大体期限が終る、さらに宝くじつきの預金も、銀行筋では四、五月で一応終わるといふことになりまして、やはり六月のポナス期を目当てに、大衆消費の拡大を押えるという意味からも、いまの前向きの検討を私は期待をして、次の第二項目に移りたいと思ひます。この委員会ではいろいろ質疑の中で、政府としてこの程度のことはやつても無理ではないではないかと思はれる項目、政府と同じ土俵の上に乗って議論をした場合の問題点、平行線をたどるような大きな問題はきょうはさておいて、このくらいなことはひとつ大蔵省としてやつてしかるべきじゃないか、こういう問題について、二、三点伺つてみたいと思ひます。

その一つは、大臣も御存じのように、医療費控除の問題であります。いま家族が病気になる場合、薬剤師あるいは医師等にかかった場合、医師

は無料の場合が多いわけでありましたが、それでも保険のきかない医療あるいは家族の七割給付の場合の三割負担、あるいは五割給付の場合の五割負担、こういうものがかなりあるわけであります。特に難病、長期療養の場合には、やはりたいへんな負担になるわけであります。そういう場合に、いまの税法では、医療費というものは所得の五%以上でないといふわけであります。もしくは十萬圓との比較で低いほうの金額といふこととですね。そうすると、たとえば所得百五十萬圓の人が五%といふと、七万五千圓以上の医療費支出がなければ該当しない。特に福田さんのような高額の所得者になりますと、五%といふと一千万の人は五十萬圓の医療費を払わないと、五%以上もしくは低いほうで十萬圓といふことになるのですか。そういうような五%といふこの線と十萬圓といふやつを、この際一回洗い直して、実額で一萬圓以上にするとか、あるいは五%を二%程度に引きおろすか、何らかの検討をしてしるべきだと思ふのであります。

〔山本 幸雄〕委員長代理退席、委員長着席

これは私が落選する前に一回大蔵委員会で取り上げて、一度直したことがあるのです。前は七%か八%だったんですよ。それを私の大蔵委員会での質問で、五%におろすことを大蔵省も検討してくれたわけですね。今回、いまの実情からいくと、所得も上がったことでもあるし、諸般の状況を勘案したときに、この制度は検討してしるべきではないか、こう思ふのであります。大蔵大臣の率直な御見解を承りたいと思ひます。

○福田国務大臣 お話の御趣旨はよくわかります。この制度は、通常程度の医療費の支出については、本来、課税最低限のワケ内で考慮すべきものという考えから、医療費控除足切りという制度になったわけでありまして、そういう同じ趣旨から、四十九年度税制ではこのような事情を考慮いたしまして、課税最低限の大幅引き上げをやったわけでありまして、しかし、いまお尋ねの趣旨も十分理解し得ますので、この問題は昭和五十年

税制改正までには、税務行政との関連等を考慮しながら足切り限度の引き下げを行なうことについて前向きでやってみたい、かように考えます。

○武藤(山)委員 大臣が前向きに、それも五十年を目標として改善をはかりたいとお答えでありますから、せっかく御努力を期待したいと思ひます。

第三の問題は、通勤者の通勤手当の非課税の問題であります。現在、人事院の勧告に基づいて主税局は手直しをしてきているわけでありまして、一応頭打ち七千圓という限度が定められているわけでありまして、また、九月には国鉄運賃が二四%も上がり、バス代も上がり、それぞれの交通料といふものも改定されるやに承っております。総理大臣は昨日の参議院での質問に答えて、国鉄運賃の凍結は延期できない、九月には解除やむを得ないという回答を総理みずからもいたしているような状況等々もこれあり、これらの問題も加味いたして考えてみますと、この通勤手当の七千圓という頭打ちの問題も、来年度についてはひとつ検討してしるべきではなからうか。改善方について大蔵大臣の御検討を期待するのであります。いかがでございましょうか。

○福田国務大臣 現在、勤務先から支給される通勤手当につきましては、一般の通勤者につき通常必要と認められる分、すなわち月額七千圓まではすでに非課税となつていては御承知のとおりであります。この非課税限度額は、人事院が民間事業所における通勤手当の支給状況を参考として、公務員給与について行なっている勧告に従つてきめておるものであります。したがって、政府といたしましては、今後とも人事院勧告を尊重し、通勤費の推移に應じ得るよう、この限度額について適宜見直しを行なつてまいります。

○武藤(山)委員 だいい大臣、前向きの答弁をすらすらときようはされておりますけれども、次の四項目はそうすらすらとききさうなものですか。先ほども共産党の小林議員から、重役減税という批判があり、なぜそういう措置をとつたのかと

いう指摘がございました。私も同感であります。いま給与のベースアップがどのくらいあるかといふことは、まだ確定いたしません。まあ二五%から三〇%ぐらいではなからうか。NHKが大体二五%で妥結をいたしておりますから、大体その辺が見当になつて賃金の平準化運動といふのは行なわれますから、大体そういう水準にいくのではなからうかと私は推察をいたします。

そういうアップ率を勘案をしてこの減税案といふものを見ますと、特に夫婦で年間百五十萬圓から百一十萬圓程度の所得者が、たいへん減税の恩恵が薄いのではあります。それは野党にも責任があると思ひますが、夫婦子供二人の標準世帯に照準を当てて、こればかりに議論を集中したために、そこを中心にして課税最低限はどうなるかという作業がおそらく進められたのではないかと。そういう点から、夫婦百万の場合をかりに計算してみますと、四十八年の税金が二萬一千三百圓。かりにそれが三〇%アップされたとして、四十九年に百三十萬圓の所得になると、三萬一千五百圓の税金を納めることになりまして、税金のふえる分だけで一萬二三百圓。そのふえる分と給与の上がつた分とを割つて弾性値を出してみると、この層は一・五九になる。本来なら、減税といへば、一・〇がちょうど物価調整、賃金アップの調整が済んだところになるのであります。一・五九、たいへん高いのであります。百二十萬の夫婦者が一・〇六、百二十萬で夫婦子供一人になると一・七六ぐらいになるのです。

こういうような点を見ると、百五十萬以下の所得者にもう少々厚い減税の恩恵を与えて、大きいほうをもう少々切るべきだったんじゃないだろうかと。たとえば四〇、三〇、二〇、一〇という給与所得控除を、もう一つ刻みをつくつて、三十萬以上は五割くらいにしてよかつたんじゃないかと。私は残念でならぬのはそれなんです。

従来六百萬でもって頭打ちで、七十六萬の定額控除になつていたのが、それが今度は全部一〇%を控除するとすると、三十萬の人も五十萬の人も一億の

人も一〇%というのはいかかなものだろうか。やはりこれはもう一つ刻みを置いて、三十萬までが一〇%、三十萬以上は五%ぐらいという形にもうちょっと配慮すべきだった。

なぜそういうことを私が申し上げるかといふと、実額の手取り額を調べてみては驚くのであります。かりに所得二十萬のところ、今度の改正案で計算をいたしますと、四十八年の手取りが九百六十七萬七千圓だった人が、四十九年は手取りが千二百六十九萬三千圓なんです。いかにも大きいほうの手取りが多くなる。減税額を調べてみても、住民税を含めた計算をしてみても、二十萬の人が四十九年の減税額が二百一十二萬一千圓、それが五十年になりますと三百一十五萬一千五百圓、これだけ減税の恩恵を受けるわけですね。減税を受ける絶対額を見ても、またパーセントを見ても、さらにそれが三十萬以上、四十萬、五十萬となりまして、たいへんな手取り額のふえ方なものであります。

そういう点を勘案すると、どうも夫婦者あるいは子供一人の家庭、それで所得が百五十萬以下、こういうところの減税の恩恵が非常に希薄である。こういう点を比較すると、まさに四十九年度の改正案は、重役に少々重きをかけた過ぎているといううらみがあります。

いままでの頭打ちといふものが悪平等であり、公平を欠いてきたといふ点は、私も幾らかは認めます。全く六百萬の人も二十萬の人も同じ七十六萬だといふのは悪平等のような気がいたします。しかし、全部一〇%で、一億まで全部一〇%というのは、これもまた悪平等ではなからうか、そんな感じがするのであります。大臣、いかがでございましょうか。

○福田国務大臣 その御指摘につきましては、私も大蔵大臣になる前は、新聞報道等でこの税制改正案を見まして、いま武藤さんがおっしゃられるような感じを持ったのです。それで、私が大蔵大臣に就任するときの交渉でも、田中首相との間に、いままでのいきさつにとらわれないで再検討させ

てもらいたいということを申し上げて、了承を得たわけなんです。

そのとき、一つはこの問題、いわゆる重役減税問題というのが頭にあったわけなんです。さて、私が大蔵大臣に就任いたしました、いろいろ調べてみる、また税制調査会の意向を聞いてみる、こういう段階になりますと、圧倒的に、もう今回はこれはふん切るべきだ、しかも、高額者もこの一〇〇の恩恵に浴すべきだ、百七十万円まで課税最低限が上がるこの際こそ、従来の議論に終止符を打つべきだ、こういうことになったいきさつもありまして、ちよつといまこの税率控除の刻みを変えろというのは困難な事態じゃあるまいか、さように考えます。

○武藤(山)委員 政府が閣議で決定をした法案を、しかも与党も了承した法案を、ここで一〇〇、五〇といふふうにもう一ランク設けることは困難であることは、私も百も承知であります。そこで、重役のほうに全部一〇〇の恩恵がいくならば、百五十万世帯以下で子供一人あるいは夫婦者、このランクが一番私は今度の減税の恩恵を受けていない層だと思ひますので、この百五十万以下の層の人たちについて何らかのやはり調整をすべきである。しかし、いまここで法案を審議しているときに大蔵大臣が、いやすぐ直しましうなどと言えしるものでないことはよくわかつております。おそらく参議院の予算委員会も終わっていないのに、ここでうっかり、いやその分を直ちに直しますなんて言ったら、それはたいへんなことになることはよくわかります。

そこで、四十九年度中に、それらの問題点と物価の問題等十分勘案をして、一回これは十分勉強し検討する必要があるなどお感じになりませんか、どうか、どうでしょうか。

○福田(山)委員 まあ税制につきましては、四十九年度はこれでぜひお願いしたいと、こういうふうには考えますが、五十年には、期限付きの税制につきましてこれをどういふふう処置するかというふうな問題もありまして、これはまたかなり

大幅な改正案を御審議しなければならぬ、こういうふうには思います。

ただ、所得税の問題につきましては、ここまで固まっておりますので、なかなかこれをどうするかというところは非常に困難な問題であります。将来の問題として、所得税についてその控除をどうするか、そういうような問題について検討する、そういう際には、そういう問題があることを覚えておくということ、ひとつ御了承願ひたいと思います。

○武藤(山)委員 ちよつと不満ですね。将来ということばがひつかります。私がいま言っているのは、このわずかに十日間しかない年度内に三万円戻さない、去年四十八年分の勤労者の税金は重過ぎたんだから、物価が上がって調整減税が足りなかつたんだから、三万円戻してくれというのが野党の要求なんです。だけれども、私はそれを言つても、あと十日しかないから福田さんはオーケーと言わないと思うから、少しことばを濁して、四十九年度中にそういう諸般の情勢を勘案して検討する場合もあり得る、その辺までくらは言つてもらわぬと、東畑会長自身こへ来て、いまの卸売り物価の情勢、消費者物価の状況等を勘案すると、いまの減税も物価上昇と比較したら、これはもう一回検討する必要があるかもしれない、そう言っているのです。先ほどまでは、税調がこうやれ、こうやれと言つたからと税調の責任にしたんだから、今度は税調の会長がそう言うんだから、それを追認しなければ、大臣、話に一貫性がなくなつてしまひますな。

○福田(山)委員 この四十九年度税制が永久に変わらぬといふものではない、これは言うまでもございせんが、この所得税制の改定を加える必要がある、そういう時期がいずれやってくるだろう、こういうふうには思うのです。その際には、十分武藤さんの御所見を覚えておきます、こういうことであります。

○武藤(山)委員 いずれ検討の時期がやってくるだろう。いずれは、予算が通つたあとの四月の終

わりころになるか、あるいは休会中の六月ごろになるか、私も楽しみにして、大臣とも一回ここで減税論争がやれることを期待をしておきたいと思ひます。

次に、保育料の問題ですが、大臣は係がおればあるいはお感じになるかもしれませんが、保育料がたいへん高いのです。特に共働き夫婦の場合、片方どちらかが乙表適用者の場合、扶養家族をおやじのほうにおつければ奥さんのほう、あるいはどっちかが控除を受ける、そういう夫婦の場合に、保育料というのがべらぼうに高い。隣近所の事業家と比較したり、何とも高過ぎるという不満が強いわけでありまして。そういう事態を、一体、主税局は御存じなのかどうかわかりませんが、私はこの際、この保育料については、共働きの場合だけ、どちらかが乙表適用の源泉所得者になつてゐる場合には、何らかの形で控除制度の中に見てやるべきだ。教育費というのを見られないといふことを再三主税局長が答弁しているから私はま触れないのでありますが、保育料については、この場合にはあまりにも保育料が高いので、何らかの形でこれは税制の面で見てやる必要がある、かように思ひますが、いかがでございましょうか。

○福田(山)委員 保育料のお話、私も保育料、保育所の問題が、たいへん家庭の大きな問題になつてゐることはよく承知しております。であります。この問題は一般教育費と同じ問題だろう、こういうふうには法的には言わざるを得ない問題です。(武藤(山)委員「共働きだけですよ」と呼ぶ)そういう関係にあるこの問題等の措置のために、今回は扶養控除を大幅に引き上げるといふことにしておるのです。その面で大かたカバール得る性格の問題ではあるまいか、そういうふうには考えます。せつかくのお話であります、御了承願ひたい。

○武藤(山)委員 これはペンディングで、あとでまた主税局長と少しやり合つてからでないと、大臣よくまだ理解できないようでありますから、あとにします。

それから、大臣、今度の税制改正で、内職収入、いわゆるパートタイムは六十三万七千五百円まで税金がかからなくなるわけです。そこで、事業所得者にこの問題が関連をしますね。青色申告の専従者、白色申告の専従者、こういう者が六十三万七千五百円以下の給与だった場合、扶養控除を認め、家族手当は――まあ家族手当は無理かもしらぬが、扶養家族として認めてしまふべきじゃないか。たとえば、白色申告は今年二十万から三十万に引き上げるわけですね。三十万といふと、パートタイムから見ると、まだずっと低いですね。パートタイムの半分ですね、六十三万七千五百円といふと。そこで、事業者に對しても、大

体個人零細事業者ですが、これに對して私は、白色申告の場合もパートタイムの給与の非課税限度額まで何らかの措置を考えないと、どうも均衡を失ふような気がするものであります。これは早急に検討すべき事項ではないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○福田(山)委員 白色事業者専従者控除について、今回の改正で現行二十万円から三十万円に引き上げたといふので、大かたカバール得る問題ではないでしようか。

御質問は、妻がパートタイムに従事する場合に、改正案、平年分で年収七十万円までは課税されないとともに、夫の所得から配偶者控除二十四万円が控除されるのに対し、妻が専従者である場合には、白色事業者専従者控除や青色事業者専従者給与が控除されるものの、配偶者控除の適用がないのは不均衡ではないか、そういう御指摘ですか。

○武藤(山)委員 それとも一つ、いま言つた六十三万七千五百円までは認めていいではないか。

○福田(山)委員 ただ、白色専従者控除は、事業に専従している親族について、給与の支給の有無にかかわることなく、配偶者控除や扶養控除にかえて控除する性格のものである。でありますから、あわせて配偶者控除もといふのは本来無意味な話ではなからうか、こういう見解ですがね。

○武藤(山)委員 あまり目くそ鼻くそその議論で小

さ過ぎるから、大臣にはちよつとまだのみ込めてないんです。こういうことなんです、大臣。(「課長でいいよ」と呼ぶ者あり)これは課長が係長の問題かもしれない。しかし、恩典を受ける人は全国二、三百万の零細業者ですよ。これは大問題です。非常に関心深いわけですから。青色申告会でも要求しているわけです。

というのは、今度の改正で、たとえばパートタイムで奥さんがよそへちよつと働きに行く。毎日八時間じゃないけれども、きょうは五時間、あしたは四時間、ときには八時間というようにパートタイムがありますね。このパートタイムでつとめの人の女房がつとめに当たるときには、六十三万七千五百円までの賃金に準じては所得税は課税しない、同時に専主の扶養家族として認める、家族手当もつとめ先からもらつてよろしい、こういうことなんです。パートタイムは、白色専従の女房は毎日うちの仕事を手伝つて、おとうさんの手助けをやりながら三十万円までしか認めない、おかしくないか。そうすると、事業者の女房はおとうさんの手伝いをするよりか、パートタイムで近所へ働きにいったら、税金がかからないほうが得だという議論にならないか、こういうわけなんです。だから、これもひとつ検討して、パートタイムとの均衡がとれる線はどこかということ、理論的にも、現実の状況に照らしても、なるほどと思うところに改善をすべきでないか、こういう議論なんです。

○福田国務大臣 わかりましたが、御所論は、今回控除ワケを二十万から三十万に上げた、その三十万が妥当であるかどうか、こういう点かと思ひます。その点は議論のあるところだろうと思ひます。私も三十万円が妥当である、こういう見解で御提案を申し上げておるわけでありましたが、これはなお議論のあるところであるというふうには考えますので、なお検討することにいたします。

○武藤(山)委員 これは高木さん、どうしてパートタイムとの均衡上、もうちよつと突っ込んだ検討を主税局はできなかったのでしょうか。

○高木(文)政府委員 従来、白色専従者控除の額は本人の基礎控除の額と扶養控除の額の中間にあつたわけでございます。ところが、扶養控除の額を基礎控除の額に合わせましたので、二十四万以下では意味がなくなります。したがつて二十四万以下ではなくて、上へ上げなければならぬということでございますが、そういったしますと、今度は一緒に働いている場合におとうさんのほうは二十四万だ、おかあさんのほうは三十万だという問題がちよつと起こつてまいりますので、どうも基礎控除との関連をどうすべきかという問題が、一つ片一方にござります。片一方には、いま御指摘のパートタイムとの関連の問題があるということ、白色専従者控除の水準のあり方ということ、どこに求めたいかということ、なかなかむずかしい問題になつてきたわけでございます。

率直にいうと、その点の検討が必ずしも十分でなかつたというところを考へますので、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、白色専従者問題というのを制度論としてよく洗い直して、同時に水準論として検討してみたいと思ひます。

○武藤(山)委員 検討するということですから、来年度を目がけてひとつ検討願ひたいと思ひます。

大臣、次に、恩給年金受給者の非課税の問題であります。

いま年間六十万円までは非課税になつています。月五万円までであります。ところが、昨年の厚生年金法の改正で、昨年から新規規定を受ける者は五万二千円に引き上げられたわけでありました。そうして今度は、平均五%以上物価が上昇した場合、物価上昇にスライドすることに厚生年金がかわつたわけでありました。そうなりますと、現在も六万二千円、六万五千円という人がだつと出てくるわけですね。いまは六十万の非課税限度なんです。恩給年金から税金を取らなくてもいいでしょう、月十万円以下くらいは。したがつて、六十万の非課税限度を八十万か八十五万くらいに引き上げるのは当然の措置ではなからうかと

思つておりますが、来年度に向けて、大蔵大臣、ひとつ来年度はこれをいじらう、何とかしよう、こういうお答えをいただけませんか。

○高木(文)政府委員 その問題は問題が二つございまして、おっしゃるようないろいろ物価が上がつて、それに伴つて恩給、年金の水準も将来だんだん上がつていくだろうということとの関連において考えなければならぬ問題でございますが、同時に、現在の六十万の非課税というのはいわゆる公的なものに限定をいたしております関係で、私的な恩給、年金制度との関連についてどう考へたらよろしいか、昨年度委員会におきましてたいへんおしかりを受けまして、私的年金についてのそういった問題も同時に何か研究すべしということ、宿題をいただいたままになつております。

宿題をいただいた、私的年金のほうは大いに研究いたしました。これは結構でございます。結論を得ないで、これは実は昨年の宿題にお答えを出してない形のままになつておりますので、そういった問題も含めまして、来年度税制の問題としてよく勉強させていただきたいと思ひます。

○武藤(山)委員 来年は勉強してもらつて実現できるようにしてください。

それから、今度は肉牛、肉牛を市場を通じて売つた場合には無税、免税にするという規定になつています。今度の特別措置で、さらにそれを農協を経由したものも免税にする、こういうことですね。これは結局、日本は畜産が非常にくわすか、しかも、なかなかコストが高つて農家もやれないというところでこういう免税措置ができたのですか、主税局長。

○高木(文)政府委員 もともとは二つの問題がありまして、一つは肉牛の飼育を大いに奨励する必要があるというところから出たのが一つ、もう一つは、公の市場を経由して牛が出てくるようにすべきである。公の市場を通じて出てまいりますところ、どうしてもいろいろ取引が表へ出てくる。ところが、従来のいわゆる私的な民間の業者を通じて

出てくる場合には、なかなか現実問題として、言つてみれば把握度がよくないということがありまして、そのことのためにせつかつ公の市場をつくつてやつても、そつちへ出てこないということから、こういう制度が臨時措置、奨励措置ということでスタートしたわけでございまして、しかし、今回は肉用の牛でなしに、乳用牛のうちの子供の雄について、これを同様に、肉牛が足りませんので、流通するようにしたいということからスタートしたわけでございまして、乳用雄牛は従来の市場のある地域と違ひますが、乳用雄牛はございまして、そこで、特別の生産者団体というものを指定すれば、肉用の雄牛の場合と同じようになるようにするということで、乳用雄牛を肉用に回すことの奨励という趣旨でスタートしたものでございまして。

○武藤(山)委員 その場合、特定の農協を経由した場合とこの法案には書いてある、特定の農協というのはどういう農協をさすのですか。

○高木(文)政府委員 これは農林省のほうの指導によりまして、乳用牛をたくさん飼育している地域であつて、しかも、そこではあまり肉用牛が飼われていないために従来市場がないという地域についてでございます。そこで、そういう地域を指定しまして、あまり従来は肉用牛がいせんから、その市場がない。しかし、そこで農協その他がそういうことをやる、その農協に限つて指定をしまして、そこを通過して出てくる牛を、それを肉用牛として育てる場合に地域を限定しようというところでございまして、その地域の限定は、もう少し正確に申しますと、農協同組合または農業協同組合連合会がいわゆる価格安定事業というものを営む場合というふうな大体限定するような腹づもりでございまして。

○武藤(山)委員 いまのような制度でもつて牛を育てて売つた場合は免税になるんですよ、農家は助かりますね。いまえさが高くて、トウモロコシやマイロはばんばん上がつて、しかも相場が上がつたというので、一年間に倍になつて——私は

ゆうべNHKのテレビを見て泣きました。自分のところで飼っている豚を殺しているのですよ。えさが買えない、高くてとても採算がとれない、日本の畜産をつぶすのかやらせるのかという、ゆうべNHKの特別番組でやりましたね。私はあれを見て涙が出ました。農民はみじめだ、哀れだ。これに対する政府は適切な手だてはないのか、残念でたまらなかつたのであります。

いまの話は余談ですが、そこで、大臣、せっかく牛を免税措置にするようになったのですから、豚をやたらどうでしょう、牛だけでなくて、豚も一緒に。なぜ豚をはずしたのでしょか。豚も入れたらいいじゃないですか。

○高木(文)政府委員 この問題は、ある意味におきまして農家対策という意味で行なわれますと同時に、牛の取引がよく御存じのように、とかく不明朗なところで行なわれている。それで公設の市場等を通じて牛が流れてくるようにしましょう。そうしませんが、いつまでたっても牛の取引が原則にならないということがございまして、家畜市場であるとか中央卸売り市場であるとかいうものを通すようなルールをつくりたいということから、農林省のほうから強い御要請があつてスタートしたものでございます。

豚について取引がどうなっておりますか、それらのところをいろいろ研究いたしませんと、牛と豚とでアンバランスだという点だけではちょっと解決がつかない問題でございします。なおしかし、いままであまりその点勉強しておりませんので、御指摘がありましたから勉強してみます。

○武藤(山)委員 大臣、豚と牛の話で笑ひ話のようでありまして、いま農家にとつては飼料がべらぼうに上がつちやうて、ほんとうに日本の畜産は崩壊寸前ですよ。これはひとつ農林大臣と相談して、豚も所得免税にして、大いに日本の豚と牛くらしいの大家畜の振興ははからなければならぬ、農林の救済もしなければならぬ。いまみんな借金かかえて畜産農家はたいへんですよ。ひとつ大臣、前向きで、これは閣僚の一員として他の閣

僚とも連絡をとつて、前向きな答えが出るように尽力願ひたいのですが、いかがですか。

○福田(国務)大臣 牛が豚までいきますと、今度はプロイラーをどうするとか、いろいろ問題があるんじゃないかと思いますが、これはよく勉強してみたいと思います。

○武藤(山)委員 あと二つだけ。

大臣、いま成田空港がいよいよ始まると思音でたいへんだということ、騒音対策で今度の特別措置改正案の中に、飛行場周辺の特定区域内の買いかえ資産の特例を認めよう。ところが、その区域が異常に狭い限られた。滑走路から直線で延長二キロ、滑走路の両脇は〇・六キロ、六百メートルです。とてもこれでは住んでおれないというので、具体的には千葉県の稲毛平、それから西和泉、芦田、荒海という部落はもう土地を買いかえしてよそへ出ていきたい、こういう人たちが非常にいる。したがつて、この区域をあまりにも狭い区域に適用されたのでは、住民は騒音対策にならぬ。これは浜田さんの県ですね、千葉県。したがつて、こういう買いかえ資産の特例を認める場合に、十分ひとつ現地の状況を調査して、線引きをするわけですから、ここからこまめときめるわけですから、御配慮願ひたいと思うのですが、大臣いかがですか。

○福田(国務)大臣 これは法の定めるところを曲げるわけには……(武藤(山)委員「法じやないのです、まだ。法できまつていないのです。これから政令で定めるのです。」と呼ぶ)政令ですか、政令で定める問題だと思ひますが、運輸省ともよく相談をしてみたい。

○武藤(山)委員 最後に、今度のやはり特別措置の改正で、農業振興地域の農用地区内の農地を譲渡し、一定の埋め立て地、干拓地へ買いかえをした場合に、買いかえ資産の特例を認めるというのが出ていますね。これは具体的にどういう該当があるのか、こういう法律改正をやるのですか。

○高木(文)政府委員 これは一戸当たりの耕地面積の非常に狭い地域に住んでおられる農民が干拓

地等に移ろうということになりまして、それで、従来長年住んでいた先祖伝来の土地を売り放しにして、干拓地のほうへ移るといふことになる事例が出てまいつておるわけでございますが、前の土地を売つて干拓地に買いかえするという場合に、従来は特別措置がなかつたわけでございます。それはある意味から申しますと、法の欠缺と申します。か、そういう事例があるならばむしろ特別対象にしてよろしいものではないかというところで、従来他の制度とのバランスをとりまして、今度は、その新しく買いました資産についてのいわゆる買いかえの特例を認めるということにしたわけでございます。つまり、その買いかえの特例というのは、結局、個人であればその部分について一種の非課税にするということでございます。

○武藤(山)委員 私が聞いておるのは、そういうことじゃなくて、具体的にどこかにそういうことが起こつたので、おそろくやろうということになつたと思うのです。

そこで、それに関連して、公有水面を埋めた場合、これは私はいま特別な保護をしようと思ひます。たとえば、東京湾にしても、千葉海岸にしても、岡山にしても、公有水面を埋め立てをした場合に、この土地を住宅地として売つても、工場地として売つても、二〇%の法人の分離課税はかからないんですね。したがつて、干拓地もおそらくそうだと思うんですね。私はおかしいと思うのです。たとえば、千葉県の海岸を三井不動産が埋め立てをやつた。埋め立てをやつた土地は原始取得だ。もととなつた土地、海が土地になつたんだから、これは原始取得なんだ。したがつて、分離課税の二〇%の税金を取らないというんだね。これはおかしい。漁業補償とか利用権を手に入れるために払つた補償金がある、会社は、それに埋め立ての土を持ってきて埋めた。これが原価だと思ふのです。したがつて、原価は当然出るわけですね。その原価よりも高く売つたものは当然やはり利潤じゃないですか。したがつて、大蔵省の土地特例による二七%か三七%か、去年つ

くつたあれよりも上積みになる部分については、当然、税金二〇%を取つてしかるべきだと思ふのです。

大体いま公有水面がどのくらい埋め立てされているか、主税局長知つておりますか。現在、埋め立て造成中の土地が四億五千七百七十七平方メートル、かなりの面積ですよ。(どのくらいだ)と呼ぶ者あり)どのくらいだか、おれもわからない、あんまりこう廣く。そのうち約二〇%が公共団体ではないものがやっていると報告が、建設省と運輸省を調べたら、それが全部税金ゼロなんだよ、何ほもうけて売つても。おかしいのですか。時間がなからこれ以上やりませんけれども、おかしいですよ。

○高木(文)政府委員 昨年、法人の特別土地税制のときに議論したわけでございますが、一つには、あの制度は所得税の長期譲渡所得について分離比例税率にいたしました。そして、それが住宅地等に供給されることを期待してそうしたわけでございますが、それを買つた法人がそのままじつと持つていて手放さないとか、それでもうけととかいうことはまことにけしからぬではないかというところから、やや罰金的な意味での特別法人税ということになつたわけでございます。ところが、新しく土地を造成する、自分でこしらえるということになりました場合には、確かに漁業補償の問題はございしますけれども、土地を買つて右から左へ売つてもうけたというのとはだいぶ性質が違つたわけでございますので、そういう部分についてまでやや罰金的な意味を持ちますところの特別税率を適用することがよろしいかどうかということにいろいろ議論がございまして、やはり干拓というのには国土を広げるわけでございますから、そういう意味でありましたならば、右から左へ売つて処理をするという場合とはやはり差があるのではないかとということで、あのような措置にいたしましたわけでございます。

今後の問題といたしまして、干拓の問題といふのはいろいろございしますので、それがまた著し

く暴利で売られるというようになり、御批評のようないいことかと思ひますが、少しく推移を見てまいりたいというのが私の持論でございます。

○武藤(山)委員 暴利である証拠をあとで提出して、こゝでも一回論争いたします。

私の割り当て時間を超過しましたので、質問を終わります。

○安倍委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私はあまり税の専門家でもないで、武藤委員のような具体的な問題をお聞きする気はないのですが、大臣と論議をして意見を聞く機会はないかなので、大臣にお聞きするつもりで簡明にお聞きしますから、お答え願ひたいと思ひます。

一つは、税改正の問題。先ほど武藤委員も言われましたように、現在の価格暴騰を前提とし、東畑会長が今度の三法改正を考へられた。このように暴騰するならば、やはりもう一度再検討しなければならぬという答弁があつたわけですが、さらに今度政府が新しい価格体系を發表した。そして石油価格の値上がりも原則として、大体六二%程度の値上がりで、大蔵大臣自身のことばで言つても、新しい価格体系だと思ふですね。これがこれからの日本の価格体系のベースになつて、それを前提としてさらに物価政策をされることになるだらう。ただ、現在の物価を抑制するといふ立場で、一応価格凍結をするものは五十三件ありますが、これを一定の時期に解除することにしようと思ふのです。そういうことをさらに考へますと、この減税も含んでの税制の手直しといふものは、これを前提としなければならぬと思ふのはないか。それはいかがでしょうか。

○福田国務大臣 東畑さんの御所見というのは、私、新聞で見ただけで詳しいことは承知いたしません。おそらく私の感じといたしますと、東畑さんの調査会で立案した二兆円減税、これは物価が非常に異常な状態になるその前の段階のものであるが、それにしても非常に大規模な減税であるの

で、何年か経ち得るものである、こゝういふふうで考へておつたところ、その後、異常な事態になつてきた。そこで、それに即応した考へ方といふものがいづれは必要になるのじやないかといふような発言のうちに承知しておるのです。まだ私は会つて聞いたわけではありませんが、私からほんとうの真意はわかりませんけれども、私が紙面を通じて感じ取つたのは、こゝういふことだらうと思ふのです。

まさに東畑さんがこゝういふふうな御趣旨だとすれば、私は東畑さんの考へがよくわかるような気がするのです。とにかく二兆円減税、しかも、それは所得税が中心だ。欧米諸国をすれば抜けてしまつて課税最低限を百七十万円まで持つていきましようといふのですから、この体制といふものは、もう相当続き得る税制として考へたのではないかならうか、こゝういふふうな感じがいたします。

ただ、その後、物価が非常に異常な事態になつてきた。いまそれに対して物価の抑制政策を進めておるわけですが、その抑制政策をとつた上、日本経済の姿が一体どうなるか、これは今後の問題になつてくるわけですね。いま激動中です。激動中でありまふので、この御提案申し上げております税制改正案をこの段階でどうのこうのといふことは、私は妥当ではない、こゝういふふうで考へます。考へます。経済が一応の落ちつきを見た、その後財政は一体どういふふうになるか、こゝういふふうな状態を見た上で、将来の問題として、東畑さんが考へておつたような長期的にこれが続くんだといふことではなくて、もう少し早目に検討を要する事態になつてくる、こゝういふふうで思ひます。

○山中(吾)委員 東畑会長の答弁の要旨も、出席しておりましたからよくわかつてゐるのです。大体その答申をする当時、昨年の終りごろからこゝしににかけての物価の暴騰を予想してつくつたんじゃないんだ、いまのような状況ではやはり手直しをしなければならぬのではないかとこゝう答弁なんです。

ところが、今度の政府の新しい価格体系、これはもちろんあの答弁は、その次に予想してないものであつたと思ふのです。石油原価が三倍になり、そして政府が今度の今後の価格体系を發表した。大体石油関係は平均六二%くらい引き上げ、しかも、それは昨年四十八年十二月の実勢価格平均値に対してさらに上積みをする、そしてこゝにすつと全体の価格体系を安定さすといふこととなつてゐる。政府がこゝういふ方向に持つていつたら、当然にこれが実施をされて、これは今度下がることはないのですから、したがつて、四十九年内にこれが確定したときには、もう一度手直し、減税その他をすべきじやないかと思ふのですが、どうでしょうか。

○福田国務大臣 東畑さんの税調で答申した、それをいま税制改正案として御審議願つておるわけなんです。これはもう東畑さんにとつて、相当大規模のものだ、これは数年続くんぞ、こゝういふ考へ方でおられたわけなんです。しかし、事情が變つてきておる。東畑さんがお考へになつたより早く検討するといふ事態が来るかもしれないけれども、しかし、いまこの時点でこの御提案の骨格を變へる必要はないのだらうと思ふ、またそれは妥当ではない。つまり、新物価体系といふ一方において、電力料金問題がまだ出ておらない。鉄の問題があります。国鉄の問題があります。私、こゝういふような物価を動かす要因といふものがあるわけなんです。同時に、まだこれからいよいよ総需要抑制政策が効果をあげてこゝう、こゝういふ段階になつてきておるわけですね。その暖流、寒流の交錯がどの辺に落ちつきますか、そこで初めて新物価体系、こゝういふことになつてくるのだらうと思ふのです。まだ新物価体系といふのじやなくて、全く流動的な物価状態である、その段階で物価の動きのゆゑに税制の根幹を見直すといふことは、妥当でもない、また必要でもない、こゝういふふうで考へます。

○山中(吾)委員 それはよくわかるのです。今年

十月ごろに米価の凍結解除の問題が出るでございし、その上に電力料金もおそろくこゝしの十月前後出てくるのですから、こゝういふ段階にやはり減税その他のものを同時に考へるべきではないか。いまではないのですよ、こゝういふ段階になれば手直しをすべき問題ではないか。こゝで凍結した品目も解除するといふふうなものも前提として、こゝういふ段階になると、そこで電力料金も含んで大体全体が確定をする、その段階に來たときにそれは検討すべきではないか。それはいつになるかわかりません。政府の政策ですから……。

○福田国務大臣 この減税案はかなり大規模なものであります。これからの経済情勢を見通しますと、物価がいま流動しておりますが、いづれは新価格体系といふところになつてくる。同時に、わが国の経済の動きといふのが、これは非常に低成長になつてくると思ふのです。第一、油の問題一つを考へてみましても、これはもう国際収支の観点から見ましても、たいへん重圧になつてくるわけなんです。こゝういふ輸入をふやすわけにもいかぬ、どうしたつて低成長、こゝういふことになつてこざるを得ない。こゝういふ際に、企業の状態が一体どうなるか、またそれを受けて財政がどうなるか、よほど総合的に検討してみないと、この五十年税制改正がこゝういふ性格のものになるかといふことは予見できません。

とにかくこれだけ大規模な減税をやるのだから、五十年度税制といふ段階におきまして、また所得税の減税案といふようなことを考へることはなかなかむずかしいのじやないでしょうか。私はいまおぼろげながらそんな感じがいたします。

○山中(吾)委員 いまこゝういふ御答弁しかできないと思ふのですが、ばくはたいした減税じやないと思ふのです。いまの物価を見ますと、数字からそう思われるのかもしれないけれども、実際の反響から見てもたいした減税でない。それから武藤委員の言われたようないろいろな欠点もあるわけですから、おそろく負担の不公平の関係から重圧感も出るだらうし、いまのような新しい価格体

系が出そろったときには、やはり私はいまの欠点を補うという面も含んで検討すべきではないか、こう思うので、一応意見を申し上げます。

それから次に、これも大臣のいないときに問題になりましたが、いわゆる古くて新しい問題として、例の医師の必要経費、これはもうすでにいろいろの議論を越えて着手すべき段階に来ているのではないかと、提案的質問をしますと、盛んに全国から反対の電報が来たりしておりますが、これは診療費の問題、いわゆる点数その他の改定の問題との関係で社会保険診療報酬を免税にしていることがいつもからんでこの特別措置が硬直化している、いわゆる既得権化しておるわけなんです、これは別問題として考えるべきではないのか。

大体、現在の税の負担についての不公平という論議の例に、これがいつも出てくるわけですね。末端の税務行政担当者も、これがあるために、税思想を普及する懇談会ときにはこれを例に出されて、税務行政が悪事を働いているような言い方をされる、一番苦痛であるという訴えをする。あるいは最近の私立医科大学の裏入学について、最高三千万というような裏入学の寄付をするというところとも無関係とは思わないのです。そういうことも考へて、一応七二%の免税は、いままでの税制調査会の報告も含め、五〇%ぐらいが適当であるという資料も出ておるのですから、年々五%づつ少なくしていくと私は思う、医師会の意見も聞きながらね。そうして五〇%におろした場合は増税は、局長から聞きますと九百何億と言いましたね。

○高木(文)政府委員 五〇%をこえますと、千億ちよつとこえるということになります。

○山中(吾)委員 私は、税は税で公平な立場をとって、点数その他において不合理があるならば、その千億分は他の政策として医師に返してもいいと言ふのです。何かそういうことでやるべき段階がある。日本の知識階層の最高級のお医者さんであるのですから、税の不公平ということではない。議論があるときに、そのために医師に対する非

難もまた出てくるというようなことは、医師自身も本意ではないと思う。どうもそういう意味において、これははじめに着手することを前提として検討すべきであるという意見を述べておるのです。大臣の御意見はいかがですか。

○福田国務大臣 山中さんのお話の御趣旨はよくわかります。この問題はなかなか古いいきさつがありまして、いま山中さんの御指摘のように、点数単価の問題とからまづて生まれたもので、それから、その処置が非常にむずかしいというので今日に至つておるわけなんです。ほんとうは医療制度の根本的改革という問題がある。この問題とからめてこれを解決するということになりましたと、これがたいへん円滑にいくのではあるまいか、そういうふうな考へておるのですが、そういう根本的解決自体がなかなかむずかしい問題で、それがいわれてから今日もう数年経過しておる、こういう状態でございます。

そこで、税制調査会のほうでも特別部会をつくりまして、この問題をどういうふうにするかというところを検討し始めまして、東畑税調会長も非常に御熱心なのです。ですから、税調がどういう判断をとりますか、これは一番客観性があると思うのです。その意見なんかを聞きまして結論を出すということにしたらどうだろうというふうな考へ、本年度はさしあたり手をつけない、こういう措置をとったわけなんです。東畑先生が非常に熱意をもつて検討しておりますので、その推移を見たい、かように考へております。

○山中(吾)委員 本年度は着手できないとすれば、来年度あたりから着手するということを前提として進むべきである。方法は医師会の意向も聞き、もつと民主的にやればいいと思うのですが、税行政としてはこれに手をつけたいと、あらゆる他の税行政の推進に影響を与えるから、当然これは医師会もわかるのではないかと、だから、私は、参考人として武見会長を呼んで、その辺の医業のあり方から一般の議論も含んで率直に意見交換をして、この大蔵委員会において来年度からの着手

を前提とするような決定をすべきだという主張をして、大体意向はみな賛成のようだったが、またどこかで雑音があるようでありまして、私は来年度着手を前提としてやるべきである、これは政治家としての最低の責任ではないかという感じがしておるのです。東畑会長自身もやりやすいように、大蔵委員会ですらういふ姿勢を示してやるべきであると考えておるから、ことしは言われない、少なくとも来年からの着手を検討すべきであると考えておるが、もう一度大蔵大臣の御意見を聞いておきたい。

○福田国務大臣 この問題は古くて新しいという問題であります。山中さんのおっしゃるようなそういう御意見も、税調の中にもだいたい出てきておるのです。ですから、税調の特別部会、なお税調会長がこれをどうさばるか、非常に税調会長も関心を持っておりますから、その推移を見まして善処したい、こういう考へであります。

○山中(吾)委員 まうは委員長の善処を期待して、次に移りたいと思ひます。

今度の三法の改正について、私ずっと審議のしかたについて自分なりに視点を二つ置いて見てきたわけでありまして、一つは企業優先成長型の税制が少しでも福祉型のほうに前進しておるかどうかというところを一つの視点に置いて、二つは税法の改正の内容を見ても少くとも縮小する方向に改善されたのかどうか、この二点についてずっと見てみたのですが、どうもその辺が進んでいないという結論になるものでありますから、この三法の改正について、高い評価はなかなか出せないわけなんです。

第一の企業優先型の税制の構造を福祉型のほうに持っていくことについては、やはり政治全体の新しい価値観の形成がないと、そこに進む決断は出ないのではないかと、そのうちであります。そして、企業中心の特別措置といふものが、すでに既得権として残つてしまつておる。それで、私はたとへば一つの例で大蔵大臣の考

えを聞きたいのでありますが、これは田中総理大臣が東南アジアに行つたときに、シンガポールに行つてリー・クアンユー首相との会談のときに、向こうのリー首相が一つの特別措置の例として、私有庭園維持管理費についての特別措置、所得控除、道路に面しておる家の道路側の庭について、いわゆる都市の緑化に協力する意味も入るものだから、まあ一間ぐらいの幅でしようが、木を植えてある私有の庭の維持管理費、大体三百ドルというから九万円ぐらいでしょう、そういうものに対して免税措置をとっている、そして市街地のいわゆる並み木に協力をさせる奨励特別措置だと思ふのです、それをやっておる。田中首相は、これは検討に値し、取り入れる価値があると答へたという記事が出てゐるわけですが、こういうふうな一つの提案があるときに、大蔵大臣が低抗を感じないでそれをひとつ特別措置に持つて、こういう考へという考へといふものが出て初めて、こういう特別措置が企業優先型から福祉優先型の税制に移行する心がまえになるのではないかと、どうもそういうものは特別措置に値しないという低抗を感じて、そして企業の場合にはすぐ引き当て金、準備金といふものをたやすく設定するといふいままでのものの考へ方といふものがあつた、これはなかなか飛びつかない。現在、大都市については緑がなくなり公害問題として論議をされておるときに、やはり道路に面して個人の庭を所有する場合に、維持管理費ぐらひは所得の中から特別措置として控除するといふようなことの提案はあつてもいいんじゃないか、それについてどうも特別措置として不適当であるとお考へになるような考へ方をとるべきではない、こういう着想を認めることがいわゆる特別措置に対する新しい福祉社会への方向転換になるのだと思ふのですが、そういう考へはどうですか。これはひとつ実例があるもので、すから申し上げました。

○福田国務大臣 まあシンガポールとたとえば東京を比較する、東京あたりはもう人が密集しちゃつて住むに土地なくというので困つてゐる人

のほうがむしろ多いのじゃないでしょうか。ですから、私どもの市民感情とすればそんな広大な庭を持ってゐる人は、その代償としてうんとよけいに税を納めてもらいたいというような感觸もあります。シンガポールのように過密ではない、しかも、もう大抵きれいな町づくりもできている、そういう際の考え方と、東京のようなくじやくじや人が密集しているという地帯の考え方とは、ちよつとその感じ方が違ふのじゃないでしょうか。皆さんどういうふうにごらんになりますか。わが東京にそういう制度を適用しようというてもなかなかむずかしいのじゃないでしょうか。

○山中(吾)委員 私は東京に限定しているのではなくて、一つの税の改正、特別措置を発想するときの考え方、日本の場合は、企業の特別措置ばかりに偏向されておるから、それで日本全国の中都市も含んで、また大東京のようなあやまちをおかさないように、道路に面して小さな庭園でも持ち、そこに並木に應ずるような木を植える建築構造があれば、それについては特別措置で奨励的な免税をするとかいふような着想が抵抗なしに考えられるような価値観にならないと、口では幾ら福祉社会の方向に向かつて考へるという——税制でも提案理由によく書いてあるが、私はそれはうそだ、こういうものにするつと入るような考え方にならなければその改正はできないのじゃないか。いまこういう例を出したときに、すぐ東京を構想して、事情が違うのじゃないかという大蔵大臣の考え方、その辺が何か少し古いのじゃないか、そういうことを私は申し上げるのです。どこか考へ方を変えなければならぬのじゃないですかね。どうですか。

○福田国務大臣 山中さんのおっしゃることはよくわかるのです。わかるのですが、ある程度街路整備なんかできておきまして、そうしてその整備をさらにきれいに整へよう、こういうことで市街化が、街路づくりが進んでおる、そういう地帯については御発想のようなこともあるいは考えられるかもしれないが、いま私らは東京におるものですから、すぐ東京のことが頭にくるわけですが、東京あたりをちよつと考へてみると、空閑地税とか、そういうようなほうが先に頭にきますね。そういうものと山中さんがおっしゃるような緑の街路をひとつつくりまして、というふうなことが交錯するということであらう、まあ、まあ市民感情にも合う措置かとも私は思いますが、広大な土地を持つておられます、それが庭園風になつておられます、それが街路に面しておられます、町の美観を添えます、がゆえに、ひとつ特別の配慮をいたしまして、所得税を控除いたしまして、うとか、そういうふうなのじゃないか、たとえば空閑地税を設定します、しかし庭をきれいに保存している人には空閑地税について何か特別の考へをいたしまして、うとか、その辺の結びつきがないと取り入れられないのじゃないかというふうな感じがしますかね。

○山中(吾)委員 試みに提案をしてみても、大蔵大臣の反応をちよつと聞いただけです。そういう構想の方向にいかなければ、経済優先の政策を福祉優先に転換したとか幾ら政府がいっても、こういう具体的な発想がなかなか出てこないから、そういうことを一応提案をして、お互いに考へるべきだと思つて私は申し上げたのです。その次に、今度法人税率を四〇％に上げた。これはたいへんな引き上げだと思つて、法人税率の四〇％はですね。実効率が大体五〇％です。私には、これはいままでの企業税とかもの考へ方を転換して、新しい価値観を一方に形成しなければやがてまた引き下げ運動が必ず出る、四〇％というのは相当なものですから、中小企業法人については、相当重いものになつて、景気の変動その他の中に、また引き下げ運動が出ると思つて、いままでの法人税率の変化の歴史を見ましてもね。

したがって、この四〇％までの引き上げ、実効率四九・四七、これで安定さすのには、中小企業と大企業の間にもう一つ緩慢なる累進税制度をと

らない限りは、中小企業の圧力によつてまた下げなければならぬといふふうになつてくるということ、私は、私は非常におそれるわけなんです。そういう意味において、やはり七百万以下の軽課税と、この間でなくて、その上に大法人と中法人の間に少なくとも緩慢な累進制をとらなければ安定しない、こういうふうに通つて思ふのですが、いかがですか。

○福田国務大臣 山中さんのいまおっしゃるの、いまの中小法人に対する税率が一方にある。その中から大中小法人に対する税率が一方にある。その中にもう一つ設けたらどうか、こういうのです。か。そういうことをおっしゃる人もあるし、あな

たの社会党あたりでは、所得額に応じて累進税にしたらどうか、こういうことをおっしゃいます。が、いすれにいたしましても、法人に対する税率の刻みを複数化していくということになります。と、法人といふものが自然と違ふ、そこに問題があるのです。あるいは規模を見ましても、構成内容を見ましても、いろいろな会社、企業の形態がありまして、その所得について累進税率を設けるということになりますと、いろいろの複雑な問題が出てくる。

それから、一番考へられますのは、そういう際には高い税率の会社、つまり大規模の会社でよくと税法上損だといふので、みんな小さくしますよ。そんなことになったら、いま世界の中の日本といふか、日本はとにかく資源が少ない。どうしたつてそれは世界の経済の中で貿易立国という立場をとらなければならぬ。そういう際に、非常なおくれをとるという問題もあるわけ。これは理論的には一応考へられない問題ではないかもしれませんが、これは自然と法人といふものがある。と同時に、そういう、会社をこま切りにしちゃう、その結果、企業税率といふものを非常に低下させる。またその結果、さらに国際社会に臨むわが国の全体の経済体制を弱体化する。こういう問題にもつながる問題でありまして、これはそうそ

う簡単な問題じゃない。私は、にわかに賛成はできません。

○山中(吾)委員 その辺がどうも大蔵大臣は古い偏見があつて、そう思われるんじゃないだろうか。ぼくが言つてゐるのは、現在すでに政府の提案をしてゐる税率が四〇％なんです。これをさらに上げると言つてゐるんじゃないんです。ただ、それより、たとえば日鉄のように、年間の純益が一千万以上だ、その五〇％なら五百万、あと五百万の利潤は残るんですが、年間一億以下ある人は五千万ぐらいの利益を通常とする中小企業法人の場合に、同じ四〇％を取るときに、この法案出ているんですから、成立するんです。そうすると、下のほうから、不況になつたときには、必ず下がるという圧力が出る。上からは出ないです。また日鉄が分裂するといふようなことはないんじゃないですか。

いまのあなたのおっしゃることは、非常に論理に合はぬと思ふ。私が言つてゐるのは、現在の税制改正を前提として、中小企業についてはやはり階層的段階を置かなければ、法人間の負担の不公平から、下のほうから引き下げの圧力が出る。上からは出ないと思ふ。そういう意味において、やはり累進税をもつて、累進段階に考へてゐるんじゃないか。法人と自然人とが違ふという点については、私は、法人の性格はもう変わつてきているんじゃないか。大法人からすでに社会的責任論まで出てきておるんです。大地主になつておるし、大株主になつておるんだから、その点は私は検討すべき段階に考へておると思ふのですが、いかがですかね。いろいろの脱税を考へるとかという技術は別です。大原則としてそういう段階をとらないと、この法人税率は安定しないと思ふ。どうですか。

○福田国務大臣 どうもその点になるとおっしゃることがよくわからない。法人税率が安定しないといふ点です。この刻みをこまかくしますと、これはどうしても上の刻みの企業は、次の刻み、またその次、すなわち下の刻みの企業タイプに持つていこうという傾向が起つてくるだらうと思ふ

のです。税率が違ふから自然そういうことになるだろう、こういうふうに思います。それは企業の中に大変動というか、そういうものが起こつてくる可能性というものがあるわけですね。そういうことを考えますと、これはなかなか、そう簡単に結論を出すというわけにはいきませんね。なお私も勉強はしてみますが、そう簡単な問題ではないということです。

○山中(三)委員 それはもちろんここで論議をして結論が出るわけじゃないんですから……。しかし、すでに零細法人に対しては低い税率をきめておるんです。現在ほとんど法人が巨大化してきておる。十年前とたいへんな違いがある。そこで、一つのまた段階を置く。こういうふうな条件は、もうすでに下のほうは一つつくつてあるんですよ。いま非常な法人の格差が出ておるわけです、資産の格差から所得の格差。いまの比例税率のままでいけば、必ずやはり逆に矛盾が出るということも常識ではないかと思うので、これはあまり偏見を持たないで検討していただきたいと思うのです。

最後に、これはこういう大蔵大臣がおるときに一度基本的な問題をお聞きしておきたいと思うのですが、いまの物価問題全体は経済法則でできたものでなくて、大蔵大臣は、いまの物価は相場だと言った名言がありますが、一つの世相の退廃現象だと私は思っておるわけです。したがって、物価三法、生活安定法とか石油規制法とか買い占め規制法ができておりますが、ああいう立法ができて、現在のエゴイズムの価値観を前提として、企業の経営者も最大利潤を追求する権利があるという思想であれば、利潤の制限を受けるような立法ができたときは、心の中で心服してないのですから、やみカルテルとかやみ価格というものは、またすきがあれば出てくる。さらに取り締まりを強化しなければならぬ、そうしてやがて統制経済をつくっておるのと、寄つてたかつて統制経済をつくつておるものと、ものになると思うのです。現在の価値観を前提とすれば、やはり新しい価値観を形成して、それ

によつてささえられる立法でないと、皆さんの一番願つておる自由経済は保持できないと私は思うのです。その点について、大蔵大臣は基本的にどういう考えでいまの物価抑制についての方法をお考えになつておるか、この機会ですから、最後に聞いておきたいと思うのです。

○福田國務大臣　物価に對しましては、私はこれは經濟原則に従つて需給の均衡をとる、これが基本だろうと思ひます。ところが、いまこういう資源の状態である。そういう際に供給をふやすわけにはいかぬ、また供給をふやそうとして設備を拡大すれば、それがまた物価高を呼ぶ、こういうことになる。やはり需要を抑制するほかはない、こういう基本的な考え方です。それで總需要抑制政策を進める。これはしかし、非常に目の荒い政策でありますから、そこでお話のような物資三法、こういうもので目の荒いところを詰めていく、こういう考え方をとるわけです。私は、これで一応狂乱状態を克服し得るということを確信いたしております。

ただ、問題となりますのは、これは山中さんがいま御指摘のような問題だろうと思うのです。やはりこの際、国民全体が反省をする必要があると思ふのです。ほんとうに、物の世の中だ、金の世の中だというそういう世の中の風潮、これはもうどうも社会連帯というか、そういう考え方に立ち返る必要がある、こういうふうと考えております。ですから、私は、教育については、教育問題というよりもっと高い次元において、つまり社会風潮をここでたたき直す必要がある、こういうふうと考えております。そこで初めて私は、物の問題、物価の問題というのも定着し、安定してくる、こういうふうな考えられるわけです。そういう世の中に早くしなければならぬと念願しております。

○山中(吾委員) 私は、いま寄つてたかつて政治が統制經濟へ持つていく努力をしていると心配をするのは、やはり現代のエゴイズムを前提として、企業そのものに利潤追求の自由というものを認めれば、社会的責任を持つという新しい価値観に企

業経営者が窺われない限りは、決して腹の中では順奉しないんだから、取り締まりとやみカルテルその他が悪循環して、さらに締めなければならぬということになるから申し上げたんだが、その自由経済を保持するためには、私は、企業のほうが組織化しておるのに対して、消費者を組織化させて選択の自由を持たす、それから国民全体の価値観の転換しかないだろうと思っているわけです。

ところか、現在の三法というものをささえる価値観は、やはりいままでの社会に対する対立概念としての個人主義に基づいた自由だと思ふのです。だから、自民党の自由民主主義というのは、一体こういう個人主義を前提とした自由民主主義ならば、それは夜警国家の政治哲学だと思ふのです。防衛と治安だけを国の任務として、あとはもう全部自由にまかす。そこでエゴイズムのもとに、弱肉強食の姿で、大法人はどんどん金もうけをすることが正当な行為である。そうでなくて、いまのすでに三法というのは、やはり社会連帯の意識の上に立った民主主義というものにささえられな

い限りは、その法律の正当性を認めることにはならないから、やみカルテル、やみ価格というものの横行しかない。最後には道義の退廃と統制だけが残る。そういう点についてもっと真剣に考えなければならぬと思うので、その場合にやはり政党自身の政治哲学も変えるべきではないか。おそろしいまの三法は——大企業家は参考人で非常に低姿勢で来ておるが、腹の中ではそう心服していないはずなんだ。しかし、企業そのものは、やはり社会的存在なので、企業が巨大化するにしたがつて市場を支配する影響力がある。したがって、われわれは社会的責任があるのだという経営者自身が新しい企業観を持つならばできるだろう、そういうことを真剣に考えてやるべきではないか。

そこで私は大藏大臣の財政演説の中の最後に福田さんの哲学をちよつと言つておるものだから、それを聞いて終わりたいと思つて話題に出すのですが、一番終わりに「物さえあれば、金さえあれば、自分さえよければという物と金とエゴの

金では買えないものの価値を再認識し、社会の公正と連帯の中で、みずからの生きる喜びを感じるような、人間主義にあふれた新しい社会を建設しなければならぬ」と、財政演説で一国の総理大臣級の哲学を述べられておる。そのエゴを克服する価値は何かということをお考えになっておりま

すか、これを前提としなければ私は、いまや統制経済に一路邁進するのだ、そうして法律の取り締まりと企業の反抗とが悪循環をつくり、かぜ業に新薬ができれば新しいビールスができると同じようになると思う。それに気づかれてきつと言われておるのでしょうか。どういう価値観をお考えになつておるかお聞きしたいと思うのです。これは企業親の問題ですから、企業法人がいかなるものであるかという考え方の延長線に法人税のあり方があるわけですから、非常に深い関係があるので。私はそこまで論議をしませんけれども、一言聞いて終わりにいたします。

○福田内務大臣　世の中、いまとにかくお説みくださったように、金さえあれば、物さえあれば、自分さえよければ、こういうのが今日の風潮だと思ふのです。こいつを克服しなければならぬというのが私の考えなんです。その考え方を山中さんがお尋ねですが、やっぱり人間は一人で生きるわけにいかないのです。友だちをつくり、また社会をつくり、国をつくり、大きくは世界をつくつて、その中で自分というものを完成していく。ですから、人に対して害悪を及ぼす、これは悪である。また人のために協力をしてやる、これは善である。こういうことに個人も企業も徹すれば、これはもう物資三法なんか必要なくなつちやうのです。そういうふうな社会風潮、ごみをそこに捨てて、こういうようなことは恥である、あるいは人の迷惑を顧みず、買ひだめ売り惜しみをすること、これは恥である、そういう社会風潮の中では、あのような企業の行状というものはあり得ないのです。あるいは公害をたれ流してまでも自分の利益

をはかろうとする、そういう行為はあり得ない。
ところが、戦後三十年間、そういう金と物と自分
と、こういう世の中になっちゃった。そこに日本
の社会の非常に大きな黒点がある、私はこうい
うふうに考えます。その黒点を取り除く、これと
経済の運営とが並行しなければ、ほんとうにいい
経済にもならぬし、ほんとうにいい社会にもなら
ぬ、そういうふうに考えます。

○山中(吾)委員　これで終わりますが、だから、
世の中を離れて一人では生きていられないという
考え方を前提として、いわゆる十七、八世紀の個
人主義人間観を基礎にした自由民主主義の価値観
では、いまの立法はささえられないのではないの
か。私は個人主義に対する社会主義という意味で
社会主義ということばを使っているのですが、階
級的な、イデオロギー的な狭い意味の社会主義で
はなく、人間は社会的存在だという認識の上に
立って、その人間を原点とした民主主義という価
値観に転換をしなければ、立法をささえる価値観
にはならないんだ。そういう意味において、与党
がもしそういう意味の個人主義を原点とした自由
民主主義ならば、私はそういう政治哲学から国民
を指導しても現在の三法をささえる価値観になら
ないし、法の取り締まりの強化とやみ価格と悪循
環になるのではないかと思うので、研究課題とし
て提起をして、これで質問を終わります。(拍手)
○安倍委員長　次回は、明二十日水曜日、午前十
時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後九時三十一分散会

昭和四十九年四月十二日印刷

昭和四十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局